市議案第１８号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

初任給調整手当の支給限度額を改正するとともに，任期付常勤講師及び非常勤講師の給与を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和２８年豊中市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（初任給調整手当） 第１５条の４　第７条第１項第３号アに規定する医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職のうち，採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には，採用の日から３５年以内の期間，月額２５１，７００円を超えない範囲内の額を，採用後市規則で定める期間を経過した日から１年を経過するごとに一定の額を減じて，初任給調整手当として支給する。 ２・３　（省　略） （法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員の給与） 第３１条　（省　略） ２　（省　略） ３　前項に規定する報酬の額は，勤務の実態及び職務の内容に応じて，月額３２０，１００円，日額１９，０００円又は時間額２，９２０円の範囲内で他の職員との権衡を考慮して，市規則で定める。 ４～７　（省　略）	（初任給調整手当） 第１５条の４　第７条第１項第３号アに規定する医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職のうち，採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には，採用の日から３５年以内の期間，月額２５２，４００円を超えない範囲内の額を，採用後市規則で定める期間を経過した日から１年を経過するごとに一定の額を減じて，初任給調整手当として支給する。 ２・３　（省　略） （法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員の給与） 第３１条　（省　略） ２　（省　略） ３　前項に規定する報酬の額は，勤務の実態及び職務の内容に応じて，月額３２０，１００円，日額１９，０００円又は時間額３，０１０円の範囲内で他の職員との権衡を考慮して，市規則で定める。 ４～７　（省　略）

別表第８を次のように改める。

別表第８

任　期　付　常　勤　講　師　給　料　表

号給	給　料　月　額
	円
１	２０２，４００
２	２０３，９００
３	２０５，４００
４	２０６，９００
５	２０８，８００
６	２１０，７００
７	２１２，６００
８	２１４，５００
９	２１６，４００
１０	２１８，５００
１１	２２０，５００
１２	２２２，４００
１３	２２４，２００
１４	２２６，７００
１５	２２９，１００
１６	２３１，６００
１７	２３４，１００
１８	２３６，７００
１９	２３９，１００
２０	２４１，５００
２１	２４３，９００
２２	２４５，５００
２３	２４７，１００
２４	２４８，７００
２５	２５０，１００
２６	２５０，４００
２７	２５０，８００
２８	２５１，２００
２９	２５１，６００
３０	２５２，４００
３１	２５３，２００
３２	２５４，０００
３３	２５４，８００
３４	２５５，９００
３５	２５６，９００
３６	２５７，９００

37	258,400
38	259,900
39	261,400
40	262,900
41	264,400
42	265,300
43	266,200
44	267,000
45	267,600
46	268,600
47	269,600
48	270,500
49	271,400
50	272,200
51	273,000
52	273,800
53	274,500
54	275,300
55	276,000
56	276,700
57	277,400
58	278,100
59	278,700
60	279,300
61	280,000
62	280,900
63	281,800
64	282,700
65	283,400
66	284,300
67	285,200
68	286,100
69	287,000
70	287,900
71	288,800
72	289,700
73	290,400
74	291,200
75	292,000
76	292,800

77	293,600
78	294,400
79	295,200
80	296,000
81	296,800
82	297,700
83	298,500
84	299,300
85	300,100
86	300,800
87	301,500
88	302,100
89	302,700
90	303,300
91	303,900
92	304,400
93	304,800
94	305,300
95	305,800
96	306,300
97	306,900
98	307,500
99	308,100
100	308,700
101	309,300
102	309,500
103	309,700
104	309,900
105	310,200
106	310,400
107	310,600
108	310,800
109	311,000
110	311,200
111	311,400
112	311,600

113	311,800
114	312,100
115	312,400
116	312,700
117	312,900
118	313,200
119	313,500
120	313,700
121	313,900
122	314,100
123	314,300
124	314,500
125	314,700
126	314,900
127	315,100
128	315,300
129	315,500
130	315,700
131	315,900
132	316,100
133	316,300
134	316,500
135	316,700
136	316,900
137	317,100
138	317,300
139	317,500
140	317,700
141	317,900
142	318,100
143	318,300
144	318,500
145	318,700
146	318,900
147	319,100
148	319,300
149	319,500
150	319,700

151	319,900
152	320,100
153	320,300
154	320,500
155	320,700
156	320,900
157	321,100

附　則

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，この条例の施行の日に在職する職員については，令和６年４月１日から適用する。

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては，この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4　前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

市議案第１９号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

市長部局，教育委員会，選挙管理委員会及び消防職員の定数を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和２７年豊中市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第２条　職員の定数は，次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。）　１，８９４人 （２）　（省　略） （３）　教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。）　２９３人 （４）　選挙管理委員会の職員　８人 （５）　（省　略） （６）　消防職員　４１２人	第２条　職員の定数は，次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。）　１，９５５人 （２）　（省　略） （３）　教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。）　２７９人 （４）　選挙管理委員会の職員　９人 （５）　（省　略） （６）　消防職員　４１３人

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第２０号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の設定について

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

ボランティア休暇の対象となる活動を拡大するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

勤務時間及び休暇に関する条例（昭和２８年豊中市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（ボランティア休暇） 第２０条　ボランティア休暇は，職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で，その勤務しないことが相当であると認められるときに，年度を通じて５日の範囲内において与えることができる。 （１）～（３）　（省　略）	（ボランティア休暇） 第２０条　ボランティア休暇は，職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で，その勤務しないことが相当であると認められるときに，年度を通じて５日の範囲内において与えることができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　前３号に掲げる活動のほか，地方公共団体その他公共団体，地縁による団体その他公共的団体等が行う地域における活動であって，市長が定めるもの

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第２１号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

公平委員会の委員長及び委員の報酬の額を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第２条　委員等に対しては，次の区分により報酬を支給する。 （１）～（３）　（省　略） （４）　公平委員会 委員長　月額　<u>５１，９００円</u> 委員　月額　<u>４２，４００円</u> （５）～(81)　（省　略） ２　（省　略）	第２条　委員等に対しては，次の区分により報酬を支給する。 （１）～（３）　（省　略） （４）　公平委員会 委員長　月額　<u>８６，０００円</u> 委員　月額　<u>７０，０００円</u> （５）～(81)　（省　略） ２　（省　略）

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第２２号

豊中市職員旅費支給条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市職員旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ，宿泊料の上限額を改正するとともに，鉄道賃の急行料金の距離規定の廃止その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

豊中市職員旅費支給条例（昭和２３年豊中市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（旅費の種類） 第５条　旅費は，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，宿泊料，食卓料，移転料，着後手当及び扶養親族移転料とし，順路に従ってこれを支給する。ただし，公務の都合によって順路により難い場合は，実際に通過した順路による。	（旅費の種類） 第５条　旅費は，鉄道賃，船賃，航空賃，その他の交通費，宿泊費，包括宿泊費，食卓料，転居費，着後滞在費及び家族移転費とし，順路に従ってこれを支給する。ただし，公務の都合によって順路により難い場合は，実際に通過した順路による。
（旅費の額） 第６条　鉄道及び軌道旅行には鉄道賃，水路旅行には船賃，航空旅行には航空賃，陸路旅行には車賃を支給する。ただし，鉄道，軌道，水路又は航空によらない旅行は，これを陸路旅行とする。 ２　鉄道賃は，次の区分により旅客運賃，急行料金及び座席指定料金により計算する。 （１）　別表第１の各等級の該当者には旅客運賃 （２）　片道５０キロメートル以上普通急行列車に乗車した場合においては，普通急行料金及び座席指定料金 （３）　片道１００キロメートル以上特別急行列車に乗車した場合においては，特別急行料金 （４）　特別の必要により普通急行列車又は特別急行列車に乗車した場合においては，前２号の規定によらないでその乗車に要する急行料金	（旅費の額） 第６条　鉄道及び軌道旅行には鉄道賃，水路旅行には船賃，航空旅行には航空賃，陸路旅行にはその他の交通費を支給する。ただし，鉄道，軌道，水路又は航空によらない旅行は，これを陸路旅行とする。 ２　鉄道賃は，旅客運賃，急行料金及び座席指定料金の合計額を支給する。
３・４　（省　略）	３・４　（省　略）

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
5　車賃は，実費額を支給する。	5　その他の交通費は，実費額を支給する。
6　宿泊料は，現に支払った宿泊料の額（当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあっては，当該額に別表第１に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。以下同じ。）を支給する。ただし，別表第１に定める宿泊料の限度額を超えることができない。	6　宿泊費は，現に支払った宿泊費の額（当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあっては，当該額に別表第１に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。以下同じ。）を支給する。ただし，別表第１に定める宿泊費の限度額を超えることができない。
	7　包括宿泊費は，移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし，現に支払った包括宿泊費の額（当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあっては，当該額に別表第１に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。）を支給する。ただし，当該移動に係る第２項から第５項までの規定による旅費の額及び当該宿泊に係る別表第１に定める宿泊費の限度額の合計額を超えることができない。
7　水路旅行及び航空旅行には，公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により上陸又は着陸して宿泊した場合のほかは，宿泊料を支給しない。ただし，船賃又は航空賃の外に食卓料を要する場合においては，夜数に応じて別表第１に定める額の食卓料を支給する。	8　水路旅行及び航空旅行には，公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により上陸又は着陸して宿泊した場合のほかは，宿泊費を支給しない。ただし，船賃又は航空賃の外に食卓料を要する場合においては，夜数に応じて別表第１に定める額の食卓料を支給する。
8　別表第１の２等以下の該当者が別表第１の１等該当者に随行して旅行する場合は，別表第１の規定にかかわらず，当該別表第１の２等以下の該当者を別表第１の１等該当者とみなして，第６項の規定による宿泊料及び前項ただし書の規定による食卓料を支給することができる。	9　別表第１の２等該当者が別表第１の１等該当者に随行して旅行する場合は，別表第１の規定にかかわらず，当該別表第１の２等該当者を別表第１の１等該当者とみなして，第６項の規定による宿泊費，第７項の規定による包括宿泊費及び前項ただし書の規定による食卓料を支給することができる。
9　移転料は，赴任（市長が定めるものに限る。以下同じ。）に伴う職員及び扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。），子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について，実費額により支給する。ただし，	10　転居費は，赴任（市長が定めるものに限る。以下同じ。）に伴う職員及び家族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。），子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について，実費額により支給する。ただし，社会通念上相当と市長が認める

（現　行）	（改　正　後）
社会通念上相当と市長が認める額を超えることができない。	額を超えることができない。
10　着後手当は，赴任に伴う住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について，赴任の目的地に到着後直ちに職員宿舎（一般職の職員の給与に関する条例（昭和２８年豊中市条例第８号）第１５条の３第１項第１号に規定する職員宿舎をいう。）等に入居できない場合であって，市長が必要と認めるときに，現に支払った宿泊料の額を支給する。ただし，別表第１に定める宿泊料の限度額を超えることができない。	11　着後滞在費は，赴任に伴う住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について，赴任の目的地に到着後直ちに職員宿舎（一般職の職員の給与に関する条例（昭和２８年豊中市条例第８号）第１５条の３第１項第１号に規定する職員宿舎をいう。）等に入居できない場合であって，市長が必要と認めるときに，現に支払った宿泊費の額を支給する。ただし，別表第１に定める宿泊費の限度額を超えることができない。
11　扶養親族移転料は，赴任に伴う扶養親族の移転（市長が定めるものに限る。）について，赴任を命ぜられた日における扶養親族（同日において胎児であった子を含む。）１人ごとに，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，宿泊料，食卓料及び着後手当に相当するものとして，その移転の際における年齢等を勘案し，社会通念上相当と市長が認める額の合計額を支給する。	12　家族移転費は，赴任に伴う家族の移転（市長が定めるものに限る。）について，赴任を命ぜられた日における家族（同日において胎児であった子を含む。）１人ごとに，鉄道賃，船賃，航空賃，その他の交通費，宿泊費，食卓料及び着後滞在費に相当するものとして，その移転の際における年齢等を勘案し，社会通念上相当と市長が認める額の合計額を支給する。
（退職者等の旅費）	（退職者等の旅費）
第７条　（省　略）	第７条　（省　略）
２～４　（省　略）	２～４　（省　略）
５　赴任をした職員が死亡した場合において，当該職員と同居していた当該職員が死亡した日における扶養親族が市長が定める期間内にその居住地を出発して帰住（生活の根拠地となる地に旅行することをいう。）をしたときは，当該扶養親族に対して，前条第１１項の規定に準じて計算した鉄道賃，船賃，航空賃，車賃及び食卓料を支給する。	５　赴任をした職員が死亡した場合において，当該職員と同居していた当該職員が死亡した日における家族が市長が定める期間内にその居住地を出発して帰住（生活の根拠地となる地に旅行することをいう。）をしたときは，当該家族に対して，前条第１２項の規定に準じて計算した鉄道賃，船賃，航空賃，その他の交通費及び食卓料を支給する。
別表第１	別表第１
旅費額	旅費額
等級　区分　宿泊料の限　食卓料（１夜	等級　区分　宿泊費の限　食卓料（１夜

（現　　行）

		度額（１夜につき）	につき）
１等	市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者，教育長，常勤の監査委員，固定資産評価員	円 １７，０００	（省　略）
２等	１等級及び２等級並びにこれらに相当する職務にある者	１５，０００	２，５００
３等	特３等級，３等級及び４等級並びにこれらに相当する職務にある者		
４等	５等級及び６等級並びにこれらに相当する職務にある者		

別表第２

区分	旅費額
別表第１の１等の者	内閣総理大臣等のうちその他の者の旅費額
同　　２等の者	７級以上の職務にある者の旅費額
同　　３等の者	６級以下３級以上の職務にある者の旅費額
同　　４等の者	２級以下の職務にある者の旅費額

（改　正　後）

		度額（１夜につき）	につき）
１等	市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者，教育長，常勤の監査委員，固定資産評価員（以下「市長等」という。）	円 ２７，０００	（省　略）
２等	市長等以外の者	１９，０００	２，５００

別表第２

区分	旅費額
別表第１の１等の者	指定職職員等の旅費額
別表第１の２等の者	職務の級が１０級以下の者の旅費額

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の豊中市職員旅費支給条例の規定は，この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用する。

市議案第２３号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

職員給与等を改正するとともに，看護休暇の取得要件その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和２８年豊中市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（昇給） 第１０条　（省　略） ２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項前段に規定する人事評価の結果及び勤務の状況が良好であり，かつ，同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が１等級及び２等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員並びに任期付短時間勤務職員にあっては，３号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 ３～５　（省　略） （扶養手当） 第１４条　扶養親族のある職員には，扶養手当を支給する。ただし，次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）に係る扶養手当は，行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が１等級であるもの及び医療職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が１等級であるもの（以下「行政職１等級	（昇給） 第１０条　（省　略） ２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項前段に規定する人事評価の結果及び勤務の状況が良好であり，かつ，同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給（医療職給料表（２）の適用を受ける職員でその職務の等級が特１等級及び１等級であるもの並びに任期付短時間勤務職員にあっては３号給，行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が１等級及び特２等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員にあっては１号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 ３～５　（省　略） （扶養手当） 第１４条　扶養親族のある職員には，扶養手当を支給する。ただし，次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は，行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が１等級であるもの及び医療職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の等級が１等級であるものに対しては，支給しない。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
職員等」という。）に対しては，支給しない。	
２　扶養手当の支給については，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであって，任命権者の承認したものを扶養親族とする。	２　扶養手当の支給については，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであって，任命権者の承認したものを扶養親族とする。
（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	
（２）～（６）　（省　略）	（１）～（５）　（省　略）
３　扶養手当の月額は，扶養親族たる配偶者，父母等については１人につき６，５００円（消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が１等級であるもの及び医療職給料表（２）の適用を受ける職員でその職務の級が特１等級であるもの（以下「消防職１等級職員等」という。）にあっては，３，５００円），前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。	３　扶養手当の月額は，前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円，扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が特２等級であるもの，消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が１等級であるもの及び医療職給料表（２）の適用を受ける職員でその職務の等級が特１等級であるものにあっては，３，５００円）とする。
４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
	５　前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，市規則で定める。
（扶養手当の支給方法）	
第１５条　新たに職員となった者に扶養親族（行政職１等級職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，行政職１等級職員等から行政職	第１５条　削除

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
１等級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その職員は，直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 （１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職１等級職員等に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。） （２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職１等級職員等に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。） ２　扶養手当の支給は，新たに職員となった者に扶養親族（行政職１等級職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日，行政職１等級職員等から行政職１等級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職１等級職員等以外の職員となった日，職員に扶養親族（行政職１等級職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）から開始し，扶養手当を受けている職員が離職し，又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し，又は死亡した日，行政職１等級職員等以外の職員から行政職１等級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合にお	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
いてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職１等級職員等となった日，扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職１等級職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。 ３　扶養手当は，次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 （１）　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合 （２）　扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職１等級職員等にあっては，扶養親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 （３）　扶養親族たる配偶者，父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある行政職１等級職員等が行政職１等級職員等以外の職員となった場合 （４）　扶養親族たる配偶者，父母等で第１項の規定による届出に係るものが	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
ある消防職１等級職員等が行政職１等級職員等及び消防職１等級職員等以外の職員となった場合 （５）　扶養親族たる配偶者，父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職１等級職員等以外のものが行政職１等級職員等となった場合 （６）　扶養親族たる配偶者，父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行政職１等級職員等及び消防職１等級職員等以外のものが消防職１等級職員等となった場合 （７）　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合	
（地域手当） 第１５条の２　（省　略） ２　地域手当の月額は，給料，扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に１００分の１２（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第１１条の３第２項第１号から第３号までに掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあっては，当該各号に定める割合）を乗じて得た額とする。 ３・４　（省　略）	（地域手当） 第１５条の２　（省　略） ２　地域手当の月額は，給料，扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に１００分の１２（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第１１条の３第２項第１号及び第２号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあっては，当該各号に定める割合）を乗じて得た額とする。 ３・４　（省　略）
（住居手当） 第１５条の３　住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （１）　（省　略） （２）　第１６条の２第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅を借り受け，家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして	（住居手当） 第１５条の３　住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （１）　（省　略） （２）　第１６条の２第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け，家賃を支払っ

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
市規則で定めるもの	ているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの
２・３　（省　略）	２・３　（省　略）
（通勤手当）	（通勤手当）
第１６条　（省　略）	第１６条　（省　略）
２　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，第１号及び第３号に掲げる職員にあっては６箇月を超えない範囲内で月の１日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき，第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき，当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員，育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち，１箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に係る第２号に定める額については，その額から，その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。	２　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，第１号及び第３号に掲げる職員にあっては６箇月を超えない範囲内で月の１日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき，第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき，当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員，育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち，１箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に係る第２号に定める額については，その額から，その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員　市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）が５５，０００円を超えるときは，５５，０００円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）	（１）　前項第１号に掲げる職員　市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
（２）　（省　略）	（２）　（省　略）
（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離，交通機関等の利用距離，自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ，運賃等相当額及び前号に定める額に当該職員の支給対象期間の月	（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離，交通機関等の利用距離，自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ，運賃等相当額及び前号に定める額に当該職員の支給対象期間の月

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
数を乗じて得た額の合計額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）が５５，０００円を超えるときは，５５，０００円に支給対象期間の月数を乗じて得た額），第１号に定める額又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額	数を乗じて得た額の合計額，第１号に定める額又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額 ３　新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し，その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他市規則で定める職員の通勤手当の額は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，支給対象期間につき，当該各号に定める額とする。 （１）　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。） （２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額 ４　運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額），第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は，前２項の規定にかかわらず，

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	１５０，０００円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。
３　（省　略）	５　（省　略）
４　前３項に規定するもののほか，通勤手当の支給に関し必要な事項は，市規則で定める。	６　前各項に規定するもののほか，通勤手当の支給に関し必要な事項は，市規則で定める。
（給与からの控除）	（給与からの控除）
第１８条の２　職員の給与からの控除は，法律により特に認められたものを除くほか，次の各号に掲げるものについて行うものとする。	第１８条の２　職員の給与からの控除は，法律により特に認められたものを除くほか，次に掲げるものについて行うものとする。
（１）　社団法人大阪府市町村職員互助会に対して会員又は会員であった者が納付すべき貸付金の償還金に相当する金額	
（２）・（３）　（省　略）	（１）・（２）　（省　略）
（４）　幼保連携型認定こども園，一時保護施設及び障害者施設（市規則で定めるものに限る。）における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額	（３）　幼保連携型認定こども園及び一時保護施設における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額
（５）　豊中市職員安全衛生管理規則（平成６年豊中市規則第４６号）に基づき実施する肺がん検診，胃がん検診及び乳がん検診に要する費用に対する職員の負担金に相当する金額	
（６）　（省　略）	（４）　（省　略）
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第２６条の２　管理職手当を支給される職員（以下この条において「管理監督職員」という。）が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間及び休暇に関する条例第２条の２第１項，第２条の３及び第２条の４の規定に基づく週休日又は第２０条第１項に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当	第２６条の２　管理職手当を支給される職員（以下この条において「管理監督職員」という。）が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間及び休暇に関する条例第２条の２第１項，第２条の３及び第２条の４の規定に基づく週休日又は第２０条第１項に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
を支給する。	当を支給する。
２　前項に規定する場合のほか，管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。	２　前項に規定する場合のほか，管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。
３　管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。	３　管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした管理監督職員にあっては，その額に１００分の１５０を乗じて得た額）とする。
（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき，１０，０００円を超えない範囲内において市規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした管理監督職員にあっては，それぞれその額に１００分の１５０を乗じて得た額）	（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき，１０，０００円を超えない範囲内において市規則で定める額
（２）　（省　略）	（２）　（省　略）
４　（省　略）	４　（省　略）
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）
第２８条の４　第９条，第１０条，第１４条，第１５条，第１５条の３，第１５条の４及び第２８条の２の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第２８条の４　第９条，第１０条，第１４条及び第１５条の４の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
（特定任期付職員についての適用除外）	（特定任期付職員についての適用除外）
第２８条の５　第１０条，第１３条から第１５条まで，第１５条の３，第１５条の４，第１９条から第２２条まで及び第２８条の２の規定は，特定任期付職員には適用しない。	第２８条の５　第１０条，第１３条，第１４条，第１５条の３，第１５条の４，第１９条から第２２条まで及び第２８条の２の規定は，特定任期付職員には適用しない。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（任期付短時間勤務職員についての適用除外） 第２８条の７　第１０条第３項，第１４条，第１５条，第１５条の３，第１５条の４及び第２８条の２の規定は，任期付短時間勤務職員には適用しない。	（任期付短時間勤務職員についての適用除外） 第２８条の７　第１０条第３項，第１４条，第１５条の３，第１５条の４及び第２８条の２の規定は，任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の等級	１　等　級	特２等級	２　等　級	特３等級	３　等　級	４　等　級	５　等　級	６　等　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	１	５１０，２００	４５８，３００	４０８，３００	３５５，２００	２９８，８００	２６５，３００	２２６，７００	１８３，５００
	２	５１７，１００	４６３，８００	４１０，２００	３５６，９００	３００，３００	２６６，３００	２２７，８００	１８４，６００
	３	５２２，３００	４６８，８００	４１２，１００	３５８，５００	３０１，８００	２６７，３００	２２８，９００	１８５，８００
	４	５２６，６００	４７３，５００	４１３，９００	３６０，１００	３０３，２００	２６８，３００	２３０，０００	１８６，９００
	５	５３０，１００	４７７，５００	４１５，７００	３６１，７００	３０４，６００	２６９，３００	２３１，５００	１８８，０００
	６	５３３，４００	４８１，０００	４１７，５００	３６３，５００	３０５，７００	２７０，３００	２３３，０００	１８９，７００
	７	５３６，４００	４８４，０００	４１９，３００	３６５，０００	３０６，７００	２７１，３００	２３４，５００	１９１，３００
	８	５３８，９００	４８６，５００	４２１，１００	３６６，６００	３０７，９００	２７２，３００	２３６，０００	１９２，９００
	９	５４０，９００	４８８，５００	４２２，７００	３６８，０００	３０９，１００	２７３，３００	２３７，５００	１９４，５００
	１０			４２４，２００	３６９，６００	３１０，７００	２７４，３００	２３９，０００	１９６，２００
	１１			４２５，７００	３７１，２００	３１２，３００	２７５，３００	２４０，５００	１９７，８００
	１２			４２７，２００	３７２，７００	３１３，９００	２７６，４００	２４２，０００	１９９，４００
	１３			４２８，７００	３７４，６００	３１５，４００	２７７，４００	２４３，４００	２０１，０００
	１４			４３０，０００	３７６，５００	３１７，０００	２７８，７００	２４４，８００	２０２，７００
	１５			４３１，３００	３７８，４００	３１８，６００	２８０，０００	２４６，２００	２０４，４００
	１６			４３２，５００	３８０，２００	３２０，２００	２８１，２００	２４７，４００	２０６，１００
	１７			４３３，７００	３８１，７００	３２１，７００	２８２，５００	２４８，６００	２０７，４００
	１８			４３５，０００	３８３，５００	３２３，４００	２８３，８００	２４９，８００	２０９，０００
	１９			４３６，３００	３８５，２００	３２５，０００	２８５，０００	２５１，０００	２１０，６００
	２０			４３７，５００	３８６，８００	３２６，６００	２８６，２００	２５２，１００	２１２，１００
	２１			４３８，７００	３８８，５００	３２８，０００	２８７，３００	２５３，２００	２１３，６００
	２２			４３９，５００	３８９，９００	３２９，７００	２８８，５００	２５４，３００	２１５，２００
	２３			４４０，３００	３９１，３００	３３１，４００	２８９，８００	２５５，４００	２１６，８００
	２４			４４１，１００	３９２，７００	３３３，０００	２９１，１００	２５６，４００	２１８，４００
	２５			４４１，７００	３９４，１００	３３４，２００	２９２，４００	２５７，４００	２２０，０００
	２６			４４２，３００	３９５，３００	３３６，１００	２９３，４００	２５８，４００	２２１，７００
	２７			４４２，９００	３９６，５００	３３７，８００	２９４，４００	２５９，４００	２２３，０００
	２８			４４３，５００	３９７，５００	３３９，４００	２９５，５００	２６０，４００	２２４，３００
	２９			４４４，２００	３９８，６００	３４０，９００	２９６，６００	２６１，３００	２２５，６００
	３０			４４５，０００	３９９，８００	３４２，５００	２９７，８００	２６２，２００	２２６，７００
	３１			４４５，４００	４００，９００	３４４，１００	２９８，９００	２６３，１００	２２７，８００
	３２			４４６，１００	４０２，０００	３４５，７００	３００，１００	２６３，９００	２２８，９００
	３３			４４６，６００	４０２，７００	３４７，４００	３０１，３００	２６４，７００	２３０，０００
	３４			４４７，０００	４０３，４００	３４９，２００	３０２，６００	２６５，５００	２３１，１００
	３５			４４７，４００	４０４，１００	３５１，０００	３０３，９００	２６６，３００	２３２，２００
	３６			４４７，８００	４０４，８００	３５２，８００	３０５，２００	２６７，０００	２３３，３００
	３７			４４８，２００	４０５，４００	３５４，３００	３０６，５００	２６７，８００	２３４，４００

	38			448,600	406,000	355,700	307,800	268,600	235,400
	39			449,000	406,500	357,100	309,100	269,300	236,400
	40			449,300	406,900	358,500	310,400	270,000	237,300
	41			449,600	407,300	360,000	311,700	270,800	238,200
	42			450,000	407,500	360,800	313,000	271,600	239,100
	43			450,300	407,800	361,800	314,300	272,300	239,900
	44			450,600	408,100	362,800	315,400	273,000	240,700
	45			450,900	408,400	363,700	316,300	273,800	241,400
	46			451,300	408,700	364,800	317,600	274,600	242,000
	47			451,600	409,000	365,700	318,900	275,300	242,600
	48			451,900	409,300	366,700	320,200	276,000	243,200
	49			452,200	409,500	367,600	321,400	276,700	243,800
	50			452,600	409,800	368,300	322,700	277,400	244,400
	51			452,900	410,100	369,000	323,900	278,100	245,000
	52			453,200	410,400	369,600	325,100	278,800	245,500
	53			453,500	410,600	370,000	326,400	279,500	246,000
	54			453,900	410,900	370,600	327,500	280,200	246,400
	55			454,200	411,200	371,300	328,600	280,900	246,700
	56			454,500	411,500	372,000	329,700	281,500	247,000
	57			454,800	411,700	372,300	330,400	282,200	247,300
	58				412,000	373,000	331,300	282,800	247,600
	59				412,300	373,700	332,000	283,500	247,900
	60				412,500	374,300	332,800	284,100	248,200
	61				412,700	374,600	333,600	284,800	248,500
	62				413,000	375,100	334,000	285,400	248,800
	63				413,300	375,700	334,600	286,100	249,100
	64				413,500	376,300	335,300	286,700	249,400
	65				413,700	376,600	336,100	287,400	249,700
	66				414,000	377,200	336,800	288,000	250,000
	67				414,300	377,900	337,500	288,500	250,300
	68				414,500	378,500	338,100	289,000	250,600
	69				414,700	378,900	338,600	289,600	250,900
	70				415,000	379,400	339,200	290,100	251,200
	71				415,300	380,000	339,700	290,700	251,500
	72				415,500	380,500	340,300	291,200	251,800
	73				415,700	381,000	340,600	291,700	252,100
	74				416,000	381,600	341,100	292,300	252,400
	75				416,300	382,100	341,500	292,900	252,700
	76				416,500	382,400	341,900	293,400	253,000
	77				416,700	382,800	342,300	293,900	253,300
	78				417,000	383,300	342,800	294,300	253,600
	79				417,300	383,700	343,300	294,600	253,900
	80				417,500	384,100	343,800	294,800	254,200
	81				417,700	384,500	344,100	295,100	254,500
	82					385,000	344,500	295,300	254,800
	83					385,400	344,900	295,600	255,100
	84					385,800	345,300	295,800	255,400
	85					386,100	345,600	296,000	255,700

	86					386,600	346,000	296,300	256,000
	87					387,000	346,400	296,500	256,300
	88					387,400	346,800	296,800	256,600
	89					387,700	347,000	297,100	256,900
	90					388,200	347,400	297,400	257,200
	91					388,600	347,800	297,700	257,500
	92					389,000	348,200	298,000	257,800
	93					389,300	348,400	298,300	258,100
	94					389,800	348,800	298,600	
	95					390,200	349,200	299,000	
	96					390,600	349,500	299,200	
	97					390,900	349,800	299,400	
	98					391,400	350,200	299,700	
	99					391,800	350,600	300,100	
	100					392,200	351,000	300,300	
	101					392,500	351,500	300,600	
	102					393,000	351,900	301,000	
	103					393,400	352,300	301,400	
	104					393,800	352,700	301,600	
	105						353,200	301,900	
	106						353,600	302,200	
	107						353,900	302,500	
	108						354,200	302,700	
	109						354,700	303,000	
	110							303,300	
	111							303,600	
	112							303,800	
	113							304,200	
	114							304,600	
	115							304,900	
	116							305,100	
	117							305,300	
	118							305,600	
	119							306,000	
	120							306,200	
	121							306,400	
	122							306,700	
	123							307,000	
	124							307,400	
	125							307,600	
	126							307,900	
	127							308,200	
	128							308,500	

定年前再任用短時間勤務職員		４４８，０００	３９６，２００	３６２，７００	３２０，６００	２７９，７００	２６０，０００	２１９，５００	１９２，０００

備考　この表は，他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。

別表第２

消　防　職　給　料　表

職員の区分	職務の等級	１　等　級	２　等　級	特３等級	３　等　級	４　等　級	５　等　級	６　等　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	１	４６６，０００	４２０，３００	３８４，１００	３３１，９００	２９５，４００	２５５，５００	２３０，７００
	２	４７２，２００	４２１，９００	３８５，８００	３３３，４００	２９６，４００	２５７，５００	２３２，６００
	３	４７７，２００	４２３，５００	３８７，５００	３３４，９００	２９７，４００	２５９，７００	２３４，８００
	４	４８１，５００	４２５，０００	３８９，２００	３３６，４００	２９８，３００	２６１，９００	２３７，０００
	５	４８５，５００	４２６，５００	３９０，７００	３３７，９００	２９８，９００	２６４，０００	２３９，２００
	６	４８９，０００	４２８，１００	３９２，３００	３３９，３００	２９９，６００	２６５，３００	２４１，４００
	７	４９２，０００	４２９，５００	３９３，９００	３４０，６００	３００，３００	２６６，６００	２４３，４００
	８	４９４，５００	４３０，９００	３９５，５００	３４１，９００	３０１，０００	２６７，９００	２４５，４００
	９	４９６，７００	４３２，０００	３９７，１００	３４３，２００	３０１，７００	２６９，２００	２４７，２００
	１０		４３３，４００	３９８，７００	３４４，８００	３０２，４００	２７０，５００	２４９，０００
	１１		４３４，９００	４００，３００	３４６，４００	３０３，１００	２７１，８００	２５０，７００
	１２		４３６，４００	４０１，９００	３４８，０００	３０３，７００	２７３，１００	２５２，４００
	１３		４３７，７００	４０３，４００	３４９，５００	３０４，４００	２７４，４００	２５３，８００
	１４		４３９，４００	４０５，４００	３５１，１００	３０５，２００	２７５，６００	２５５，２００
	１５		４４１，０００	４０７，４００	３５２，７００	３０５，９００	２７６，７００	２５７，０００
	１６		４４２，６００	４０９，４００	３５４，２００	３０６，７００	２７８，２００	２５８，４００
	１７		４４４，０００	４１０，９００	３５５，７００	３０７，４００	２７９，５００	２５９，９００
	１８		４４５，７００	４１２，６００	３５７，３００	３０８，２００	２８０，８００	２６１，４００
	１９		４４７，４００	４１４，２００	３５８，９００	３０９，２００	２８２，１００	２６２，６００
	２０		４４９，０００	４１５，９００	３６０，４００	３１０，１００	２８３，３００	２６３，８００
	２１		４５０，４００	４１７，５００	３６１，９００	３１１，０００	２８４，５００	２６４，９００
	２２		４５１，１００	４１９，０００	３６３，５００	３１２，３００	２８５，１００	２６６，２００
	２３		４５１，８００	４２０，５００	３６５，１００	３１３，６００	２８５，７００	２６７，４００
	２４		４５２，５００	４２１，９００	３６６，７００	３１４，９００	２８６，３００	２６８，７００
	２５		４５２，９００	４２３，１００	３６８，１００	３１６，２００	２８６，８００	２７０，０００
	２６		４５３，４００	４２４，６００	３６９，８００	３１７，７００	２８７，４００	２７１，４００
	２７		４５４，０００	４２６，１００	３７１，５００	３１９，０００	２８８，０００	２７２，８００
	２８		４５４，６００	４２７，５００	３７３，１００	３２０，１００	２８８，５００	２７４，１００
	２９		４５５，２００	４２９，０００	３７４，７００	３２１，１００	２８９，０００	２７５，４００
	３０		４５５，９００	４３０，３００	３７６，３００	３２２，３００	２８９，６００	２７６，４００
	３１		４５６，４００	４３１，５００	３７７，９００	３２３，５００	２９０，１００	２７７，７００
	３２		４５６，９００	４３２，７００	３７９，６００	３２４，６００	２９０，６００	２７９，０００

	33		457,400	433,700	381,300	325,700	291,100	280,200
	34		457,700	434,400	383,300	326,900	291,700	281,400
	35		458,000	435,200	385,300	328,100	292,200	282,000
	36		458,400	435,900	387,300	329,200	292,700	282,600
	37		458,800	436,400	389,000	330,300	293,200	283,200
	38		459,000	436,800	390,700	331,500	293,800	283,700
	39		459,300	437,200	392,200	332,700	294,400	284,300
	40		459,500	437,500	393,700	333,900	295,000	284,900
	41		459,900	437,800	394,900	335,100	295,700	285,500
	42		460,100	438,100	395,900	336,300	296,400	286,000
	43		460,300	438,400	396,900	337,500	297,100	286,600
	44		460,500	438,700	397,900	338,700	297,800	287,200
	45		460,900	438,900	399,000	339,900	298,400	287,700
	46			439,200	400,100	341,200	299,300	288,200
	47			439,500	401,200	342,400	300,100	288,700
	48			439,800	402,300	343,600	300,900	289,200
	49			440,100	403,600	344,800	301,700	289,700
	50			440,400	404,400	346,200	302,800	290,300
	51			440,700	405,200	347,500	303,900	290,800
	52			441,000	405,800	348,800	304,900	291,400
	53			441,200	406,300	349,700	305,900	292,000
	54			441,500	407,000	351,000	307,000	292,600
	55			441,800	407,700	352,200	308,000	293,300
	56			442,100	408,400	353,400	309,100	294,000
	57			442,300	408,700	354,600	310,100	294,700
	58			442,600	409,400	356,000	311,200	295,300
	59			442,900	410,100	357,400	312,300	296,200
	60			443,100	410,600	358,800	313,400	297,000
	61			443,300	411,000	360,100	314,400	297,800
	62			443,600	411,400	361,600	315,500	298,600
	63			443,900	411,900	363,100	316,600	299,500
	64			444,200	412,400	364,500	317,700	300,400
	65			444,400	412,900	365,700	318,700	301,300
	66			444,700	413,300	367,100	319,800	302,100
	67			445,000	413,800	368,400	320,900	303,000
	68			445,300	414,300	369,800	322,000	303,800
	69			445,500	414,800	370,900	323,000	304,600
	70			445,800	415,300	372,100	324,200	305,500
	71			446,100	415,900	373,300	325,400	306,400
	72			446,400	416,400	374,500	326,600	307,300
	73			446,600	416,800	375,800	327,300	308,200
	74				417,400	377,000	328,600	309,000

	75				417,900	378,200	329,900	309,900
	76				418,100	379,300	331,200	310,800
	77				418,400	380,400	332,500	311,600
	78				418,900	381,600	333,900	312,300
	79				419,200	382,700	335,300	313,200
	80				419,500	383,900	336,700	314,100
	81				419,800	385,000	338,000	315,100
	82				420,200	385,600	339,600	316,000
	83				420,600	386,100	341,100	317,100
	84				421,000	386,600	342,600	318,100
	85				421,300	387,200	344,000	319,100
	86				421,700	387,800	345,500	320,000
	87				422,100	388,400	347,000	321,000
	88				422,500	389,000	348,400	322,000
	89				422,800	389,300	349,700	323,000
	90				423,200	389,800	350,900	324,000
	91				423,600	390,300	352,100	325,300
	92				424,000	390,800	353,400	326,500
	93				424,300	391,200	354,700	327,700
	94				424,700	391,600	356,200	328,900
	95				425,100	392,100	357,700	330,200
	96				425,500	392,600	359,100	331,400
	97				425,800	393,000	360,400	332,600
	98				426,200	393,500	361,600	333,800
	99				426,600	394,000	362,700	335,100
	100				427,000	394,500	363,900	336,300
	101				427,300	394,800	365,000	337,500
	102					395,200	366,100	338,900
	103					395,700	367,200	339,800
	104					396,000	368,300	340,800
	105					396,300	369,500	341,900
	106					396,800	370,000	343,000
	107					397,300	370,600	344,100
	108					397,800	371,200	345,100
	109					398,100	371,800	346,100
	110					398,600	372,300	347,300
	111					399,100	372,700	348,300
	112					399,600	373,200	349,300
	113					399,900	373,600	350,200
	114					400,400	374,000	351,100
	115					400,900	374,500	352,000
	116					401,400	375,000	353,000

	１１７ １１８ １１９ １２０ １２１ １２２ １２３ １２４ １２５ １２６ １２７ １２８ １２９ １３０ １３１ １３２ １３３ １３４ １３５ １３６ １３７ １３８ １３９ １４０ １４１ １４２ １４３ １４４ １４５ １４６					４０１，８００ ４０２，３００ ４０２，７００ ４０３，２００ ４０３，６００	３７５，４００ ３７５，９００ ３７６，５００ ３７７，０００ ３７７，２００ ３７７，７００ ３７８，２００ ３７８，６００ ３７９，１００ ３７９，６００ ３８０，１００ ３８０，６００ ３８０，９００ ３８１，４００ ３８１，９００ ３８２，４００ ３８２，７００ ３８３，２００ ３８３，６００ ３８４，０００ ３８４，３００ ３８４，８００ ３８５，３００ ３８５，８００ ３８６，１００	３５４，０００ ３５５，０００ ３５５，４００ ３５６，０００ ３５６，６００ ３５６，９００ ３５７，３００ ３５７，７００ ３５８，１００ ３５８，５００ ３５８，９００ ３５９，３００ ３５９，７００ ３６０，１００ ３６０，５００ ３６０，９００ ３６１，３００ ３６１，５００ ３６２，０００ ３６２，４００ ３６２，７００ ３６３，０００ ３６３，４００ ３６３，９００ ３６４，４００ ３６４，７００ ３６５，２００ ３６５，７００ ３６６，２００ ３６６，５００
定年前再任用短時間勤務職員		４１６，２００	３８４，２００	３４８，６００	３１０，６００	２９３，８００	２６２，２００	２５８，０００

備考　この表は，消防吏員に適用する。

別表第３

医　療　職　給　料　表　（１）

職員の区分	職務の等級 / 号給	１　等　級	２　等　級	３　等　級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	１	５４９，８００	４５５，１００	３５７，８００
	２	５５５，９００	４５７，１００	３６０，８００
	３	５６１，２００	４５９，０００	３６３，７００
	４	５６６，１００	４６０，９００	３６６，８００
	５	５７０，５００	４６２，３００	３７０，０００
	６	５７４，８００	４６４，１００	３７２，６００
	７	５７８，４００	４６５，９００	３７５，１００
	８	５８１，４００	４６７，７００	３７７，６００
	９	５８３，９００	４６９，５００	３８０，１００
	１０	５８６，２００	４７１，３００	３８２，８００
	１１		４７３，１００	３８５，５００
	１２		４７４，９００	３８８，１００
	１３		４７６，７００	３９０，２００
	１４		４７８，５００	３９２，７００
	１５		４８０，３００	３９５，２００
	１６		４８２，１００	３９７，７００
	１７		４８３，９００	４００，３００
	１８		４８５，８００	４０３，０００
	１９		４８７，７００	４０５，６００
	２０		４８９，６００	４０８，１００
	２１		４９１，５００	４１０，５００
	２２		４９３，２００	４１２，７００
	２３		４９５，０００	４１４，８００
	２４		４９６，８００	４１６，９００
	２５		４９８，４００	４１９，０００
	２６		５００，２００	４２０，５００
	２７		５０２，０００	４２２，０００
	２８		５０３，６００	４２３，５００
	２９		５０５，０００	４２４，９００
	３０		５０６，７００	４２６，４００
	３１		５０８，５００	４２７，９００
	３２		５１０，２００	４２９，３００

	33	511,700	430,700
	34	513,000	432,200
	35	514,300	433,700
	36	515,600	435,100
	37	516,600	436,500
	38	517,900	438,000
	39	519,200	439,500
	40	520,500	440,900
	41	521,500	442,300
	42	522,300	443,700
	43	523,100	445,100
	44	523,900	446,500
	45	524,800	447,900
	46	525,600	449,300
	47	526,400	450,700
	48	527,100	452,100
	49	527,900	453,500
	50	528,700	454,900
	51	529,400	456,300
	52	530,300	457,700
	53	531,200	459,100
	54	532,000	460,800
	55	532,900	462,400
	56	533,800	464,000
	57	534,600	465,600
	58	535,500	466,800
	59	536,400	468,000
	60	537,100	469,100
	61	537,900	470,100
	62	538,800	471,100
	63	539,700	472,000
	64	540,600	472,800
	65	541,400	473,500
	66	542,300	474,200
	67	543,200	474,900
	68	544,100	475,500
	69	544,900	476,200
	70	545,800	476,900
	71	546,700	477,500
	72	547,600	478,100
	73	548,400	478,400
	74		479,000

	７５			４７９，７００
	７６			４８０，４００
	７７			４８０，８００
	７８			４８１，４００
	７９			４８２，１００
	８０			４８２，８００
	８１			４８３，２００
	８２			４８３，８００
	８３			４８４，４００
	８４			４８４，９００
	８５			４８５，４００
	８６			４８５，９００
	８７			４８６，４００
	８８			４８６，９００
	８９			４８７，３００
	９０			４８７，８００
	９１			４８８，２００
	９２			４８８，７００
	９３			４８９，２００
	９４			４８９，８００
	９５			４９０，４００
	９６			４９０，８００
	９７			４９１，３００
	９８			４９１，９００
	９９			４９２，５００
	１００			４９３，０００
	１０１			４９３，５００
定年前再任用短時間勤務職員		４７３，３００	３９９，５００	３４４，４００

備考　この表は，医療に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医　療　職　給　料　表　（2）

職員の区分	職務の等級	特１等級	１等級	特２等級	２等級	特３等級	３等級	４等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	１	４７９，１００	４１５，０００	３６０，７００	３１５，０００	２８１，８００	２４６，１００	２２７，４００
	２	４８０，４００	４１６，９００	３６２，４００	３１６，４００	２８２，６００	２４７，７００	２２８，７００
	３	４８１，７００	４１８，８００	３６４，０００	３１７，８００	２８３，４００	２４９，３００	２３０，０００
	４	４８３，０００	４２０，６００	３６５，６００	３１９，２００	２８４，１００	２５０，９００	２３１，３００
	５	４８４，２００	４２２，４００	３６７，２００	３２０，６００	２８４，８００	２５２，３００	２３２，５００
	６	４８５，６００	４２４，０００	３６８，８００	３２２，２００	２８５，５００	２５３，９００	２３３，６００
	７	４８７，０００	４２５，６００	３７０，４００	３２３，７００	２８６，２００	２５５，５００	２３４，６００
	８	４８８，２００	４２７，１００	３７２，０００	３２５，２００	２８７，０００	２５７，１００	２３５，６００
	９	４８９，６００	４２８，６００	３７３，６００	３２６，７００	２８７，８００	２５８，５００	２３６，７００
	１０	４９０，９００	４２９，９００	３７５，６００	３２８，３００	２８８，６００	２５９，７００	２３７，９００
	１１	４９２，３００	４３１，２００	３７７，６００	３２９，８００	２８９，４００	２６０，８００	２３９，２００
	１２	４９３，７００	４３２，５００	３７９，６００	３３１，３００	２９０，１００	２６１，９００	２４０，５００
	１３	４９５，１００	４３３，８００	３８１，０００	３３２，８００	２９０，８００	２６３，０００	２４１，８００
	１４	４９６，２００	４３５，０００	３８２，７００	３３４，４００	２９１，９００	２６３，８００	２４３，１００
	１５	４９７，３００	４３６，２００	３８４，４００	３３５，９００	２９３，０００	２６４，６００	２４４，４００
	１６	４９８，４００	４３７，３００	３８６，１００	３３７，４００	２９４，２００	２６５，４００	２４５，６００
	１７	４９９，５００	４３８，５００	３８７，８００	３３８，９００	２９５，４００	２６６，２００	２４６，８００
	１８	５００，４００	４３９，６００	３８９，３００	３４０，５００	２９６，６００	２６７，０００	２４８，０００
	１９	５０１，３００	４４０，８００	３９０，８００	３４２，１００	２９７，８００	２６７，８００	２４９，２００
	２０	５０２，２００	４４２，０００	３９２，３００	３４３，６００	２９９，０００	２６８，６００	２５０，４００
	２１	５０３，２００	４４３，１００	３９３，６００	３４４，９００	３００，２００	２６９，４００	２５１，５００
	２２	５０４，１００	４４３，９００	３９４，９００	３４６，４００	３０１，４００	２７０，２００	２５２，４００
	２３	５０５，０００	４４４，３００	３９６，２００	３４７，９００	３０２，６００	２７１，０００	２５３，２００
	２４	５０５，９００	４４５，０００	３９７，３００	３４９，４００	３０３，８００	２７１，８００	２５４，０００
	２５	５０６，９００	４４５，５００	３９８，４００	３５０，９００	３０５，０００	２７２，６００	２５４，８００
	２６		４４５，９００	３９９，５００	３５２，４００	３０６，２００	２７３，４００	２５５，６００
	２７		４４６，３００	４００，６００	３５３，９００	３０７，３００	２７４，２００	２５６，４００
	２８		４４６，７００	４０１，７００	３５５，３００	３０８，５００	２７５，０００	２５７，２００
	２９		４４７，１００	４０２，５００	３５６，７００	３０９，８００	２７５，８００	２５８，０００
	３０		４４７，５００	４０３，３００	３５８，３００	３１１，０００	２７６，６００	２５８，８００
	３１		４４７，９００	４０４，１００	３５９，８００	３１２，２００	２７７，４００	２５９，６００
	３２		４４８，２００	４０４，９００	３６１，３００	３１３，４００	２７８，２００	２６０，４００

33	448,500	405,300	362,500	314,600	279,000	261,200
34	448,900	405,900	363,600	315,700	279,900	262,000
35	449,200	406,400	364,800	316,900	280,800	262,700
36	449,500	406,800	365,900	318,100	281,600	263,500
37	449,800	407,200	366,900	319,300	282,400	264,400
38		407,400	367,700	320,600	283,300	265,200
39		407,700	368,700	321,900	284,200	266,000
40		408,000	369,800	323,100	285,000	266,800
41		408,300	370,800	324,000	285,800	267,600
42		408,600	371,800	325,200	286,900	268,400
43		408,900	372,800	326,400	287,900	269,200
44		409,200	373,700	327,600	288,900	270,000
45		409,400	374,500	328,700	289,900	270,700
46		409,700	375,300	329,700	291,000	271,500
47		410,000	376,200	330,700	292,000	272,300
48		410,300	377,000	331,600	293,000	273,100
49		410,500	377,500	332,500	294,000	273,800
50		410,800	378,300	333,500	295,000	274,600
51		411,100	379,100	334,500	296,000	275,300
52		411,400	379,900	335,400	297,000	276,000
53		411,600	380,300	335,900	298,000	276,700
54		411,900	381,000	336,800	299,200	277,400
55		412,200	381,700	337,500	300,300	278,100
56		412,500	382,300	338,400	301,400	278,800
57		412,700	382,700	339,100	302,500	279,500
58			383,200	339,400	303,600	280,200
59			383,800	339,900	304,700	280,900
60			384,400	340,500	305,800	281,500
61			384,800	341,100	306,900	282,100
62			385,300	341,800	308,000	282,800
63			385,800	342,500	309,100	283,500
64			386,300	343,100	310,200	284,100
65			386,900	343,800	311,200	284,700
66			387,400	344,300	312,200	285,400
67			388,000	344,900	313,200	286,100
68			388,600	345,500	314,200	286,700
69			389,100	345,800	315,200	287,300
70			389,600	346,400	316,200	288,000
71			390,100	346,900	317,200	288,700
72			390,600	347,400	318,100	289,300
73			390,900	347,900	319,000	289,900
74			391,400	348,400	319,800	290,400

	75				391,800	348,900	320,500	290,800
	76				392,200	349,300	321,200	291,200
	77				392,600	349,600	321,800	291,600
	78				393,100	349,900	322,500	291,900
	79				393,500	350,100	323,100	292,200
	80				393,900	350,400	323,700	292,500
	81				394,300	350,900	324,300	292,800
	82				394,800	351,200	324,500	293,100
	83				395,200	351,500	325,000	293,400
	84				395,600	351,800	325,500	293,700
	85				396,000	352,200	326,100	293,900
	86				396,500	352,500	326,600	294,100
	87				396,900	352,800	327,100	294,300
	88				397,300	353,100	327,500	294,500
	89				397,700	353,500	328,100	294,900
	90				398,200	353,800	328,600	295,100
	91				398,600	354,100	329,000	295,300
	92				399,000	354,400	329,500	295,500
	93				399,400	354,700	330,000	295,900
	94				399,900	355,100	330,400	296,100
	95				400,300	355,500	330,600	296,300
	96				400,700	355,900	330,900	296,600
	97				401,100	356,400	331,300	296,900
	98					356,800	331,700	297,100
	99					357,200	332,000	297,300
	100					357,600	332,300	297,600
	101					358,100	332,600	297,900
	102						332,800	298,100
	103						333,200	298,300
	104						333,500	298,600
	105						333,700	298,900
	106						334,000	
	107						334,300	
	108						334,600	
	109						334,800	
	110						335,100	
	111						335,400	
	112						335,600	
	113						335,800	
	114						336,000	
	115						336,400	
	116						336,600	

	１１７ １１８ １１９ １２０ １２１						３３６，８００ ３３７，２００ ３３７，６００ ３３８，０００ ３３８，２００	
定年前再任用短時間勤務職員		４３３，４００	３７１，０００	３２８，４００	２８７，３００	２６１，７００	２４８，１００	２１９，６００

備考　この表は，調剤に従事する薬剤師，栄養管理に従事する管理栄養士その他の医療技術職員で，市規則で定めるものに適用する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

<table>
<tr><th>（　現　　行　）</th><th>（　改　正　後　）</th></tr>
<tr><td>別表第４　行政職等級別基準職務表
<table>
<tr><th>職務の等級</th><th>基準となるべき職務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（省　略）</td></tr>
<tr><td>２等級</td><td>１　次長，参事，課長，センター長，特任主幹及び主幹の職務
２　選挙管理委員会，監査委員及び農業委員会の事務局長の職務</td></tr>
<tr><td>特３等級</td><td>１　課長補佐，センター長補佐及び副主幹の職務
２・３　（省　略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（省　略）</td></tr>
</table></td><td>別表第４　行政職等級別基準職務表
<table>
<tr><th>職務の等級</th><th>基準となるべき職務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（省　略）</td></tr>
<tr><td>特２等級</td><td>１　次長及び参事の職務
２　選挙管理委員会及び監査委員の事務局長の職務</td></tr>
<tr><td>２等級</td><td>１　課長，特任主幹及び主幹の職務
２　農業委員会の事務局長の職務</td></tr>
<tr><td>特３等級</td><td>１　課長補佐及び副主幹の職務
２・３　（省　略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（省　略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条　勤務時間及び休暇に関する条例（昭和２８年豊中市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

<table>
<tr><th>（　現　　行　）</th><th>（　改　正　後　）</th></tr>
<tr><td>（特別休暇）
第１２条　特別休暇は，療養休暇，生理休暇，不妊治療休暇，出産休暇，通院休暇，妊娠障害休暇，出産補助休暇，育児参加休暇，ドナー休暇，ボランティア休暇，服喪休暇，結婚休暇，夏季休暇，長期在職休暇，看護休暇，短期介護休暇及び臨時休暇とする。
（看護休暇）
第２４条の２　看護休暇は，職員の子（同居の配偶者等の子を含み，満１２歳</td><td>（特別休暇）
第１２条　特別休暇は，療養休暇，生理休暇，不妊治療休暇，出産休暇，通院休暇，妊娠障害休暇，出産補助休暇，育児参加休暇，ドナー休暇，ボランティア休暇，服喪休暇，結婚休暇，夏季休暇，長期在職休暇，看護等休暇，短期介護休暇及び臨時休暇とする。
（看護等休暇）
第２４条の２　看護等休暇は，職員の子（同居の配偶者等の子を含み，満１２</td></tr>
</table>

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に限る。以下この条において同じ。）が負傷し，若しくは疾病にかかった場合又は職員の子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話を行う場合において，職員が当該子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるときに，年度を通じて５日（職員の子が２人以上の場合にあっては，１０日）の範囲内において与えることができる。	歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に限る。以下この条において同じ。）が負傷し，若しくは疾病にかかった場合，職員の子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話を行う場合若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う職員の子の世話を行う場合又は職員の子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする場合において，職員が当該子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるときに，年度を通じて５日（職員の子が２人以上の場合にあっては，１０日）の範囲内において与えることができる。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第３条　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年豊中市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
附　則	附　則
１～31　（省　略）	１～31　（省　略）
32　新給与条例第９条，第１０条，第１４条，第１５条，第１５条の３，第１５条の４及び第２８条の２の規定は，暫定再任用職員には適用しない。	32　新給与条例第９条，第１０条，第１４条及び第１５条の４の規定は，暫定再任用職員には適用しない。
33　第１０条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条，第４条の３，第４条の４，第６条の２及び第１３条の規定は，暫定再任用職員には適用しない。	33　第１０条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条，第４条の４及び第１３条の規定は，暫定再任用職員には適用しない。
34～36　（省　略）	34～36　（省　略）
37　第１３条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める	37　第１３条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
条例第４条，第４条の３，第４条の４，第６条の２及び第１１条の２の規定は，暫定再任用職員には適用しない。 38・39　（省　略）	条例第４条，第４条の４及び第１１条の２の規定は，暫定再任用職員には適用しない。 38・39　（省　略）

附　則

1　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第１から別表第３までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は，切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

3　切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１４条の規定の適用については，同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては，支給せず，次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は，行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が１等級及び特２等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員に対しては」と，同条第２項中「（５）　心身に著しい障害のある者」とあるのは「

（５）　心身に著しい障害のある者

（６）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」と，同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と，「とする」とあるのは「，前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

4　切替日から令和１０年３月３１日までの間における改正後の条例第１５条の２第２項の規定の適用については，同項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第１１条の３第２項第１号及び第２号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあっては，当該各号に定める」とあるのは，「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第７２号）附則第７条第１項前段に規定する割合が１００分の１２を超える地域手当の級地に在勤する職員にあっては，同項後段に規定する地域手当の級地に応じ，同項前段に規定する」とする。

5　前３項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

６　委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「５５，０００円」を「１５０，０００円」に改める。

７　市長等の給与に関する条例（昭和２８年豊中市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「，第１５条」を削る。

８　技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２９年豊中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の３中「，第４条の３」及び「，第６条の２」を削る。

９　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年豊中市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に，「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１４条中「，第４条の３」及び「，第６条の２」を削る。

附則別表

ア　行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新　号　給				
	１等級	２等級	特３等級	３等級	４等級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
１０	1	1	1	2	6
１１	1	1	1	3	7
１２	1	1	1	4	8
１３	1	1	1	5	9
１４	1	1	2	6	１０
１５	1	1	3	7	１１
１６	1	1	4	8	１２
１７	1	1	5	9	１３
１８	2	2	6	１０	１４
１９	2	3	7	１１	１５
２０	2	4	8	１２	１６
２１	2	5	9	１３	１７
２２	2	6	１０	１４	１８
２３	3	7	１１	１５	１９
２４	3	8	１２	１６	２０
２５	3	9	１３	１７	２１
２６	3	１０	１４	１８	２２
２７	4	１１	１５	１９	２３
２８	4	１２	１６	２０	２４
２９	4	１３	１７	２１	２５
３０	4	１４	１８	２２	２６
３１	5	１５	１９	２３	２７
３２	5	１６	２０	２４	２８

３３	5	１７	２１	２５	２９
３４	5	１８	２２	２６	３０
３５	6	１９	２３	２７	３１
３６	6	２０	２４	２８	３２
３７	6	２１	２５	２９	３３
３８	6	２２	２６	３０	３４
３９	6	２３	２７	３１	３５
４０	7	２４	２８	３２	３６
４１	7	２５	２９	３３	３７
４２		２６	３０	３４	３８
４３		２７	３１	３５	３９
４４		２８	３２	３６	４０
４５		２９	３３	３７	４１
４６		３０	３４	３８	４２
４７		３１	３５	３９	４３
４８		３２	３６	４０	４４
４９		３３	３７	４１	４５
５０		３４	３８	４２	４６
５１		３５	３９	４３	４７
５２		３６	４０	４４	４８
５３		３７	４１	４５	４９
５４		３８	４２	４６	５０
５５		３９	４３	４７	５１
５６		４０	４４	４８	５２
５７		４１	４５	４９	５３
５８		４２	４６	５０	５４
５９		４３	４７	５１	５５
６０		４４	４８	５２	５６
６１		４５	４９	５３	５７
６２		４６	５０	５４	５８
６３		４７	５１	５５	５９
６４		４８	５２	５６	６０
６５		４９	５３	５７	６１
６６		５０	５４	５８	６２
６７		５１	５５	５９	６３
６８		５２	５６	６０	６４
６９		５３	５７	６１	６５

７０		５４	５８	６２	６６
７１		５５	５９	６３	６７
７２		５６	６０	６４	６８
７３		５７	６１	６５	６９
７４			６２	６６	７０
７５			６３	６７	７１
７６			６４	６８	７２
７７			６５	６９	７３
７８			６６	７０	７４
７９			６７	７１	７５
８０			６８	７２	７６
８１			６９	７３	７７
８２			７０	７４	７８
８３			７１	７５	７９
８４			７２	７６	８０
８５			７３	７７	８１
８６			７４	７８	８２
８７			７５	７９	８３
８８			７６	８０	８４
８９			７７	８１	８５
９０			７８	８２	８６
９１			７９	８３	８７
９２			８０	８４	８８
９３			８１	８５	８９
９４				８６	９０
９５				８７	９１
９６				８８	９２
９７				８９	９３
９８				９０	９４
９９				９１	９５
１００				９２	９６
１０１				９３	９７
１０２				９４	９８
１０３				９５	９９
１０４				９６	１００
１０５				９７	１０１
１０６				９８	１０２

１０７				９９	１０３
１０８				１００	１０４
１０９				１０１	１０５
１１０				１０２	１０６
１１１				１０３	１０７
１１２				１０４	１０８
１１３					１０９

イ　消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新　号　給				
	１等級	２等級	特３等級	３等級	４等級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
１０	1	1	1	2	6
１１	1	1	1	3	7
１２	1	1	1	4	8
１３	1	1	1	5	9
１４	1	1	2	6	１０
１５	1	1	3	7	１１
１６	1	1	4	8	１２
１７	1	1	5	9	１３
１８	1	2	6	１０	１４
１９	1	3	7	１１	１５
２０	1	4	8	１２	１６
２１	1	5	9	１３	１７
２２	1	6	１０	１４	１８
２３	1	7	１１	１５	１９
２４	2	8	１２	１６	２０
２５	2	9	１３	１７	２１
２６	2	１０	１４	１８	２２
２７	2	１１	１５	１９	２３
２８	3	１２	１６	２０	２４
２９	3	１３	１７	２１	２５
３０	3	１４	１８	２２	２６
３１	3	１５	１９	２３	２７
３２	3	１６	２０	２４	２８
３３	3	１７	２１	２５	２９

３４	4	１８	２２	２６	３０
３５	4	１９	２３	２７	３１
３６	4	２０	２４	２８	３２
３７	4	２１	２５	２９	３３
３８	4	２２	２６	３０	３４
３９	4	２３	２７	３１	３５
４０	4	２４	２８	３２	３６
４１	4	２５	２９	３３	３７
４２	5	２６	３０	３４	３８
４３	5	２７	３１	３５	３９
４４	5	２８	３２	３６	４０
４５	5	２９	３３	３７	４１
４６		３０	３４	３８	４２
４７		３１	３５	３９	４３
４８		３２	３６	４０	４４
４９		３３	３７	４１	４５
５０		３４	３８	４２	４６
５１		３５	３９	４３	４７
５２		３６	４０	４４	４８
５３		３７	４１	４５	４９
５４		３８	４２	４６	５０
５５		３９	４３	４７	５１
５６		４０	４４	４８	５２
５７		４１	４５	４９	５３
５８		４２	４６	５０	５４
５９		４３	４７	５１	５５
６０		４４	４８	５２	５６
６１		４５	４９	５３	５７
６２			５０	５４	５８
６３			５１	５５	５９
６４			５２	５６	６０
６５			５３	５７	６１
６６			５４	５８	６２
６７			５５	５９	６３
６８			５６	６０	６４
６９			５７	６１	６５
７０			５８	６２	６６

７１			５９	６３	６７
７２			６０	６４	６８
７３			６１	６５	６９
７４			６２	６６	７０
７５			６３	６７	７１
７６			６４	６８	７２
７７			６５	６９	７３
７８			６６	７０	７４
７９			６７	７１	７５
８０			６８	７２	７６
８１			６９	７３	７７
８２			７０	７４	７８
８３			７１	７５	７９
８４			７２	７６	８０
８５			７３	７７	８１
８６				７８	８２
８７				７９	８３
８８				８０	８４
８９				８１	８５
９０				８２	８６
９１				８３	８７
９２				８４	８８
９３				８５	８９
９４				８６	９０
９５				８７	９１
９６				８８	９２
９７				８９	９３
９８				９０	９４
９９				９１	９５
１００				９２	９６
１０１				９３	９７
１０２				９４	９８
１０３				９５	９９
１０４				９６	１００
１０５				９７	１０１
１０６				９８	１０２
１０７				９９	１０３

１０８				１００	１０４
１０９				１０１	１０５
１１０					１０６
１１１					１０７
１１２					１０８
１１３					１０９
１１４					１１０
１１５					１１１
１１６					１１２
１１７					１１３
１１８					１１４
１１９					１１５
１２０					１１６
１２１					１１７
１２２					１１８
１２３					１１９
１２４					１２０
１２５					１２１

ウ　医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新　　号　　給	
	１等級	２等級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
１０	1	1
１１	1	1
１２	1	1
１３	1	1
１４	1	1
１５	1	1
１６	1	1
１７	1	1
１８	1	2
１９	1	3
２０	1	4
２１	1	5
２２	1	6
２３	1	7
２４	1	8
２５	1	9
２６	1	１０
２７	1	１１
２８	1	１２
２９	1	１３
３０	1	１４
３１	1	１５
３２	1	１６
３３	1	１７

３４	1	１８
３５	1	１９
３６	1	２０
３７	1	２１
３８	2	２２
３９	2	２３
４０	2	２４
４１	2	２５
４２	3	２６
４３	3	２７
４４	3	２８
４５	3	２９
４６	4	３０
４７	4	３１
４８	4	３２
４９	4	３３
５０	4	３４
５１	5	３５
５２	5	３６
５３	5	３７
５４	5	３８
５５	5	３９
５６	6	４０
５７	6	４１
５８	6	４２
５９	6	４３
６０	6	４４
６１	7	４５
６２	7	４６
６３	7	４７
６４	7	４８
６５	8	４９
６６	8	５０
６７	8	５１
６８	9	５２
６９	9	５３
７０	9	５４

７１	１０	５５
７２	１０	５６
７３		５７
７４		５８
７５		５９
７６		６０
７７		６１
７８		６２
７９		６３
８０		６４
８１		６５
８２		６６
８３		６７
８４		６８
８５		６９
８６		７０
８７		７１
８８		７２
８９		７３

エ　医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新　号　給				
	特１等級	１等級	特２等級	２等級	特３等級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
１０	1	1	1	2	6
１１	1	1	1	3	7
１２	1	1	1	4	8
１３	1	1	1	5	9
１４	1	1	2	6	１０
１５	1	1	3	7	１１
１６	1	1	4	8	１２
１７	1	1	5	9	１３
１８	2	2	6	１０	１４
１９	3	3	7	１１	１５
２０	4	4	8	１２	１６
２１	5	5	9	１３	１７
２２	6	6	１０	１４	１８
２３	7	7	１１	１５	１９
２４	8	8	１２	１６	２０
２５	9	9	１３	１７	２１
２６	１０	１０	１４	１８	２２
２７	１１	１１	１５	１９	２３
２８	１２	１２	１６	２０	２４
２９	１３	１３	１７	２１	２５
３０	１４	１４	１８	２２	２６
３１	１５	１５	１９	２３	２７
３２	１６	１６	２０	２４	２８
３３	１７	１７	２１	２５	２９

３４	１８	１８	２２	２６	３０
３５	１９	１９	２３	２７	３１
３６	２０	２０	２４	２８	３２
３７	２１	２１	２５	２９	３３
３８	２２	２２	２６	３０	３４
３９	２３	２３	２７	３１	３５
４０	２４	２４	２８	３２	３６
４１	２５	２５	２９	３３	３７
４２		２６	３０	３４	３８
４３		２７	３１	３５	３９
４４		２８	３２	３６	４０
４５		２９	３３	３７	４１
４６		３０	３４	３８	４２
４７		３１	３５	３９	４３
４８		３２	３６	４０	４４
４９		３３	３７	４１	４５
５０		３４	３８	４２	４６
５１		３５	３９	４３	４７
５２		３６	４０	４４	４８
５３		３７	４１	４５	４９
５４			４２	４６	５０
５５			４３	４７	５１
５６			４４	４８	５２
５７			４５	４９	５３
５８			４６	５０	５４
５９			４７	５１	５５
６０			４８	５２	５６
６１			４９	５３	５７
６２			５０	５４	５８
６３			５１	５５	５９
６４			５２	５６	６０
６５			５３	５７	６１
６６			５４	５８	６２
６７			５５	５９	６３
６８			５６	６０	６４
６９			５７	６１	６５
７０				６２	６６

７１				６３	６７
７２				６４	６８
７３				６５	６９
７４				６６	７０
７５				６７	７１
７６				６８	７２
７７				６９	７３
７８				７０	７４
７９				７１	７５
８０				７２	７６
８１				７３	７７
８２				７４	７８
８３				７５	７９
８４				７６	８０
８５				７７	８１
８６				７８	８２
８７				７９	８３
８８				８０	８４
８９				８１	８５
９０				８２	８６
９１				８３	８７
９２				８４	８８
９３				８５	８９
９４				８６	９０
９５				８７	９１
９６				８８	９２
９７				８９	９３
９８				９０	９４
９９				９１	９５
１００				９２	９６
１０１				９３	９７
１０２				９４	９８
１０３				９５	９９
１０４				９６	１００
１０５				９７	１０１

市議案第２４号

退職手当条例の一部を改正する条例の設定について

退職手当条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い失業者の退職手当の規定を改正するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

退職手当条例の一部を改正する条例

退職手当条例（昭和２８年豊中市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（失業者の退職手当） 第１０条　（省　略） ２～６　（省　略） ７　第１項から前項まで（第３項を除く。）に定めるもののほか，第１項又は第２項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては，雇用保険法第３６条，第３７条，第５６条の３及び第５７条から第５９条までの規定に準じて市規則で定めるところにより，それぞれ当該各号に掲げる給付を，退職手当として支給する。 （１）～（３）　（省　略） （４）　職業に就いた者については，就業促進手当 （５）・（６）　（省　略） ８　（省　略） ９　第７項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは，第１項，第２項又は第７項の規定の適用については，次の各号に掲げる退職手当ごとに，当該各号に定める日数分の第１項又は第２項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 （１）　雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当す	（失業者の退職手当） 第１０条　（省　略） ２～６　（省　略） ７　第１項から前項まで（第３項を除く。）に定めるもののほか，第１項又は第２項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては，雇用保険法第３６条，第３７条，第５６条の３及び第５７条から第５９条までの規定に準じて市規則で定めるところにより，それぞれ当該各号に掲げる給付を，退職手当として支給する。 （１）～（３）　（省　略） （４）　安定した職業に就いた者については，就業促進手当 （５）・（６）　（省　略） ８　（省　略） ９　第７項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは，第１項，第２項又は第７項の規定の適用については，雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第２項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
る日数 （２）　雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第５項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数	
10・11　（省　略）	10・11　（省　略）
（退職手当からの控除）	（退職手当からの控除）
第２２条　職員の退職手当からの控除は，法律により特に認められたものを除くほか，次の各号に掲げるものについて行うものとする。	第２２条　職員の退職手当からの控除は，法律により特に認められたものを除くほか，一般財団法人豊中市職員厚生会に対して職員が納付すべき会費及び一般財団法人豊中市職員厚生会が行う事業に係る職員の諸納付金に相当する金額について行うものとする。
（１）　社団法人大阪府市町村職員互助会に対して会員又は会員であった者が納付すべき会費及び貸付金の償還金に相当する金額 （２）　一般財団法人豊中市職員厚生会（以下この号において「職員厚生会」という。）に対して職員が納付すべき会費及び職員厚生会が行う事業に係る職員の諸納付金に相当する金額	
附　則	附　則
１～11　（省　略）	１～11　（省　略）
12　令和７年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第６項の規定の適用については，同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と，同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必	12　令和９年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第６項の規定の適用については，同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と，同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって，雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し，かつ，市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 13～20　（省　略）	要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって，雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し，かつ，市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 13～20　（省　略）

附　則

1　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の退職手当条例第１０条第７項（第４号に係る部分に限る。）の規定は，退職職員（退職した退職手当条例第２条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し，退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については，なお従前の例による。

市議案第２５号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る金額等を改正するとともに，不動産の信託の受益権の買入れ又は売払いに係る議会の議決に付すべき金額等を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例等の一部を改正する条例

（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例の一部改正）

第１条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例（昭和３９年豊中市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（契約をする場合） 第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は，予定価格<u>１５０，０００，０００円</u>以上の工事又は製造の請負とする。 （財産の取得又は処分をする場合） 第３条　法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は，予定価格<u>２０，０００，０００円</u>以上の不動産<u>又は</u>動産の買入れ<u>又は</u>売払い（土地については，１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）<u>とする</u>。	（契約をする場合） 第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は，予定価格<u>２００，０００，０００円</u>以上の工事又は製造の請負とする。 （財産の取得又は処分をする場合） 第３条　法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は，予定価格<u>４０，０００，０００円</u>以上の不動産<u>若しくは</u>動産の買入れ<u>若しくは</u>売払い（土地については，１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）<u>又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする</u>。

（豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊中市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（重要な資産の取得及び処分） 第５条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない水道事業又は公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は，予定価格（適正	（重要な資産の取得及び処分） 第５条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない水道事業又は公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は，予定価格（適正

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては，その適正な見積価額）が２０，０００，０００円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については，１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。	な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては，その適正な見積価額）が４０，０００，０００円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き，土地については，１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　豊中市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊中市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（重要な資産の取得及び処分） 第６条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は，予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては，その適正な見積価額）が２０，０００，０００円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については，１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。	（重要な資産の取得及び処分） 第６条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は，予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては，その適正な見積価額）が４０，０００，０００円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き，土地については，１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第２６号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の設定について

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い，低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額等を改正するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

（手数料条例の一部改正）

第１条　手数料条例（平成１２年豊中市条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）

別表第１０　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）関係

	事務	名称	金額
	（省　略）		
2	第６条第２項（第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う第５条第１項から第５項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	この表の１の項に規定する額（第８条第２項において準用する第６条第２項の規定に基づく申出にあっては，この表の３の項に規定する額）に（１），（２）又は（３）の額を加えた額 （１）　（２）及び（３）の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例（平成１６年豊中市条例第９号）第６４条第１項の表の中欄に掲げる床面積の合計及び申請又は計画の通知の方法の区分に応じ，同表の右欄に定める額 （２）　（省　略） （３）　昇降機に係る部分を含む場合 （１）又は（２）の額に１の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第６４条第３

（　改　正　後　）

別表第１０　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）関係

	事務	名称	金額
	（省　略）		
2	第６条第２項（第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う第５条第１項から第５項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	この表の１の項に規定する額（第８条第２項において準用する第６条第２項の規定に基づく申出にあっては，この表の３の項に規定する額）に（１），（２）又は（３）の額を加えた額 （１）　（２）及び（３）の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例（平成１６年豊中市条例第９号）第８条第１項の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ，同表の右欄に定める額 （２）　（省　略） （３）　昇降機に係る部分を含む場合 （１）又は（２）の額に１の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第８条第３項

（現　行）	（改　正　後）
項の表の中欄に掲げる昇降機の種類及び申請又は計画の通知の方法の区分に応じ，同表の右欄に定める額を加えた額	の表の中欄に掲げる昇降機の種類の区分に応じ，同表の右欄に定める額を加えた額
（省　略）	（省　略）
備考 １～８　（省　略） ９　備考の７及び備考の８に定めるもののほか，この表の２の項の（１）の床面積の合計及び同項の（２）ア及びイの床面積の算定方法は，豊中市建築基準法施行条例第６４条第１０項の規定の例による。	備考 １～８　（省　略） ９　備考の７及び備考の８に定めるもののほか，この表の２の項の（１）の床面積の合計及び同項の（２）ア及びイの床面積の算定方法は，豊中市建築基準法施行条例第８条第１１項の規定の例による。

別表第２８の２を次のように改める。

別表第２８の２　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）関係

	事務	名称	金額
1	第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）の認定の申請又は第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（第５６条に規定する認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請１件につき，認定等の申請に係る次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額を合算した額 （１）　非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。） ア　認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１８６，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２３２，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２５，３００円

	新築等計画をいう。以下この表において同じ。）が第５４条第１項各号に掲げる基準（以下この表において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の第５３条第１項の認定若しくは第５５条第１項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査		イ　認定等に係る評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１０３，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１３０，８００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１７１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２７５，８００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３５９，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４３１，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは６５４，０００円，その他の場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６５，８００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３３２，３００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４２８，２００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０９，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７５０，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８８６，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，０１１，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，２６０，３００円 （２）　一戸建ての住宅 ア　認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの ５，９００円 イ　認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２２，９００円，２００平方メートル以上のものは２４，５００円，誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３２，２００円，２００平方メートル以上のものは３５，３００円，その他の場合にあっては床面積の合計が２００平方メートル未満のものは４２，３００円，２００平方メートル以上のものは４６，９００円 （３）　共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。） ア　認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの

床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２３，７００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５２，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１４９，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２２６，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３４３，１００円

イ　認定等に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４０，７００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６８，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１２１，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８３，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３３３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６２，７００円，５０，０００平方メートル以上のものは９８５，０００円，誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６１，６００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１０１，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１７５，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２５４，９００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４８７，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは８４８，１００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，５３３，２００円，その他の場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８２，５００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１３５，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２２９，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３２７，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは６４２，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，１３４，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは２，０８２，３００円

			（４）　複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。以下この表において同じ。） 　住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
2	第５４条第２項（第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	この表の１の項に規定する額（第５５条第２項において準用する第５４条第２項の規定に基づく申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）にあっては，この表の３の項に規定する額）に（１），（２）又は（３）の額を加えた額 （１）　（２）及び（３）の場合以外の場合 　豊中市建築基準法施行条例第８条第１項の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ，同表の右欄に定める額 （２）　当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合（当該申出をするときに建築基準法第１８条の２第１項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては，大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い，同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。） 　（１）の額に構造計算適合性判定に準じた審査が行われる１の建築物ごと（建築基準法施行令第３６条の４に規定する建築物の部分にあっては，当該建築物の部分ごと）にア又はイの額を加えた額の合計額に３，３００円を加えた額 ア　構造計算の方法が大臣認定プログラムによる場合 　床面積の合計が２００平方メートル以内のものは９７，６００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１１０，２００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１２２，８００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１３５，３００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１５３，

			６００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものは１９３，６００円，５０，０００平方メートルを超えるものは３２７，４００円 イ　構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法による場合 床面積の合計が２００平方メートル以内のものは１２８，９００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１５４，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１７９，１００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは２０４，３００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは２４４，１００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものは３２４，２００円，５０，０００平方メートルを超えるものは５９５，５００円 （３）　昇降機に係る部分を含む場合 （１）又は（２）の額に１の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第８条第３項の表の中欄に掲げる昇降機の種類の区分に応じ，同表の右欄に定める額を加えた額
３	第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の建築物の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請１件につき，変更の認定の申請に係る次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額を合算した額 （１）　非住宅建築物 ア　変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１０，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは９３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１７，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１６３，４００円 イ　変更の認定に係る評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５２，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満の

ものは６６，１００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３８，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８０，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１６，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５３，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２７，７００円，その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３３，６００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６６，８００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１４，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０５，７００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７６，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４４，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０６，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは６３０，８００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの

３，７００円

イ　変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１２，２００円，２００平方メートル以上のものは１２，９００円，誘導基準併用法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１６，８００円，２００平方メートル以上のものは１８，４００円，その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２１，８００円，２００平方メートル以上のものは２４，２００円

（３）　共同住宅等

ア　変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの

変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４０

０円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１２，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２６，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは７５，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１３，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１７２，２００円

イ　変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２１，１００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３５，０００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６１，７００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９２，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６７，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８２，１００円，５０，０００平方メートル以上のものは４９３，２００円，誘導基準併用法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３１，５００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５１，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８８，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２８，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４４，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２４，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは７６７，３００円，その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４１，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６８，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１５，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６４，５００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２１，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６７，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４１，９００円

			（４）　複合建築物 　住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
4	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）第４６条の２の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（第５５条第１項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）	認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の評価方法が同一でない軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額 （１）　非住宅建築物 ア　低炭素建築物新築等計画の評価方法（以下この項及び５の項において「計画評価方法」という。）が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 　書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１８６，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２３２，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２５，３００円 イ　計画評価方法がその他のもの 　モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１０３，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１３０，８００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１７１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２７５，８００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３５９，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４３１，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは６５４，０００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６５，８００円，３００平方メートル以上１，０００平方メ

ートル未満のものは３３２，３００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４２８，２００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０９，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７５０，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８８６，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，０１１，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，２６０，３００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

５，９００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２２，９００円，２００平方メートル以上のものは２４，５００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３２，２００円，２００平方メートル以上のものは３５，３００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは４２，３００円，２００平方メートル以上のものは４６，９００円

（３）　共同住宅等

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２３，７００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５２，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１４９，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２２６，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３４３，１００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平

			方メートル未満のものは４０，７００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６８，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１２１，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８３，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３３３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６２，７００円，５０，０００平方メートル以上のものは９８５，０００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６１，６００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１０１，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１７５，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２５４，９００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４８７，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは８４８，１００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，５３３，２００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８２，５００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１３５，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２２９，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３２７，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは６４２，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，１３４，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは２，０８２，３００円 （４）　複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
5	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４６条の２の規定に基づく書面の交付（当該書面の交	認定低炭素建築物新築等計	書面の交付を受けようとする次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額 （１）　非住宅建築物

	付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）	画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 　書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１０，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは９３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１７，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１６３，４００円 イ　計画評価方法がその他のもの 　モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５２，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは６６，１００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３８，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８０，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１６，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５３，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２７，７００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３３，６００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６６，８００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１４，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０５，７００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７６，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４４，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０６，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは６３０，８００円 （２）　一戸建ての住宅 ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

３，７００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１２，２００円，２００平方メートル以上のものは１２，９００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１６，８００円，２００平方メートル以上のものは１８，４００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２１，８００円，２００平方メートル以上のものは２４，２００円

（３）　共同住宅等

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１２，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２６，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは７５，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１３，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１７２，２００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２１，１００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３５，０００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６１，７００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９２，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６７，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８２，１００円，５０，０００平方メートル以上のものは４９３，２００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３１，５００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５１，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平

			方メートル未満のものは８８，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２８，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４４，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２４，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは７６７，３００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４１，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６８，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１５，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６４，５００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２１，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６７，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４１，９００円 （４）　複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
6	第５４条第１項（第５５条第２項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことの証明	低炭素建築物新築等計画認定証明手数料	１通　９８０円

備考

１　この表において「共用部分」とは，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この表及び別表第３１において「省令」という。）第４条第３項第１号に規定する共用部分をいう。

２　この表において「登録住宅性能評価機関等」とは，次の（１）から（３）までに掲げる場合の区分に応じ，当該（１）から（３）までに定める者をいう。

（１）　非住宅建築物に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）

（２）　一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

（３）　複合建築物に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

３　この表において「モデル建物法」とは，第５４条第１項第１号の経済産業大臣，国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

４　この表において「誘導仕様基準」とは，省令第１０条第２号イ（２）及び同号ロ（２）に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する方法をいう。

５　この表において「誘導基準併用法」とは，省令第１０条第２号イ（１）及び同号ロ（２）又は同号イ（２）及び同号ロ（１）の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認する方法をいう。

６　この表において「建築基準関係規定」とは，建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定をいう。

７　この表において「構造計算適合性判定」とは，建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。

８　この表において「適合判定通知書」とは，建築基準法第６条の３第７項に規定する適合判定通知書をいう。

９　この表において「大臣認定プログラム」とは，建築基準法第２０条第１項第２号イに規定するプログラム又は同項第３号イに規定するプログラムをいう。

10　この表において「昇降機」とは，建築基準法第８７条の４に規定する昇降機をいう。

11　この表の床面積の算定方法は，建築基準法施行令第２条第１項第３号に定めるところによる。

12　この表の１の項及び３の項から５の項までにおいて「床面積の合計」とは，認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし，第５５条第１項に規定する変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては，当該増加に係る部分の床面積の合計に，当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に０．５を乗じて得た面積を加えた面積とする。

13　この表の２の項の（２）ア及びイの床面積の合計は，構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし，適合判定通知書又は建築基準法第１８条の２第１項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては，大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い，同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築を

し，又は大規模の修繕（同法第２条第１４号に規定する大規模の修繕をいう。）をし，若しくは大規模の模様替（同条第１５号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合については，構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては，当該増加に係る部分の床面積の合計に２を乗じて得た面積に，当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に０．５を乗じて得た面積とする。

14　備考の１１及び備考の１３に定めるもののほか，この表の２の項の（１）の床面積の合計及び同項の（２）ア及びイの床面積の合計の算定方法は，豊中市建築基準法施行条例第８条第１１項の規定の例による。

別表第３１を次のように改める。

別表第３１　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）関係

	事務	名称	金額
1	第１１条第１項若しくは第１２条第２項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（第１１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において「判定」という。）又は第１１条第２項若しくは第１２条第３項の変更の判定（以下この表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（第１１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネル	建築物エネルギー消費性能確保計画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	判定等に係る次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額 （１）　非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。） ア　工場等のみのもの （ア）　判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法（省令第１条第１項第１号ロの基準に適合することを確認することをいう。以下この項，３の項及び４の項において同じ。）によるもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２２，１００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３１，０００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４３，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１０，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６６，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２０６，２００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５５，７００円，５０，０００平方メートル以上のものは３５５，５００円 （イ）　判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６，８００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３６，１００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メート

	ギー消費性能確保計画に係る建築物が第２条第１項第３号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び３の項において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の第１１条第１項若しくは第１２条第２項の判定若しくは変更の判定（以下この表において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査（次項に規定する審査を除く。）		ル未満のものは５０，０００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１８，０００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１７４，５００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１５，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２６６，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３６８，６００円 イ　その他のもの （ア）　判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１０１，０００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１２８，５００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６９，１００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２７３，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３５７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４２８，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０３，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６５１，６００円 （イ）　判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６３，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３２９，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４２５，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０７，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４８，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８８４，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，００８，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，２５７，９００円 （２）　一戸建ての住宅 ア　判定等に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの 床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，６００円，２００平方メートル以上のものは２２，１００円

イ　判定等に係る建築物の評価方法が併用法によるもの

床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２９，９００円，２００平方メートル以上のものは３３，０００円

ウ　判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの

床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３９，９００円，２００平方メートル以上のものは４４，６００円

（３）　共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）

ア　判定等に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの

床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３８，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６６，２００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１９，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８０，７００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３３１，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６０，４００円，５０，０００平方メートル以上のものは９８２，６００円

イ　判定等に係る建築物の評価方法が併用法によるもの

床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５９，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは９９，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１７３，０００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２５２，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４８５，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは８４５，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，５３０，９００円

ウ　判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの

床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８０，２００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１３３，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２２７，１００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３２５，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは６４０，１

			００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，１３１，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは２，０８０，０００円 （４）　複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。以下この表において同じ。） 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア，イ若しくはウ又は（３）ア，イ若しくはウに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画（第３２条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に係る他の建築物（第２９条第３項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第１０条第１号イ（１）及び同号ロ（１）の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）による確認を含む。以下この項において同じ。）を受けており，かつ，判定等を受けよう	他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の（１）及び（２）に掲げる判定等の区分に応じ，当該（１）及び（２）に定める額 （１）　判定 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１８６，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２３２，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２５，３００円 （２）　変更の判定 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１０，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは９３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１７，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１６３，４００円

	とする当該他の建築物について省令第１条第１項第１号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第１０条第１号イ(２)及び同号ロ(２)の基準に適合することの確認を受けており，かつ，判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第１条第１項第１号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。）に対する審査		
3	変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）に対する審査（前項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能確保計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	変更の判定に係る次の(１)から(４)までに掲げる建築物の区分に応じ，当該(１)から(４)までに定める額 (１)　非住宅建築物 ア　工場等のみのもの (ア)　変更の判定に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，８００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６，２００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２２，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５５，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは８３，７００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１０３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１２８，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１７８，４００円 (イ)　変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１４，１００

円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１８，７００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２５，７００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５９，７００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは８８，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１０８，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１３４，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１８５，０００円

イ　その他のもの

（ア）　変更の判定に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５１，２００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは６４，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８５，３００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３７，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１７９，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１５，２００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５２，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２６，５００円

（イ）　変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３２，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６５，７００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１３，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０４，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７４，９００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４２，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６２９，７００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　変更の判定に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１１，０００円，

２００平方メートル以上のものは１１，８００円

イ　変更の判定に係る建築物の評価方法が併用法によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１５，７００円，２００平方メートル以上のものは１７，２００円

ウ　変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，７００円，２００平方メートル以上のものは２３，０００円

（３）　共同住宅等

ア　変更の判定に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１９，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３３，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９１，１００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６６，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８０，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは４９２，０００円

イ　変更の判定に係る建築物の評価方法が併用法によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３０，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５０，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８７，２００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４３，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２３，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは７６６，２００円

ウ　変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４０，８００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６７，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１４，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０

			００平方メートル未満のものは１６３，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２０，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６６，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４０，７００円 （４）　複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア，イ若しくはウ又は（３）ア，イ若しくはウに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１３条の規定に基づく書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額 （１）　非住宅建築物 ア　工場等のみのもの （ア）　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，８００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６，２００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２２，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５５，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは８３，７００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１０３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１２８，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１７８，４００円 （イ）　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１４，１００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１８，７００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２５，７００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５９，７００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは８８，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１０８，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のも

のは１３４，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１８５，０００円

イ　その他のもの

（ア）　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５１，２００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは６４，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８５，３００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３７，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１７９，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１５，２００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５２，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２６，５００円

（イ）　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３２，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６５，７００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１３，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０４，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７４，９００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４２，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６２９，７００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が仕様基準によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１１，０００円，２００平方メートル以上のものは１１，８００円

イ　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が併用法によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１５，７００円，２００平方メートル以上のものは１７，２００円

ウ　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，７００円，２００平方メートル以上のものは２３，０００円

（３）　共同住宅等

ア　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が仕様基準によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１９，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３３，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９１，１００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６６，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８０，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは４９２，０００円

イ　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が併用法によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３０，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５０，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８７，２００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４３，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２３，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは７６６，２００円

ウ　書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４０，８００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６７，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１４，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６３，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２０，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６６，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４０，７００円

（４）　複合建築物

住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに

			定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(２)ア，イ若しくはウ又は(３)ア，イ若しくはウに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
５	第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）（同条第３項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物に係る事項」という。）を記載している場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）の認定の申請又は第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が第３０条第１項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から１０の項までにおいて同じ。）が当該建築物エネ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請１件につき，認定等の申請に係る次の(１)から(４)までに掲げる建築物の区分に応じ，当該(１)から(４)までに定める額を合算した額 (１)　非住宅建築物 ア　認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１８６，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２３２，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２５，３００円 イ　認定等に係る評価方法がその他のもの モデル建物法（省令第１０条第１号イ(２)及びロ(２)の基準に適合することを確認することをいう。以下この項及び８の項から１０の項までにおいて同じ。）による場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１０１，０００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１２８，５００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６９，１００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２７３，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３５７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４２８，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０３，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６５１，６００円，その他の場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６３，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３２９，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４２５，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０７，６００円，５，０００平方メートル以上１０，００

	ルギー消費性能向上計画の直近の第２９条第１項の認定若しくは第３１条第１項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査		０平方メートル未満のものは７４８，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８８４，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，００８，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，２５７，９００円 （２）　一戸建ての住宅 ア　認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの ５，９００円 イ　認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，６００円，２００平方メートル以上のものは２２，１００円，誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２９，９００円，２００平方メートル以上のものは３３，０００円，その他の場合にあっては床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３９，９００円，２００平方メートル以上のものは４４，６００円 （３）　共同住宅等 ア　認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２３，７００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５２，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１４９，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２２６，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３４３，１００円 イ　認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３８，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６６，２００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１９，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８０，７００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３３１，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未

			満のものは５６０，４００円，５０，０００平方メートル以上のものは９８２，６００円，誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５９，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは９９，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１７３，０００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２５２，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４８５，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは８４５，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，５３０，９００円，その他の場合にあっては床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８０，２００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１３３，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２２７，１００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３２５，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは６４０，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，１３１，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは２，０８０，０００円 （４）　複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
6	第２９条第１項の規定に基づく認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。）又は第３１条第１項の規定に基づく変更の認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の	複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定等の申請に係る１の建築物ごとに次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分に応じ，当該（１）及び（２）に定める額 （１）　第２９条第１項の規定に基づく認定の申請の場合又は第３１条第１項の規定に基づく変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る１の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該１の建築物の評価方法と同一でない場合，認定等に係る１の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。）の場合 ５の項に規定する額

	建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。）に対する審査		（２）　第３１条第１項の規定に基づく変更の認定の申請（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る１の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該１の建築物の評価方法と同一でない場合，認定等に係る１の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。）の場合 ８の項に規定する額
7	第３０条第２項（第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合にあっては５の項に規定する額（第３１条第２項において準用する第３０条第２項の規定に基づく申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）にあっては，次項に規定する額），当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合にあっては前項に規定する額に（１），（２）又は（３）の額を加えた額 （１）　（２）及び（３）の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例第８条第１項の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ，同表の右欄に定める額 （２）　当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合（当該申出をするときに建築基準法第１８条の２第１項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては，大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い，同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。） （１）の額に構造計算適合性判定に準じた審査が行われる１の建築物ごと（建築基準法施行令第３６条の４に規定する建築物の部分にあっては，当該建築物の部分ごと）にア又はイの額を加えた額の合計額に３，３００円を加えた額

			ア　構造計算の方法が大臣認定プログラムによる場合 　床面積の合計が２００平方メートル以内のものは９７，６００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１１０，２００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１２２，８００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１３５，３００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１５３，６００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものは１９３，６００円，５０，０００平方メートルを超えるものは３２７，４００円 イ　構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法による場合 　床面積の合計が２００平方メートル以内のものは１２８，９００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１５４，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１７９，１００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは２０４，３００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは２４４，１００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものは３２４，２００円，５０，０００平方メートルを超えるものは５９５，５００円 （３）　昇降機に係る部分を含む場合 　（１）又は（２）の額に１の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第８条第３項の表の中欄に掲げる昇降機の種類の区分に応じ，同表の右欄に定める額を加えた額
8	第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（５の項及び６の項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請１件につき，変更の認定の申請に係る次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額を合算した額 （１）　非住宅建築物 ア　変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 　変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１０，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの

は９３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１７，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１６３，４００円

イ　変更の認定に係る評価方法がその他のもの

モデル建物法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５１，２００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは６４，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８５，３００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３７，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１７９，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１５，２００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５２，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２６，５００円，その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３２，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６５，７００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１３，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０４，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７４，９００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４２，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６２９，７００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの

３，７００円

イ　変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１１，０００円，２００平方メートル以上のものは１１，８００円，誘導基準併用法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１５，７００円，２００平方メートル以上のものは１７，２００円，その他の場合

にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，７００円，２００平方メートル以上のものは２３，０００円

（３）　共同住宅等

ア　変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの

変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１２，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２６，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは７５，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１３，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１７２，２００円

イ　変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１９，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３３，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９１，１００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６６，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８０，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは４９２，０００円，誘導基準併用法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３０，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５０，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８７，２００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４３，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２３，６００，５０，０００平方メートル以上のものは７６６，２００円，その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４０，８００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６７，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方

			メートル未満のものは１１４，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６３，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２０，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６６，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４０，７００円 （４）　複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２８条の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（第３１条第１項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一でない軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る１の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額 （１）　非住宅建築物 ア　建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（以下この項及び１０の項において「計画評価方法」という。）が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３１，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１８６，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２３２，５００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２５，３００円 イ　計画評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１０１，０００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１２８，５００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６９，１００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２７３，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３５７，０００円，１０，０００平方メ

ートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４２８，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０３，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６５１，６００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６３，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３２９，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４２５，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０７，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４８，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８８４，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，００８，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，２５７，９００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

５，９００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，６００円，２００平方メートル以上のものは２２，１００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２９，９００円，２００平方メートル以上のものは３３，０００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３９，９００円，２００平方メートル以上のものは４４，６００円

（３）　共同住宅等

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２３，７００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５２，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９３，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メ

ートル未満のものは１４９，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２２６，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３４３，１００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３８，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６６，２００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１９，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８０，７００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３３１，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６０，４００円，５０，０００平方メートル以上のものは９８２，６００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５９，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは９９，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１７３，０００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２５２，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４８５，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは８４５，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，５３０，９００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８０，２００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１３３，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２２７，１００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３２５，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは６４０，１００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１，１３１，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは２，０８０，０００円

（４）　複合建築物

住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額

１０	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２８条の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る１の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の（１）から（４）までに掲げる建築物の区分に応じ，当該（１）から（４）までに定める額 （１）　非住宅建築物 ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１０，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは９３，８００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１７，０００円，５０，０００平方メートル以上のものは１６３，４００円 イ　計画評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５１，２００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは６４，９００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８５，３００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３７，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１７９，２００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１５，２００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５２，３００円，５０，０００平方メートル以上のものは３２６，５００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３２，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６５，７００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１３，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０４，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７４，９００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４２，９００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，２００円，５０，０００平方メートル以上のものは６２９，７

００円

（２）　一戸建ての住宅

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

３，７００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１１，０００円，２００平方メートル以上のものは１１，８００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１５，７００円，２００平方メートル以上のものは１７，２００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，７００円，２００平方メートル以上のものは２３，０００円

（３）　共同住宅等

ア　計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１２，６００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２６，９００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは７５，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１１３，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは１７２，２００円

イ　計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１９，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３３，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９１，１００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６６，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８０，９００円，５０，０００平方メートル以上のもの

			は４９２，０００円，誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３０，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５０，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８７，２００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４３，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２３，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは７６６，２００円，その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４０，８００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６７，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１４，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６３，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２０，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６６，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４０，７００円 （４）　複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして（１）ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に，住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして（２）ア若しくはイ又は（３）ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
１１	第３０条第１項（第３１条第２項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことの証明	建築物エネルギー消費性能向上計画認定等証明手数料	１通　９８０円

備考

１　この表において「共用部分」とは，省令第４条第３項第１号に規定する共用部分をいう。

２　この表において「工場等」とは，工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産物の増殖場又は養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処

理場，ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

3　この表において「仕様基準」とは，省令第１条第１項第２号イ（２）及び同号ロ（２）の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する方法をいう。

4　この表において「併用法」とは，省令第１条第１項第２号イ（１）及び同号ロ（２）又は同号イ（２）及び同号ロ（１）基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認する方法をいう。

5　この表において「登録住宅性能評価機関等」とは，次の（１）から（３）までに掲げる場合の区分に応じ，当該（１）から（３）までに定める者をいう。

（１）　非住宅建築物に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（２）　一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)

（３）　複合建築物に係る認定等の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

6　この表において「誘導仕様基準」とは，省令第１０条第２号イ（２）及び同号ロ（２）に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する方法をいう。

7　この表において「誘導基準併用法」とは，省令第１０条第２号イ（１）及び同号ロ（２）又は同号イ（２）及び同号ロ（１）の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認する方法をいう。

8　この表において「建築基準関係規定」とは，建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定をいう。

9　この表において「構造計算適合性判定」とは，建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。

10　この表において「大臣認定プログラム」とは，建築基準法第２０条第１項第２号イに規定するプログラム又は同項第３号イに規定するプログラムをいう。

11　この表において「昇降機」とは，建築基準法第８７条の４に規定する昇降機をいう。

12　この表の床面積の算定方法は，建築基準法施行令第２条第１項第３号に定めるところによる。

13　この表の１の項から４の項までにおいて「床面積の合計」とは，判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし，変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては，当該増加に係る部分の床面積の合計に，当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に０．５を乗じて得た面積を加えた面積とする。

14　この表の５の項において「床面積の合計」とは，認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし，第３１条第１項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては，当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に，当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に０．５を乗じて得た面積を加えた面積とする。

15　この表の７の項の(２)ア及びイの床面積の合計は，構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし，建築基準法第６条の３第７項に規定する適合判定通知書又は同法第１８条の２第１項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては，大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い，同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし，又は大規模の修繕（同法第２条第１４号に規定する大規模の修繕をいう。）をし，若しくは大規模の模様替（同条第１５号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合については，構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては，当該増加に係る部分の床面積の合計に２を乗じて得た面積に，当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に０．５を乗じて得た面積とする。

16　備考の１２及び備考の１５に定めるもののほか，この表の７の項の(１)の床面積の合計及び同項の(２)ア及びイの床面積の合計の算定方法は，豊中市建築基準法施行条例第８条第１１項の規定の例による。

17　この表の８の項において「床面積の合計」とは，変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。

（豊中市建築基準法施行条例の一部改正）

第２条　豊中市建築基準法施行条例（平成１６年豊中市条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　建築物の敷地，構造及び建築設備（第３条・第４条） 第３章　特殊建築物 第１節　総則（第５条―第７条の３）	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第２節　学校（第８条・第９条） 第３節　体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場及びスポーツの練習場（第１０条） 第４節　病院及び診療所（第１１条・第１２条） 第５節　劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂及び集会場（第１３条―第２１条の２） 第６節　展示場（第２２条・第２３条） 第７節　物品販売業を営む店舗（第２４条） 第８節　遊技場（第２５条―第２６条） 第９節　公衆浴場（第２７条―第２９条） 第１０節　ホテル及び旅館（第３０条―第３２条） 第１１節　共同住宅，寄宿舎，下宿及び老人ホーム（第３３条―第３８条） 第１２節　自動車車庫及び自動車修理工場（第３９条―第４３条） 第４章　削除 第５章　建築物又はその敷地と道路との関係（第５７条―第５９条） 第５章の２　容積率算定の基礎となる地盤面の設定（第５９条の２） 第６章　日影による中高層の建築物の高さの制限（第６０条） 第７章　工事監理者（第６１条） 第８章　道路（第６２条・第６３条） 第９章　手数料（第６４条―第６７条） 第１０章　雑則（第６８条―第６９条） 第１１章　罰則（第７０条・第７１条） 附則	

（現　行）	（改　正　後）
第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は，建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４０条，第４３条第３項，第５２条第５項，第５６条の２第１項及び第１０７条の規定に基づき，建築物の敷地，構造及び建築設備に関する制限の付加，建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加，容積率算定の基礎となる地盤面の設定，日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間等の指定並びにこれらの制限に違反した者に対する罰則に関し必要な事項を定めるとともに，別に定めるものを除くほか，法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。 第２章　建築物の敷地，構造及び建築設備 （角敷地における建築制限） 第３条　歩車道の区別がない幅員６メートル未満の道路（専ら歩行者の通行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。）が屈曲する箇所又は歩車道の区別がない幅員６メートル未満の道路が歩車道の区別がない幅員１０メートル未満の道路と同一平面で交差する箇所にある敷地にあっては，その角地の隅角をはさむ辺の長さ２メートルの２等辺３角形の部分（地盤面下の部分を除く。）に突き出して建築物を建築し，又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし，道路に街角の切取りがある場合又は角地の隅角が１２０度以上の場合は，この限りでない。 （長屋） 第４条　長屋は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　各戸の主要な出入口は，道路（法第４３条第２項第１号の規定による認定を受けた長屋にあっては規則第１０条の３第１項各号に規定する道	（目的） 第１条　この条例は，建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第５２条第５項及び第５６条の２第１項の規定に基づき，容積率算定の基礎となる地盤面の設定並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間等の指定に関し必要な事項を定めるとともに，別に定めるものを除くほか，法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
を，法第４３条第２項第２号の規定による許可を受けた長屋にあっては規則第１０条の３第４項第１号に規定する空地，同項第２号に規定する公共の用に供する道又は同項第３号に規定する通路を含む。以下この号において同じ。）に面すること。ただし，長屋が次のア又はイに該当し，かつ，各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員３メートル以上の敷地内の通路（アに掲げる長屋にあっては，道路から各戸の主要な出入口までの長さが３５メートル以内の通路に限る。）に面する場合は，この限りでない。 ア　床面積の合計が３００平方メートル以下のもの イ　耐火建築物又は準耐火建築物であるもの （２）　けた行は，２５メートルを超えないこと。ただし，耐火建築物又は準耐火建築物である場合は，この限りでない。 ２　前項第１号の規定は，法第８６条第１項から第４項まで又は第８６条の２第１項から第３項までの規定による認定又は許可を受けた一団地内に１又は２以上の構えを成す長屋については，適用しない。 第３章　特殊建築物 第１節　総則 （適用の範囲） 第５条　この章の規定は，次に掲げる特殊建築物に適用する。 （１）　学校の用途に供する建築物 （２）　体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物 （３）　病院又は診療所の用途に供する建築物 （４）　劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂又は集会場の用途に供する建築物	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（５）　展示場の用途に供する建築物 （６）　物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物 （７）　キャバレー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール又は遊技場（次に掲げるもの（以下「個室ビデオ店等」という。）を含む。第２５条の２を除き，以下同じ。）の用途に供する建築物 ア　個室（これに類する施設を含む。以下この号において同じ。）において，フィルム若しくはビデオテープ，ビデオディスク，シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体を再生し，又は電気通信設備を用いて映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗 イ　カラオケボックス ウ　個室において，インターネットを利用させ，又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 エ　店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業（個室を設けるものに限る。）を営む店舗 （８）　公衆浴場の用途に供する建築物 （９）　ホテル又は旅館の用途に供する建築物 (10)　共同住宅，寄宿舎，下宿又は老人ホームの用途に供する建築物 (11)　自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物 (12)　博物館，美術館又は図書館の用途に供する建築物 (13)　児童福祉施設等の用途に供する建築物（老人ホームの用途に供する建築物を除く。） (14)　飲食店の用途に供する建築物	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
(15)　火葬場の用途に供する建築物 （避難階等に通ずる階段） 第６条　避難階以外の階を次に掲げる建築物における当該建築物の用途に供する階から避難階又は地上に通ずる階段は，回り階段としてはならない。 （１）　前条第１号の用途（大学，専修学校，各種学校及び幼稚園の用途を除く。）に供する建築物 （２）　前条第２号又は第４号の用途に供する建築物 （３）　前条第３号の用途に供する建築物（患者の収容施設を有しない診療所を除く。） （４）　前条第５号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートル以下のものを除く。） （５）　前条第６号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。） （６）　前条第７号の用途（キャバレー，ナイトクラブ及びダンスホールの用途に限る。）に供する建築物 （７）　前条第７号の用途（バー及び遊技場の用途に限る。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下のものを除く。） （８）　前条第８号から第１０号までの用途に供する建築物 （９）　前条第１１号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以下のものを除く。） ２　前項の規定は，次の各号のいずれかに該当する場合には，適用しない。 （１）　回り階段の踏面の狭い方の端の寸法が１５センチメートル以上である場合	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（２）　階段の各階の部分の下方２分の１以下の部分を回り階段とする場合でその回転角度が９０度以下であるとき。 （避難口誘導灯） 第６条の２　次に掲げる建築物における当該建築物の用途の利用者（病院における患者，劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂又は集会場における客，博物館における入館者その他これらに類する者をいう。以下同じ。）用に供する部分のうち消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第２８条の３第３項第１号イ及びロに掲げる避難口に設ける避難口誘導灯（自動火災報知設備を設置する建築物に設けるものに限る。）は，点滅機能及び音声誘導機能を備えたものでなければならない。 （１）　第５条第１号，第３号，第１２号，第１３号又は第１５号の用途に供する建築物 （２）　第５条第２号，第８号又は第９号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。） （３）　第５条第４号の用途（公会堂及び集会場の用途を除く。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以下のものを除く。） （４）　第５条第４号の用途（公会堂の用途に限る。）に供する建築物 （５）　第５条第４号の用途（集会場の用途に限る。）に供する建築物（床面積が２００平方メートル以上の室（当該用途に供するものに限る。）を有するものに限る。） （６）　第５条第５号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以下のものを除く。） （７）　第５条第６号又は第１４号の用途に供する建築物（当該用途に供する	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
部分の床面積の合計が２００平方メートル以下のものを除く。） （８）　第５条第７号の用途（遊技場の用途に限る。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。） （９）　第５条第１０号の用途（老人ホームの用途に限る。）に供する建築物 (10)　第５条第１１号の用途（自動車車庫の用途を除く。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下のものを除く。） （防火戸） 第６条の３　前条各号に掲げる建築物における当該建築物の用途の利用者用に供する部分に設ける防火戸（当該建築物の外壁の開口部に設けるもののうち，屋外への出口以外に設けるものを除く。）は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　幅（くぐり戸付きの防火戸にあっては，当該くぐり戸の幅）は，８０センチメートル以上とすること。 （２）　車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が通過する際に支障となる段を設けないこと。 （避難安全性能を有する建築物等の適用除外） 第７条　第１９条第２号，第３０条（第２６条第１項において準用する場合を含む。）及び第３５条の規定は，第６条第１項各号に掲げる建築物の階のうち令第１２９条第１項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）については，適用しない。 ２　第１４条，第１５条第２項，第１７条第２号及び第３号，第１８条第４号，	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第１９条第２号，第２０条，第３０条（第２６条第１項において準用する場合を含む。）並びに第３５条の規定は，第６条第１項各号に掲げる建築物のうち令第１２９条の２第１項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）については，適用しない。 （制限の緩和） 第７条の２　第６条の２及び第６条の３の規定は，これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第６条の２各号に掲げる建築物については，適用しない。 （既存の建築物に対する制限の緩和） 第７条の３　法第３条第２項の規定により第６条の２及び第６条の３の規定の適用を受けない第６条の２各号に掲げる建築物について増築，改築，大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては，当該増築等をする部分以外の部分に対しては，これらの規定は，適用しない。 第２節　学校 （直通階段の数） 第８条　学校（大学，専修学校，各種学校及び幼稚園を除く。次条において同じ。）における各階から避難階又は地上に通ずる直通階段の数は，令第１２１条の規定にかかわらず，その階の教室の数が８以内のときは２以上とし，教室の数が８を超えるときは２に，４以内を増すごとに１を加えた数以上としなければならない。ただし，当該階の教室の数が３以内で，かつ，居室の床面積の合計が２００平方メートル以下である場合において各教室から避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するものに避難すること	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
ができるときは，その数を１とすることができる。 （教室等の出入口の数） 第９条　学校における教室その他の児童又は生徒が使用する居室（市規則で定めるものに限る。）には，廊下，ロビー又は屋外に通ずる２以上の出入口を設けなければならない。ただし，避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は，出入口の数を１とすることができる。 第３節　体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場及びスポーツの練習場 （屋外への出口） 第１０条　体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物の避難階における屋外への出口は，次の各号に定めるところによらなければならない。ただし，耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が２５０平方メートル以下の建築物の避難階における屋外への出口については，この限りでない。 （１）　２以上設けること。 （２）　幅は，９０センチメートル以上とすること。 （３）　戸は，内開きとしないこと。 （４）　令第１２５条第１項の屋外への出口以外の屋外への出口にあっては，道路又は公園，広場その他の空地に通ずる幅員が９０センチメートル（２以上の屋外への出口が共用する場合にあっては，１．５メートル）以上の通路に面すること。 第４節　病院及び診療所 第１１条　削除	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（屋外への出口） 第１２条　第１０条の規定は，病院又は法第２２条第１項の規定により指定された区域内にある診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）の用途に供する建築物について準用する。 第５節　劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂及び集会場 （主たる屋外への出口） 第１３条　劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の用途に供する建築物の避難階における客用に供する屋外への出口のうち主たるものは，第５８条の規定により当該建築物の敷地が接する道路又はその道路に通ずる幅員５メートル以上の通路に面しなければならない。 （劇場等の階段の幅） 第１４条　主階が避難階にない劇場等の用途に供する建築物の当該主階から避難階又は地上に通ずる階段の幅の合計は，当該階における劇場等の客席の出口の幅につき，第１８条第４号の規定により算出した最低合計幅以上としなければならない。 （避難階段及び特別避難階段） 第１５条　主階が避難階にない劇場等の用途に供する建築物には，当該主階から避難階又は地上に通ずる２以上の避難階段又は特別避難階段を設けなければならない。 ２　前項の避難階段又は特別避難階段の幅の合計は，当該階における劇場等の客席の出口の幅につき，第１８条第４号の規定により算出した最低合計幅の２分の１以上としなければならない。 （通路等）	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第１６条　主階が避難階にある劇場等の主階の周囲のうち，出口（道路，公園，広場その他これらに類する場所（以下「道路等」という。）に面するものを除く。）がある側には，次の表に定める数値以上の幅員を有する通路で道路等に避難上有効に通ずるもの又は市規則で定める避難上有効な構造及び設備を有する廊下（以下「避難廊下」という。）を設けなければならない。	

劇場等の種別	通路等の幅員（単位メートル）
客席の床面積の合計が２００平方メートル以下のもの	２
客席の床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以下のもの	２．２５
客席の床面積の合計が３００平方メートルを超え４００平方メートル以下のもの	２．５
客席の床面積の合計が４００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの	２．７５
客席の床面積の合計が５００平方メートルを超え６００平方メートル以下のもの	３
客席の床面積の合計が６００平方メートルを超え７００平方メートル以下のもの	３．２５
客席の床面積の合計が７００平方メートルを超え８００平方メートル以下のもの	３．５
客席の床面積の合計が８００平方メートルを超え９００平方メートル以下のもの	３．７５
客席の床面積の合計が９００平方メートルを超えるもの	４

２　前項の通路の地盤面上で高さ３メートル未満の位置及び当該通路の側端

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（当該劇場等の用途に供する建築物に接しない側の側端をいう。）から１メートル未満の距離にある位置には，建築物を突き出して建築してはならない。 （通路等への出口） 第１７条　劇場等から前条第１項の通路，避難廊下，道路等（以下「通路等」という。）への出口は，次の各号に定めるところにより，４以上設けなければならない。 （１）　同一の側に片寄らないこと。 （２）　通路等と客席との間に廊下を設けた場合における１の側にある通路等への出口の幅の合計は，当該側の客席の出口の幅の合計以上とすること。 （３）　通路等への主たる出口の幅及び通路等へのその他の出口の幅の合計は，それぞれ第１８条第４号の規定による客席の出口の最低合計幅の２分の１以上とすること。 （４）　通路等への出口の戸は，外開きとし，避難上の障害とならないものとすること。 （客席内の車いす使用者が利用することができる部分） 第１７条の２　劇場等（第６条の２第３号に掲げる建築物並びに同条第４号及び第５号に掲げる建築物（当該建築物の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。）であるものに限る。）における客席には，次の各号に定めるところにより，車いす使用者が利用することができる部分を設けなければならない。 （１）　床は，平たんとすること。 （２）　次の表に定める数以上とすること。	

（現　行）	（改　正　後）

客席の種別	車いす使用者が利用することができる部分の数
客席の数が１００席以下のもの	1
客席の数が１００席を超え４００席以下のもの	2
客席の数が４００席を超えるもの	2に４００席を超える席数２００席（２００席に満たない端数は，２００席とする。）ごとに１を加えた数

（３）　車いす使用者が利用することができる部分１につき，幅は８５センチメートル以上とし，奥行きは１．２メートル以上とすること。

（客席内の通路）

第１７条の３　前条の部分に通ずる客席内の通路のうち１以上は，次の各号に定めるところによらなければならない。

（１）　縦通路の幅員は，１．２メートル以上（いす席が通路の片側のみにある場合は，１．２メートル以上１．８メートル以下）とすること。

（２）　横通路の幅員は，１．２メートル以上（客席の最後部の横通路にあっては，１．２メートル以上２．４メートル以下）とすること。

（３）　客席の出入口のない側の壁に最も近い縦通路又は横通路の幅員は，前２号の規定にかかわらず，１．２メートル以上１．８メートル以下とすること。

２　前項に規定する通路に高低差がある場合は，次の各号に定めるところにより，傾斜路を設けなければならない。

（１）　幅員は，１．２メートル以上とすること。

（２）　勾（こう）配は，１２分の１を超えないこと。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（３）　表面は，粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 （客席の出口） 第１８条　劇場等における客席の出口は，次の各号に定めるところにより，４以上設けなければならない。 （１）　同一の側に片寄らないこと。 （２）　縦通路及び横通路に通ずること。 （３）　幅は１．２メートル以上１．８メートル以下とし，高さは２メートル以上とすること。 （４）　幅の合計は，客席の床面積１０平方メートルにつき，２０センチメートル（耐火建築物又は令第１１２条第１項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物にあっては，１７センチメートル）の割合で計算した数値以上とすること。 （５）　出口の戸は，外開きとし，避難上の障害とならないものとすること。 （客用の廊下） 第１９条　劇場等における客用に供する廊下は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　通路等，階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずること。 （２）　幅は，１．２メートル（客席の床面積が２００平方メートルを超える階の廊下にあっては，１．２メートルにその超える床面積５０平方メートル以内ごとに１５センチメートルを増した数値）以上とすること。 （３）　廊下を傾斜路とする場合は，その傾斜路の勾（こう）配は，１２分の１（有効な滑り止めを設けた場合は，１０分の１）以下とすること。 （４）　廊下に段を設ける場合は，その段のけあげの寸法は１８センチメート	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
ル以下とし，その踏面の寸法は２６センチメートル以上とすること。 （客用の階段） 第２０条　劇場等における客用に供する各階の階段の幅の合計は，その直上階以上の階（地階にあっては，直下階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における客席の出口の幅につき，第１８条第４号の規定により算出した最低合計幅以上としなければならない。 （適用の除外） 第２１条　この節（第１３条，第１６条，第１７条の２及び第１７条の３を除く。）の規定は，劇場等の用途に供する建築物のうち，その規模，形態等に応じ市長が定める基準によるものについては，適用しない。 （制限の緩和） 第２１条の２　第１７条の２及び第１７条の３の規定は，これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第１７条の２に規定する劇場等については，適用しない。 第６節　展示場 （階段の数及び構造） 第２２条　避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）には，当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を２以上設けなければならない。ただし，当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については，この限りでない。	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（屋外への出口） 第２３条　第１０条の規定は，展示場の用途に供する建築物について準用する。 第７節　物品販売業を営む店舗 （屋外への出口等） 第２４条　第１０条及び第２２条の規定は，物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以下のものを除く。）について準用する。 第８節　遊技場 （屋外への出口） 第２５条　第１０条の規定は，遊技場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）について準用する。 （階段の数及び構造） 第２５条の２　第２２条の規定は，遊技場の用途に供する建築物について準用する。 （個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造） 第２６条　第３０条の規定は，個室ビデオ店等の用途に供する建築物について準用する。 ２　個室ビデオ店等の用途に供する建築物のうち当該用途に供する階（避難階及び令第１２１条第１項第３号の規定の適用を受けるものを除く。）における居室の床面積の合計が３０平方メートルを超えるものには，その階から避難階又は地上に通ずる直通階段を２以上設けなければならない。ただし，その階の居室の床面積の合計が１００平方メートルを超えず，かつ，その階に	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第１２３条第２項又は第３項の規定に適合するものが設けられている場合並びに避難階の直上階又は直下階における居室の床面積の合計が１００平方メートルを超えない場合は，この限りでない。 ３　主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については，同項ただし書中「１００平方メートル」とあるのは，「２００平方メートル」とする。 ４　第２項の規定により避難階又は地上に通ずる２以上の直通階段を設ける場合において，居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは，令第１２０条に規定する歩行距離の数値の２分の１を超えてはならない。ただし，居室の各部分から当該重複区間を経由しないで，避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は，この限りでない。 ５　個室ビデオ店等の用途に供する建築物における客用に供する屋内階段及びその踊場（直上階の居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え２００平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下の地階におけるものに限る。）の幅は，令第２３条第１項の表(４)の項の規定にかかわらず，９０センチメートル以上としなければならない。 ６　前各項（第３項を除く。）の規定は，個室ビデオ店等の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下であ	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
るものについては，適用しない。 第９節　公衆浴場 （主たる出入口） 第２７条　公衆浴場の用途に供する建築物の主たる出入口は，道路又は道路に通ずる幅員３．５メートル以上の通路に面しなければならない。 （浴室及び蒸室の構造） 第２８条　公衆浴場の浴室の構造は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　周囲の壁は，令第１１２条第１項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。 （２）　天井は，耐水材料で造り，又は覆うこと。 ２　公衆浴場の蒸室の構造は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　天井及び蒸室を区画する主要構造部は，準耐火構造とし，又は不燃材料で造ること。 （２）　床面積が１５平方メートルを超える蒸室には，２以上の出口を設けること。 ３　建築物の２階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は，当該建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし，当該建築物の階数が２又は３であって，延べ面積が２００平方メートル未満の場合は，この限りでない。 ４　建築物の地階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は，その直上階の床を耐火構造としなければならない。 （ボイラー室の構造）	

（現　行）	（改　正　後）
第２９条　公衆浴場のボイラー室は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　壁及び床並びに直上階の床は，耐火構造とすること。 （２）　天井は，仕上げを不燃材料ですること。ただし，天井がないときは，屋根を不燃材料で造り，又はふき，及びはりを不燃材料で造ること。 （３）　窓及び出入口には，令第１１２条第１項に規定する特定防火設備を設けること。 第１０節　ホテル及び旅館 （廊下の幅） 第３０条　ホテル又は旅館の客用に供する廊下（令第１１９条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は，それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし，ホテル又は旅館の用途に供する建築物の階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のもの（令第１１０条の５に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は，この限りでない。	

廊下の種別＼廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合（単位センチメートル）	その他の廊下における場合（単位センチメートル）
居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下（地階にあっては，３０平方メートルを超え５０平方メートル以下）の階におけるもの	９０	９０
居室の床面積の合計が１００平方メートルを超え	１２０	９０

（現　行）			（改正後）
２００平方メートル以下（地階にあっては，５０平方メートルを超え１００平方メートル以下）の階におけるもの			
居室の床面積の合計が２００平方メートル（地階にあっては，１００平方メートル）を超える階におけるもので３室以下の専用のもの	１２０	９０	

（屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法）

第３１条　ホテル又は旅館の客用に供する屋内階段で次の表の階段の種別欄に掲げるものの階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法は，令第２３条第１項の表(４)の項の規定にかかわらず，次の表によらなければならない。ただし，ホテル又は旅館の用途に供する建築物の階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のもの（令第１１０条の５に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は，この限りでない。

階段の種別	階段及びその踊場の幅（単位センチメートル）	けあげの寸法（単位センチメートル）	踏面の寸法（単位センチメートル）
直上階の居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え５０平方メートル以下の地階におけるもの	９０以上	２２以下	２１以上

（現　行）	（改　正　後）

直上階の居室の床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が５０平方メートルを超え１００平方メートル以下の地階におけるもの	１２０以上	２０以下	２４以上

（階段の数及び構造）

第３１条の２　避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートル以下のものを除く。）には，当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を２以上設けなければならない。ただし，当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については，この限りでない。

２　前項本文の規定は，令第１２１条第４項に規定する特定階については，適用しない。

（屋外への出口）

第３２条　第１０条の規定は，ホテル又は旅館の用途に供する建築物について準用する。

第１１節　共同住宅，寄宿舎，下宿及び老人ホーム

（２階に設ける場合の構造）

第３３条　工場若しくは倉庫の用途に供する建築物又は第６条第１項各号に掲げる建築物（同項第８号に掲げる建築物（第５条第１０号の用途に供する建築物に限る。）を除く。）の２階を共同住宅，寄宿舎，下宿又は老人ホームの用途に供する場合で，その用途に供する部分の床面積の合計が１５０平

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
方メートルを超えるときは，当該建築物は，耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし，当該建築物の階数が２又は３であって，延べ面積が２００平方メートル未満のもの（令第１１０条の５に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は，この限りでない。 （階段の数及び構造） 第３４条　避難階以外の階を共同住宅，寄宿舎，下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を２以上設けなければならない。 （１）　当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートル以下であるとき。 （２）　当該用途に供する階の住戸又は住室の数が３以下であるとき。 （３）　当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるとき（特定主要構造部が耐火構造であるときを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られているとき。 ２　前項の規定は，令第１２１条第４項に規定する特定階については，適用しない。 （廊下の幅） 第３５条　共同住宅，寄宿舎又は下宿における共用の廊下（令第１１９条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は，それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし，共同住宅，寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のもの（令第１１０条の５に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は，この限りでない。	

（現　行）	（改　正　後）

廊下の種別＼廊下の配置		両側に居室がある廊下における場合（単位センチメートル）	その他の廊下における場合（単位センチメートル）
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が５０平方メートル以下の階におけるもの	９０	９０
	住戸又は住室の床面積の合計が５０平方メートルを超え１００平方メートル以下の階におけるもの	１２０	９０
寄宿舎又は下宿	居室の床面積の合計が１００平方メートル以下の階におけるもの	９０	９０
	居室の床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以下の階におけるもの	１２０	９０

（屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法）

第３６条　共同住宅，寄宿舎，下宿又は老人ホームにおける共用の屋内階段で次の表の階段の種別欄に掲げるものの階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法は，令第２３条第１項の表（４）の項の規定にかかわらず，次の表によらなければならない。ただし，共同住宅，寄宿舎，下宿又は老人ホームの用途に供する建築物の階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のもの（令第１１０条の５に規定する技術的基準に従って

（現　行）	（改　正　後）
警報設備を設けたものに限る。）は，この限りでない。	

階段の種別	階段及びその踊場の幅（単位センチメートル）	けあげの寸法（単位センチメートル）	踏面の寸法（単位センチメートル）
直上階の居室の床面積の合計が１００平方メートル以下の地上階におけるもの	９０以上	２２以下	２１以上
直上階の居室の床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以下の地上階におけるもの	１２０以上	２０以下	２４以上

（屋外への出口）

第３７条　第１０条の規定は，共同住宅，寄宿舎，下宿又は老人ホームの用途に供する建築物について準用する。ただし，避難階において屋内に避難経路を有しない等避難上支障がない共同住宅，寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物については，同条第１号の規定は，準用しない。

第３８条　削除

第１２節　自動車車庫及び自動車修理工場

（自動車の出入口）

第３９条　自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以下のものを除く。第４２条において同じ。）の敷地の次の各号のいずれかに該当する部分には，自動車の出入口を設けてはならない。

（１）　幅員６メートル未満の道路に接する部分

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（２）　勾(こう)配１７パーセント以上の道路に接する部分 （３）　道路が交差し，若しくは屈曲する箇所又は横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５メートル以内の部分 （４）　バス停留所，安全地帯又は踏切から１０メートル以内の部分 （５）　公園，小学校，特別支援学校，幼稚園又は老人福祉施設その他これらに類するものの出入口から１０メートル（第３項第２号に規定する自動車車庫等の場合は，３０メートル）以内の部分 ２　自動車車庫等（次項第２号及び第３号に規定するもの並びに床面積の合計が５０平方メートル以下のものを除く。以下この項において同じ。）の敷地から道路に通ずる自動車の出入口と門又は自動車車庫等の用途に供する建築物の出入口との間には，前面の道路の通行を見通すことができるように，幅１メートル以上の空地又は空間を設けなければならない。 ３　第１項第１号の規定は，次に掲げる自動車車庫等については，適用しない。 （１）　建築物に附属する自動車車庫で，その自動車車庫の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の３分の１以内のもの （２）　自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートルを超え１，５００平方メートル以下の自動車車庫等で次のいずれにも該当するもの ア　幅員４メートル以上６メートル未満の道路に接するもの イ　自動車車庫等の敷地から道路に通ずる自動車の出入口と門又は自動車車庫等の用途に供する建築物の出入口との間に，前面の道路の通行を見通すことができ，かつ，自動車が容易に転回することができるように，幅２メートル以上の空地又は空間を設けたもの ウ　自動車車庫等の敷地から道路に通ずる自動車の出入口付近の車路の	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
幅員が３メートル以上のもの （３）　自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以下の自動車車庫等で前号イに該当するもの （耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等） 第４０条　２階を自動車車庫等の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が１５０平方メートル以上のものは，耐火建築物又は令第１１２条第１項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物としなければならない。ただし，防火上支障がないものとして市規則で定める構造の自動車車庫にあっては，この限りでない。 （構造及び設備） 第４１条　自動車車庫等（床面積の合計が５０平方メートル以下のものを除く。）の構造及び設備は，次の各号に定めるところによらなければならない。 （１）　自動車修理工場にあっては，汚水排除の設備を設けること。 （２）　地階に自動車車庫等を設ける場合にあっては，令第２０条の２各号（第１号イを除く。）の技術的基準に適合する換気設備を設けること。ただし，窓その他の開口部を有する場合で，その開口部の換気に有効な部分の面積がその自動車車庫等の床面積の合計の１０分の１以上であるときは，この限りでない。 （開口部の防火設備） 第４２条　自動車車庫等の用途に供する建築物（法第８４条の２の規定の適用を受けるものを除く。）で，耐火建築物及び準耐火建築物以外のもの（法第６１条の規定の適用を受けるものを除く。）は，その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に，令第１０９条第１項の防火設備を設けなければならない。ただし，防火上支障がないものとして市規則で定める構造の自動車車庫	

（現　行）	（改　正　後）
にあっては，この限りでない。 （適用の除外） 第４３条　商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する自動車車庫については，前３条の規定は，適用しない。 第４章　削除 第４４条から第５６条まで　削除 第５章　建築物又はその敷地と道路との関係 （特殊建築物の敷地と道路との関係） 第５７条　第６条第１項各号に掲げる建築物（劇場等の用途に供する建築物及び公衆浴場の用途に供する建築物を除く。）の敷地は，道路（法第４３条第１項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）に４メートル以上接しなければならない。ただし，当該建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるときは，この限りでない。 （劇場等の敷地と道路との関係） 第５８条　劇場等の用途に供する建築物の敷地は，その周囲の長さの６分の１以上を次の表の劇場等の種別の欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の道路の幅員の欄に定める幅員の道路に接しなければならない。 劇場等の種別 ／ 道路の幅員 客席の床面積の合計が２００平方メートル以下のもの ／ ５メートル以上 客席の床面積の合計が２００平方メートルを超え６００平方メートル以下のもの ／ ６メートル以上 客席の床面積の合計が６００平方メートルを超えるもの ／ ８メートル以上 ２　前項の規定は，劇場等の用途に供する建築物の敷地のうち，その規模，形	

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
態及び周囲の状態の特殊性により，市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるものについては，適用しない。	
（物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係）	
第５９条　物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に物品販売業を営む店舗の用途に供する２以上の建築物がある場合においては，当該用途に供する部分の床面積の合計）が３，０００平方メートル以上のものの敷地は，第５７条の規定にかかわらず，２以上の道路（そのうちの１の道路は，幅員６メートル以上のものとする。）にそれぞれ４メートル以上接しなければならない。ただし，当該敷地が幅員６メートル以上の道路にその周囲の長さの３分の１以上接している場合は，この限りでない。	
２　前項の規定は，物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の敷地のうち，その規模，形態及び周囲の状態の特殊性により，市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるものについては，適用しない。	
第５章の２　容積率算定の基礎となる地盤面の設定	
（容積率算定の基礎となる地盤面の設定）	（容積率算定の基礎となる地盤面の設定）
第５９条の２　（省　略）	第３条　（省　略）
第６章　日影による中高層の建築物の高さの制限	
（対象区域及び日影時間等の指定）	（対象区域及び日影時間等の指定）
第６０条　（省　略）	第４条　（省　略）
第７章　工事監理者	
（工事監理者の選任の届出）	（工事監理者の選任の届出）
第６１条　（省　略）	第５条　（省　略）

（現　行）	（改　正　後）
２　（省　略）	２　（省　略） ３　第１項の規定は，国の機関の長等が法第１８条第２項の規定による通知をする場合について準用する。 ４　第１項の規定は，国の機関の長等が法第１８条第４項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において，第１項中「市長」とあるのは，「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。
第８章　道路	
（位置の指定を受けた道路の標識の設置）	（位置の指定を受けた道路の標識の設置）
第６２条　（省　略）	第６条　（省　略）
（私道の変更又は廃止の承認申請）	（私道の変更又は廃止の承認申請）
第６３条　（省　略）	第７条　（省　略）
第９章　手数料	
（確認及び検査等の手数料）	（確認及び検査等の手数料）
第６４条　法第６条第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第１８条第２項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知をしようとする者は，申請又は計画の通知１件につき，次の表の中欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。	第８条　法第６条第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第１８条第２項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知をしようとする者は，申請又は計画の通知１件につき，次の表の中欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	区分		金額
	床面積の合計	申請又は計画の通知の方法	
１	１００平方メートル以内のもの	磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録し	３１，０００円

	床面積の合計	金額
１	１００平方メートル以内のもの	３８，０００円
２	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	５０，０００円
３	２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの	７２，０００円
４	３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の	９７，０００円

（現　行）				（改　正　後）		
		ておくことができる物による場合（以下「磁気ディスク申請等」という。）			もの	
		書類又は図書のみによる場合（以下「書類申請等」という。）	３３，０００円	５	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１３０，０００円
２	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	４２，０００円	６	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	３０７，０００円
		書類申請等	４４，０００円	７	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	５２４，０００円
３	２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	５８，０００円	８	５０，０００平方メートルを超えるもの	８１４，０００円
		書類申請等	６０，０００円			
４	５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	８５，０００円			
		書類申請等	８７，０００円			
５	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	１１４，０００円			
		書類申請等	１１６，０００円			
６	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	２７３，０００円			
		書類申請等	２７５，０００円			
７	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の	磁気ディスク申請等	４６８，０００円			
		書類申請等	４７０，０００円			

（現　行）	（改　正　後）

	もの		
8	５０，０００平方メートルを超えるもの	磁気ディスク申請等	７２８，０００円
		書類申請等	７３０，０００円

備考　磁気ディスク申請等の手続は，市長の定めるところによる（第３項及び第４項において同じ。）。

２　次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる表の中欄の区分に応じ，申請又は通知１件につき，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

（１）　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第１８条第１６項の規定に基づく通知をしようとする者（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含まない場合）

	床面積の合計	金額
1	１００平方メートル以内のもの	２２，０００円
2	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２６，０００円
3	２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	３２，０００円
4	５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	５５，０００円
5	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	７６，０００円
6	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	２０９，０００円

２　次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる表の中欄の区分に応じ，申請又は通知１件につき，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

（１）　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第１８条第２０項の規定に基づく通知をしようとする者（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含まない場合）

	床面積の合計	金額
1	１００平方メートル以内のもの	２５，０００円
2	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２９，０００円
3	２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの	３６，０００円
4	３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	６０，０００円
5	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	８４，０００円
6	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	２２９，０００円

（現　行）			（改　正　後）		
7	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	３０８，０００円	7	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	３３６，０００円
8	５０，０００平方メートルを超えるもの	５１８，０００円	8	５０，０００平方メートルを超えるもの	５６６，０００円

（２）　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第１８条第１６項の規定に基づく通知をしようとする者（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含む場合）

	床面積の合計	金額		床面積の合計	金額
1	１００平方メートル以内のもの	２０，０００円	1	１００平方メートル以内のもの	２２，０００円
2	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２４，０００円	2	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２６，０００円
3	２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	３０，０００円	3	２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの	３３，０００円
4	５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	５２，０００円	4	３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	５７，０００円
5	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	７１，０００円	5	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	７８，０００円
6	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１９９，０００円	6	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	２１８，０００円
7	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	２８８，０００円	7	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	３１５，０００円
8	５０，０００平方メートルを超えるもの	４７８，０００円	8	５０，０００平方メートルを超えるもの	５２３，０００円

（３）　法第７条の３第２項の規定に基づく中間検査の申請又は法第１８条第１９項の規定に基づく通知をしようとする者

（３）　法第７条の３第２項の規定に基づく中間検査の申請又は法第１８条第２８項の規定に基づく通知をしようとする者

（現　　行）

	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	１００平方メートル以内のもの	１８，０００円
2	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２１，０００円
3	２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	２７，０００円
4	５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	４６，０００円
5	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	６２，０００円
6	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１６８，０００円
7	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	２５５，０００円
8	５０，０００平方メートルを超えるもの	４３０，０００円

３　法第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知をしようとする者で，当該申請又は計画の通知に法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる確認の申請又は計画の通知をしようとする者は，第１項に定める手数料のほか，１の昇降機ごとに次の表の中欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	区分		金額
	昇降機の種類	申請又は計画の通知の方法	

（改　正　後）

	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	１００平方メートル以内のもの	２０，０００円
2	１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２３，０００円
3	２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの	２９，０００円
4	３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	５０，０００円
5	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	６８，０００円
6	２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１８４，０００円
7	１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	２７９，０００円
8	５０，０００平方メートルを超えるもの	４７０，０００円

３　法第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知をしようとする者で，当該申請又は計画の通知に法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる確認の申請又は計画の通知をしようとする者は，第１項に定める手数料のほか，１の昇降機ごとに次の表の中欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	昇降機の種類	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	２４，０００円

（現　行）

1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	磁気ディスク申請等	１９，０００円
		書類申請等	２１，０００円
2	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	１１，０００円
		書類申請等	１３，０００円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	９，０００円
		書類申請等	１１，０００円
4	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	７，０００円
		書類申請等	９，０００円

４　次の各号に掲げる者は，１の建築設備又は１の工作物ごとに当該各号の表の中欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

（１）　法第８７条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は法第８７条の４において準用する法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知をしようとする者

	区分		金額
	建築設備の種類	申請又は計画の通知の方法	
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	磁気ディスク申請等	１９，０００円
		書類申請等	２１，０００円

（改　正　後）

2	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	１５，０００円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	１３，０００円
4	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	１０，０００円

４　次の各号に掲げる者は，１の建築設備又は１の工作物ごとに当該各号の表の中欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

（１）　法第８７条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は法第８７条の４において準用する法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知をしようとする者

	建築設備の種類	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	２４，０００円
2	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	１５，０００円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	１３，０００円

（現　行）

2	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	磁気ディスク申請等	１１，０００円
		書類申請等	１３，０００円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	９，０００円
		書類申請等	１１，０００円
4	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	７，０００円
		書類申請等	９，０００円

（２）　法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知をしようとする者

	区分		金額
	申請又は計画の通知の種類	申請又は計画の通知の方法	
1	工作物を築造する場合	磁気ディスク申請等	１６，０００円
		書類申請等	１８，０００円
2	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	磁気ディスク申請等	８，０００円
		書類申請等	１０，０００円

５　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第１８条第１６項の規定に基づく通知をしようとする者で，当該申請又は通知に法第８７条の

（改　正　後）

4	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	１０，０００円

（２）　法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知をしようとする者

	申請又は計画の通知の種類	金額
1	工作物を築造する場合	２１，０００円
2	確認を受け，又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	１２，０００円

５　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第１８条第２０項の規定に基づく通知をしようとする者で，当該申請又は通知に法第８７条の

（現　行）	（改　正　後）

４の昇降機に係る部分が含まれる完了検査の申請又は通知をしようとする者は，第２項に定める手数料のほか，１の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

区分	金額
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１８，０００円
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１０，０００円

６　次の各号に掲げる者は，１の建築設備又は１の工作物ごとに当該各号の表の左欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

（１）　法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第８７条の４において準用する法第１８条第１６項の規定に基づく通知をしようとする者

区分	金額
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１８，０００円
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１０，０００円

（２）　法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第１８条第１６項の規定に基づく通知をしようとする者

４の昇降機に係る部分が含まれる完了検査の申請又は通知をしようとする者は，第２項に定める手数料のほか，１の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

区分	金額
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	２０，０００円
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１１，０００円

６　次の各号に掲げる者は，１の建築設備又は１の工作物ごとに当該各号の表の左欄の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

（１）　法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第８７条の４において準用する法第１８条第２０項の規定に基づく通知をしようとする者

区分	金額
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	２０，０００円
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１１，０００円

（２）　法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第１８条第２０項の規定に基づく通知をしようとする者

（現　　行）	（改　正　後）

区分	金額
工作物の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１２，０００円

区分	金額
工作物の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	１４，０００円

７　法第６条第１項の規定に基づく確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第１１条第１項ただし書の規定に基づく特定建築行為であって，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第２条第１項第２号及び第３号に該当する場合を除く。）又は法第１８条第２項の規定に基づく計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第１２条第２項ただし書の規定に基づく特定建築行為であって，建築物省エネルギー法施行規則第２条第１項第２号及び第３号に該当する場合を除く。）（建築物省エネルギー法第１１条第６項に規定する適合判定通知書，建築物省エネルギー法施行規則第２４条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネルギー法第２９条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。）の認定の通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）第４３条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。）の認定の通知に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。）をしようとする者は，第１項の金額のほか，建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならい。

	区分	金額

<table>
<tr><th>（　現　　行　）</th><th>（　改　正　後　）</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th></th><th>建築物の用途</th><th>床面積の合計</th><th></th></tr>
<tr><td>1</td><td>一戸建ての住宅</td><td>２００平方メートル未満のもの</td><td>２０，６００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２００平方メートル以上のもの</td><td>２２，１００円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）</td><td>３００平方メートル未満のもの</td><td>３８，４００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>６６，２００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの</td><td>１１９，６００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの</td><td>１８０，７００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの</td><td>３３１，５００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの</td><td>５６０，４００円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>５０，０００平方メートル以上のもの</td><td>９８２，６００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>7　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第１１条第１項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。）又は法第１８条第１６項の規定に基づく通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第１１</td><td>8　法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第１１条第１項の規定に基づく要確認特定建築行為である場合に限る。）又は法第１８条第２０項の規定に基づく通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第１２条第２項の規定に基づく要通知特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は，第</td></tr>
</table>

（現　行）

条第１項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は，第２項及び第５項に定める手数料のほか，建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	区分		金額
	床面積の合計	建築物の用途	
1	１，０００平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	１９，５００円
		その他のもの	８５，５００円
2	１，０００平方メートル以上２，００平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	２７，９００円
		その他のもの	１１２，８００円
3	２，０００平方メートル以上５，００平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	７０，２００円
		その他のもの	１８１，３００円
4	５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	１０５，４００円
		その他のもの	２３５，４００円
5	１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	１３１，６００円
		その他のもの	２８２，５００円
6	２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	１６３，３００円
		その他のもの	３３１，５００円
7	５０，０００平方メートル以上のもの	工場等のみのもの	２２６，９００円
		その他のもの	４２８，１００円

（改　正　後）

２項に定める手数料のほか，建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	区分			金額
	建築物の用途		床面積の合計	
1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下この項において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。）	工場等のみのもの	３００平方メートル未満のもの	８，９００円
			３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２０，１００円
			１，０００平方メートル以上２，００００平方メートル未満のもの	２９，０００円
			２，０００平方メートル以上５，００００平方メートル未満のもの	７３，６００円
			５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１１０，７００円
			１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１３８，２００円
			２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	１７１，７００円
			５０，０００平方メートル以上のもの	２３８，６００円
		その他のもの	３００平方メートル未満のもの	４３，１００円
			３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	８５，５００円

（　現　　行　）	（　改　正　後　）				
				１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１１３，０００円
				２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１８３，６００円
				５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	２３９，３００円
				１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	２８７，６００円
				２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のもの	３３８，１００円
				５０，０００平方メートル以上のもの	４３７，７００円
	２	一戸建ての住宅		２００平方メートル未満のもの	７，４００円
				２００平方メートル以上のもの	８，２００円
	３	共同住宅等		３００平方メートル未満のもの	１４，１００円
				３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２５，３００円
				２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	４５，３００円
				５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	６９，１００円
				１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１２７，１００円
				２５，０００平方メートル以上５	２１４，８００円

（現　行）	（改　正　後）
	0，000平方メートル未満のもの 50，000平方メートル以上のもの　377，500円 4　複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。）　住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして建築物の用途及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる金額に，住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる金額を加算した額
8　次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は，1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額	9　次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は，1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額

（現　行）	（改　正　後）

とする。

	区分		金額
	事務	名称	
1	法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は法第１８条第２４項第１号又は第２号（法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	（省　略）	（省　略）
（省　略）			
35	法第８６条の８第１項の規定に基づく全体計画の認定	既存不適格建築物の増築等に係る全体計画認定	建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３３，０００円，１００平方メートルを超え２００

とする。

	区分		金額
	事務	名称	
1	法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は法第１８条第３８項第１号又は第２号（法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	（省　略）	（省　略）
（省　略）			
35	法第８６条の８第１項の規定に基づく全体計画の認定	既存不適格建築物の増築等に係る全体計画認定	建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３８，０００円，１００平方メートルを超え２

（現　行）				（改　正　後）			
	の申請に対する審査	申請手数料	平方メートル以内のものにあっては４４，０００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものにあっては６０，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては８７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては１１６，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては２７５，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては４７０，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては７３０，０００円		の申請に対する審査	申請手数料	００平方メートル以内のものにあっては５０，０００円，２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のものにあっては７２，０００円，３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては９７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては１３０，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては３０７，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては５２４，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては８１４，０００円
３６	法第８６条の８第３項（法第８７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の増築等又は用途の変更に係る全体計画変更認定申請手数料	工事期間の変更の場合にあっては２１，０００円，その他の場合であって，建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３３，０００円，１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものにあっては４４，０００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものにあって	３６	法第８６条の８第３項（法第８７条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の増築等又は用途の変更に係る全体計画変更認定申請手数料	工事期間の変更の場合にあっては２３，０００円，その他の場合であって，建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３８，０００円，１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものにあっては５０，０００円，２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のも

（現　行）				（改　正　後）			
			は６０，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては８７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては１１６，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては２７５，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては４７０，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては７３０，０００円				のにあっては７２，０００円，３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては９７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては１３０，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては３０７，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては５２４，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては８１４，０００円
３７	法第８７条の２第１項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の用途の変更に係る全体計画認定申請手数料	建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３３，０００円，１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものにあっては４４，０００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものにあっては６０，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては８７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては１１	３７	法第８７条の２第１項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の用途の変更に係る全体計画認定申請手数料	建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３８，０００円，１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものにあっては５０，０００円，２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のものにあっては７２，０００円，３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては９７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの

（現　行）				（改　正　後）			
			６，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては２７５，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては４７０，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては７３０，０００円				にあっては１３０，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては３０７，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては５２４，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては８１４，０００円
（省　略）				（省　略）			
４３	令第１３７条の１６第２号の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の移転に係る制限の緩和の認定申請手数料	建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては２７，０００円，１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものにあっては３６，０００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものにあっては４９，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては７０，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては９３，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては２２０，０００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平	４３	令第１３７条の１６第２号の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の移転に係る制限の緩和の認定申請手数料	建築物の床面積の合計が１００平方メートル以内のものにあっては３１，０００円，１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものにあっては４０，０００円，２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のものにあっては５８，０００円，３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものにあっては７７，０００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものにあっては１０４，０００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものにあっては２４５，０００円，１０，０００平方メ

（現　行）	（改　正　後）
方メートル以内のものにあっては３７７，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては５８４，０００円	ートルを超え５０，０００平方メートル以内のものにあっては４１９，０００円，５０，０００平方メートルを超えるものにあっては６５１，０００円
（省　略）	（省　略）

9 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。		
	区分	金額
1	法第６条第１項及び第１８条第３項（法第８７条第１項，第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の確認済証又は法第７条第５項及び第１８条第１８項（法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の検査済証を交付したことを証する書面	（省　略）
（省　略）		

10 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。		
	区分	金額
1	法第６条第１項及び第１８条第３項（法第８７条第１項，第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の確認済証又は法第７条第５項及び第１８条第２２項（法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の検査済証を交付したことを証する書面	（省　略）
（省　略）		

10　第１項の表に掲げる床面積の合計は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める面積（法第８６条の８第１項の規定による認定（同条第３項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に０．５を乗じて得た面積，法第８７条の２第１項の規定による認定（同条第２項において準用する法第８６条の８第３項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第３号又は第４号に定める面積に０．５を乗じて得た面積）とする。

（１）　（省　略）

（２）　建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分

11　第１項の表に掲げる床面積の合計は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める面積（法第８６条の８第１項の規定による認定（同条第３項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に０．５を乗じて得た面積，法第８７条の２第１項の規定による認定（同条第２項において準用する法第８６条の８第３項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第３号又は第４号に定める面積に０．５を乗じて得た面積）とする。

（１）　（省　略）

（２）　建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分

（現　行）	（改　正　後）
が一の建築物となる場合に限る。）　当該増築に係る部分の床面積に，当該増築に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積。ただし，次のいずれかに該当する場合は，当該増築に係る部分の床面積とする。 ア　既存の建築物について，平成１２年６月１日以後に確認済証の交付があった場合 イ　住宅（長屋，共同住宅，寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち，当該増築に係る部分の床面積が，当該増築に係る部分以外の部分の床面積の２０分の１以下であり，かつ，５０平方メートル以下である増築で，当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）	が一の建築物となる場合に限る。）　当該増築に係る部分の床面積に，当該増築に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積
（３）　大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合　当該修繕，模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に０．５を乗じて得た面積に，当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積。ただし，既存の建築物について，平成１２年６月１日以後に確認済証の交付があった場合は，当該修繕等に係る部分の床面積に０．５を乗じて得た面積とする。	（３）　大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合　当該修繕，模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に０．５を乗じて得た面積に，当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積
（４）　（省　略）	（４）　（省　略）
11　第２項第１号又は第２号の表に掲げる床面積の合計は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める面積とする。	12　第２項第１号又は第２号の表に掲げる床面積の合計は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める面積とする。
（１）　（省　略）	（１）　（省　略）
（２）　建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）　当該増築に係る部分の床面積に，当	（２）　建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）　当該増築に係る部分の床面積に，当

（現　行）	（改　正　後）
該増築に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積。ただし，次のいずれかに該当する場合は，当該増築に係る部分の床面積とする。 ア　既存の建築物について，平成１２年６月１日以後に確認済証の交付があった場合 イ　住宅（長屋，共同住宅，寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち，当該増築に係る部分の床面積が，当該増築に係る部分以外の部分の床面積の２０分の１以下であり，かつ，５０平方メートル以下である増築で，当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）	該増築に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積
（３）　大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該修繕又は模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に０．５を乗じて得た面積に，当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積。ただし，既存の建築物について，平成１２年６月１日以後に確認済証の交付があった場合は，当該修繕等に係る部分の床面積に０．５を乗じて得た面積とする。	（３）　大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該修繕又は模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に０．５を乗じて得た面積に，当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に０．１を乗じて得た面積を加えた面積。
12　（省　略）	13　（省　略）
13　第７項の表の中欄に掲げる床面積の合計は，建築物省エネルギー法第２条第１項第３号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において，当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平	

（現　行）	（改正後）
成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは，当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし，建築物の増築をする場合において，都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５５条第１項又は建築物省エネルギー法第３６条第１項の変更の認定を受け，かつ，当該認定を建築物省エネルギー法第１２条第３項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは，当該増築に係る部分の床面積の合計に，当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に０．５を乗じて得た面積を加えた面積とする。	
14　第７項の表の中欄に掲げる建築物の用途は，消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。	14　第７項及び第８項の表の中欄に掲げる建築物の用途は，建築物省エネルギー法第２条第１項第３号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
	15　第７項及び第８項の表の中欄に掲げる床面積の合計は，消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。
	16　第８項の表の中欄に掲げる共用部分は，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第４条第３項第１号に規定する共用部分をいう。
15　第７項の表の中欄に掲げる工場等は，工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産物の増殖場又は養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。	17　第８項の表の中欄に掲げる工場等は，工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産物の増殖場又は養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
16　第８項の表３５の項に掲げる床面積の合計は，法第８６条の８第１項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし，同表３６の項に掲げる床面積の合	18　第９項の表３５の項に掲げる床面積の合計は，法第８６条の８第１項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし，同表３６の項に掲げる床面積の合

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
計は，当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に０．５を乗じて得た面積とする。 17　第８項の表３７の項に掲げる床面積の合計は，法第８７条の２第１項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。 18　第８項の表４１の項に掲げる床面積の合計は，令第１３７条の１６第２号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。 （納付の時期） 第６５条　（省　略） （手数料の減免） 第６６条　（省　略） （手数料の還付） 第６７条　（省　略） 第１０章　雑則 （仮設建築物等に対する特例） 第６８条　第２章及び第３章の規定は，法第８５条第６項の規定による許可を受けた仮設建築物若しくは同条第７項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第８７条の３第６項の規定による許可を受けた興行場等若しくは同条第７項の規定による許可を受けた特別興行場等については，適用しない。 （特殊の構造方法又は建築材料に対する特例） 第６８条の２　特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については，法第３８条（法第６６条及び第６７条の２において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定がされた場合において，市長が交通上，安全上，	計は，当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に０．５を乗じて得た面積とする。 19　第９項の表３７の項に掲げる床面積の合計は，法第８７条の２第１項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。 20　第９項の表４１の項に掲げる床面積の合計は，令第１３７条の１６第２号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。 （納付の時期） 第９条　（省　略） （手数料の減免） 第１０条　（省　略） （手数料の還付） 第１１条　（省　略）

（現　行）	（改　正　後）
防火上及び衛生上支障がないと認めるときは，第４条第１項第２号，第６条から第６条の３まで，第８条から第１２条まで，第１４条から第２０条まで，第２２条から第２６条まで又は第２８条から第４２条までの規定は，適用しない。 （委任） 第６９条　（省　略） 第１１章　罰則 第７０条　次の各号のいずれかに該当する者は，５００，０００円以下の罰金に処する。 （１）　第３条，第４条第１項，第６条第１項，第６条の２，第６条の３，第８条，第９条，第１０条（第１２条，第２３条から第２５条まで，第３２条又は第３７条において準用する場合を含む。），第１３条から第２０条まで，第２２条（第２４条又は第２５条の２において準用する場合を含む。），第２６条第２項，第４項若しくは第５項，第２７条から第２９条まで，第３０条（第２６条第１項において準用する場合を含む。），第３１条，第３１条の２第１項，第３３条，第３４条第１項，第３５条，第３６条，第３９条第１項若しくは第２項，第４０条から第４２条まで，第５７条，第５８条第１項又は第５９条第１項の規定に違反した場合における当該建築物，工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し，又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては，その建築物，工作物又は建築設備の工事施工者） （２）　法第８７条第３項において準用するこの条例第２６条第２項，第４項若しくは第５項又は第３０条（第２６条第１項において準用する場合に限る。）の規定に違反した場合における当該建築物の所有者，管理者又は占	（委任） 第１２条　（省　略）

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
有者 ２　前項に規定する違反が建築主，工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは，その設計者若しくは工事施工者又はその所有者，管理者若しくは占有者を罰するほか，その建築主，工作物の築造主又は建築設備の設置者に対しても同項の刑を科する。 第７１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して，前条の違反行為をした場合においては，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

市議案第２７号

火葬場利用環境改善基金積立条例の設定について

火葬場利用環境改善基金積立条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

火葬場利用環境改善基金を設置するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

火葬場利用環境改善基金積立条例

（設置）

第１条　火葬場の利用環境の改善のための事業に要する費用に充てるため，火葬場利用環境改善基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金は，次に掲げる金銭をもって積み立てるものとする。

（１）　予算で定める額

（２）　火葬場の利用環境の改善のための事業に充てることを指定した寄附金

（３）　火葬場における有価物の処分代金

（４）　基金から生ずる収益の全額

（管理）

第３条　基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか，基金の管理に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　豊中市を応援するための寄附条例（平成２０年豊中市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「及び文化施設」を「，文化施設及び火葬場」に改め，同条中第１２号を第１３号とし，第１１号の次に次の１号を加える。

(12)　火葬場の利用環境の改善のための事業

第３条第１項第１２号中「前条第１２号」を「前条第１３号」に改め，同号を同項第１３号とし，同項第１１号の次に次の１号を加える。

(12)　前条第１２号の事業　火葬場利用環境改善基金積立条例（令和７年豊中市条例第　　号）に基づく火葬場利用環境改善基金

３　公共施設等整備基金積立条例（昭和３５年豊中市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「及び文化施設」を「，文化施設及び火葬場」に改める。

４　豊中市まちづくり応援基金積立条例（平成２０年豊中市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条第１号中「第２条第１２号」を「第２条第１３号」に改める。

市議案第２８号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員の配置の基準） 第１４条　救護施設には，次に掲げる職員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する救護施設にあっては，第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）　（省　略） （６）　<u>栄養士</u> （７）　（省　略） ２　（省　略）	（職員の配置の基準） 第１４条　救護施設には，次に掲げる職員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する救護施設にあっては，第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）　（省　略） （６）　<u>栄養士又は管理栄養士</u> （７）　（省　略） ２　（省　略）
（職員の配置の基準） 第２３条　更生施設には，次に掲げる職員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する更生施設にあっては，第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）　（省　略） （６）　<u>栄養士</u> （７）　（省　略） ２　（省　略）	（職員の配置の基準） 第２３条　更生施設には，次に掲げる職員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する更生施設にあっては，第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）　（省　略） （６）　<u>栄養士又は管理栄養士</u> （７）　（省　略） ２　（省　略）

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第２９号

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

窓口手続の見直しに伴い，転居及び転出に係る届出の一部の省略を可能とするため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和５５年豊中市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（届出義務） 第１０条　（省　略） ２　（省　略）	（届出義務） 第１０条　（省　略） ２　（省　略） ３　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２３条又は第２４条の規定による届出があったときは，その届出と同一の事由に基づく第１項の規定による届出があったものとみなす。

（豊中市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　豊中市子ども医療費の助成に関する条例（平成５年豊中市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（届出の義務） 第１１条　（省　略）	（届出の義務） 第１１条　（省　略） ２　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２３条又は第２４条の規定による届出があったときは，その届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。

（豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第３条　豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４８年豊中市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（届出義務） 第９条　（省　略） ２　（省　略）	（届出義務） 第９条　（省　略） ２　（省　略） ３　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２３条又は第２４条の規定による届出があったときは，その届出と同一の事由に基づく第１項の規定による届出があったものとみなす。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３０号

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

（豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第１条　豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３０年豊中市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（調理室） 第１３条　認定こども園は，当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは，当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし，次に掲げる要件を満たす認定こども園は，当該認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について，当該認定こども園外で調理し，搬入する方法により行うことができる。 （１）　（省　略） （２）　当該認定こども園又は他の施設，保健所，市等の<u>栄養士</u>により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （３）～（５）　（省　略） ２・３　（省　略）	（調理室） 第１３条　認定こども園は，当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは，当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし，次に掲げる要件を満たす認定こども園は，当該認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について，当該認定こども園外で調理し，搬入する方法により行うことができる。 （１）　（省　略） （２）　当該認定こども園又は他の施設，保健所，市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （３）～（５）　（省　略） ２・３　（省　略）

（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員）	（職員）

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第２４条の４　乳児院（乳幼児１０人未満を入所させる乳児院を除く。）には，小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。	第２４条の４　乳児院（乳幼児１０人未満を入所させる乳児院を除く。）には，小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。
２～７　（省　略）	２～７　（省　略）
（保育所の設備の基準の特例）	（保育所の設備の基準の特例）
第３５条　次に掲げる要件を満たす保育所は，第１５条第１項の規定にかかわらず，当該保育所の満３歳以上の幼児に対する食事の提供について，当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該保育所は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	第３５条　次に掲げる要件を満たす保育所は，第１５条第１項の規定にかかわらず，当該保育所の満３歳以上の幼児に対する食事の提供について，当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該保育所は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
（１）　（省　略）	（１）　（省　略）
（２）　当該保育所又は他の施設，保健所，市町村等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。	（２）　当該保育所又は他の施設，保健所，市等の栄養士又は管理栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
（３）～（５）　（省　略）	（３）～（５）　（省　略）
（職員）	（職員）
第４６条　児童養護施設には，児童指導員，嘱託医，保育士，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理	第４６条　児童養護施設には，児童指導員，嘱託医，保育士，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
員を置かないことができる。	を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
２～７　（省　略）	２～７　（省　略）
（職員）	（職員）
第５６条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第３項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には，嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士，調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第４９条第１項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	第５６条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第３項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には，嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士又は管理栄養士，調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第４９条第１項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
２・３　（省　略）	２・３　（省　略）
４　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には，第１項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第７０条において同じ。）を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	４　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には，第１項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第７０条において同じ。）を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
５～11　（省　略）	５～11　（省　略）
12　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には，第１項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	12　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には，第１項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
13～15　（省　略） （職員） 第７０条　児童発達支援センターには，嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士，調理員及び児童発達支援管理責任者のほか，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰（かくたん）吸引その他基準府令第６３条第１項のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号に掲げる施設及び場合に応じ，それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 （１）　児童４０人以下を通わせる施設　栄養士 （２）～（５）　（省　略） ２～５　（省　略） （職員） 第７５条　児童心理治療施設には，医師，心理療法担当職員，児童指導員，保育士，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。 ２～６　（省　略） （職員） 第８３条　児童自立支援施設には，児童自立支援専門員（児童自立支援施設に	13～15　（省　略） （職員） 第７０条　児童発達支援センターには，嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士又は管理栄養士，調理員及び児童発達支援管理責任者のほか，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰（かくたん）吸引その他基準府令第６３条第１項のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号に掲げる施設及び場合に応じ，それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 （１）　児童４０人以下を通わせる施設　栄養士又は管理栄養士 （２）～（５）　（省　略） ２～５　（省　略） （職員） 第７５条　児童心理治療施設には，医師，心理療法担当職員，児童指導員，保育士，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。 ２～６　（省　略） （職員） 第８３条　児童自立支援施設には，児童自立支援専門員（児童自立支援施設に

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
おいて児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。），児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ２～６　（省　略）	おいて児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。），児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし，児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ２～６　（省　略）

（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（食事の提供の特例） 第１７条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は，前条第１項の規定にかかわらず，当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について，次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該家庭的保育事業者等は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （１）　（省　略） （２）　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設，保健所，市等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，	（食事の提供の特例） 第１７条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は，前条第１項の規定にかかわらず，当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について，次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該家庭的保育事業者等は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （１）　（省　略） （２）　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設，保健所，市等の栄養士又は管理栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
栄養士による必要な配慮が行われること。 （３）～（５）　（省　略） ２　（省　略）	体制にある等，栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 （３）～（５）　（省　略） ２　（省　略）

（豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第４条　豊中市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第７条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。ただし，４０人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第３号の栄養士を，調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第４号の調理員を置かないことができる。 （１）・（２）　（省　略） （３）　栄養士　１以上 （４）・（５）　（省　略） ２～６　（省　略） ７　第１項（第１号を除く。），第２項及び第４項に規定する従業者は，専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第１項第３号の栄養士及び同項第４号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に	第７条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。ただし，４０人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第３号の栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第４号の調理員を置かないことができる。 （１）・（２）　（省　略） （３）　栄養士又は管理栄養士　１以上 （４）・（５）　（省　略） ２～６　（省　略） ７　第１項（第１号を除く。），第２項及び第４項に規定する従業者は，専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第１項第３号の栄養士又は管理栄養士及び同項第４号の調理員については，併せて設置する他の社会福

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
従事させることができる。 ８・９　（省　略）	祉施設の職務に従事させることができる。 ８・９　（省　略）

（豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和６年豊中市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員） 第１９条　一時保護施設には，児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第２２条において同じ。），嘱託医，看護師，保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては，保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。），心理療法担当職員，個別対応職員，学習指導員，<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし，児童１０人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を，学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を，児童４０人以下を入所させる一時保護施設にあっては<u>栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ２～４　（省　略）	（職員） 第１９条　一時保護施設には，児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第２２条において同じ。），嘱託医，看護師，保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては，保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。），心理療法担当職員，個別対応職員，学習指導員，<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし，児童１０人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を，学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を，児童４０人以下を入所させる一時保護施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ２～４　（省　略）

（豊中市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第６条　豊中市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和６年豊中市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（従業者の員数） 第５条　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。ただし，４０人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第４号の栄養士を，調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第５号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　栄養士　１以上 （５）・（６）　（省　略） ２・３　（省　略） ４　第１項各号（第１号を除く。）及び第２項に規定する従業者は，専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第１項第４号の栄養士及び同項第５号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	（従業者の員数） 第５条　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。ただし，４０人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第４号の栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第５号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　栄養士又は管理栄養士　１以上 （５）・（６）　（省　略） ２・３　（省　略） ４　第１項各号（第１号を除く。）及び第２項に規定する従業者は，専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第１項第４号の栄養士又は管理栄養士及び同項第５号の調理員については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３１号

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い，家庭的保育事業者等と保育所等との連携の基準等を緩和するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第１項，第１５条第１項及び第２項，第１６条第１項，第２項及び第５項，第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３項及び附則第４項において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号。以下「特区法」という。）第１２条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては，第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし，連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１７条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保	（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第１項，第１５条第１項及び第２項，第１６条第１項，第２項及び第５項，第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第４項において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号。以下「特区法」という。）第１２条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては，第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし，連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１７条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等につ

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
育事業者等については，この限りでない。 （１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２）　（省　略） （３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては，第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	いては，この限りでない。 （１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）　（省　略） （３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては，第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　市長は，家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは，前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは，第２８条に規定する小規模保育

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって，第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
２　市長は，家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次に掲げる要件のいずれにも該当するときは，前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	４　市長は，家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは，第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
（１）　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	（１）　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には，次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
（２）　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	（２）　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
３　前項の場合において，家庭的保育事業者等は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	５　前項各号の代替保育連携協力者とは，第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるものをいう。
（１）　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）	（１）　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（２）　（省　略） ４・５　（省　略） 附　則 １～３　（省　略） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は，連携施設の確保が著しく困難であって，子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は，第７条第１項本文の規定にかかわらず，施行日から起算して１０年を経過する日までの間，連携施設の確保をしないことができる。 ５～10　（省　略）	（２）　（省　略） ６・７　（省　略） 附　則 １～３　（省　略） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は，連携施設の確保が著しく困難であって，子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は，第７条第１項本文の規定にかかわらず，施行日から起算して１５年を経過する日までの間，連携施設の確保をしないことができる。 ５～10　（省　略）

（豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は，家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下，小規模保育事業Ａ型（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４８号）第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第３２条第１項に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項	第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は，家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下，小規模保育事業Ａ型（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４８号）第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第３２条第１項に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項にお

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第１号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下，小規模保育事業Ｃ型（同条例第３４条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下，居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	いて同じ。）にあっては６人以上１９人以下，小規模保育事業Ｃ型（同条例第３４条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下，居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　（省　略）	２　（省　略）
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は，特定地域型保育が適正かつ確実に実施され，及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園，幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし，連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については，この限りでない。	第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は，特定地域型保育が適正かつ確実に実施され，及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園，幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし，連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については，この限りでない。
（１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定，特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	（１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定，特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
（２）　（省　略）	（２）　（省　略）
（３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては，第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を，当該特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設に	（３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては，第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を，当該特定地域型保育の提供の終了に際して，当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設に

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
おいて受け入れて教育・保育を提供すること。	おいて受け入れて教育・保育を提供すること。
	2　市長は，特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは，前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。
	（１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
	（２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
	ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
	イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
	3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは，小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって，第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
2　市長は，特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは，前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	4　市長は，特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは，第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
（１）　特定地域型保育事業者と前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	（１）　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には，次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
（２）　前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	（２）　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
３　前項の場合において，特定地域型保育事業者は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	５　前項各号の代替保育連携協力者とは，第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるものをいう。
（１）　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）	（１）　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等
（２）　（省　略）	（２）　（省　略）
４～９　（省　略）	６～11　（省　略）
附　則	附　則
１～４　（省　略）	１～４　（省　略）
５　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は，連携施設の確保が著しく困難であって，法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は，第４２条第１項本文の規定にかかわらず，この条例の施行の日から起算	５　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は，連携施設の確保が著しく困難であって，法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は，第４２条第１項本文の規定にかかわらず，この条例の施行の日から起算

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
して１０年を経過する日までの間，連携施設を確保しないことができる。	して１５年を経過する日までの間，連携施設を確保しないことができる。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３２号

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（目的）

第１条　この条例は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は，法の例による。

（最低基準の目的）

第３条　この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより，利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が，心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第４条　市長は，豊中市児童福祉審議会条例（令和６年豊中市条例第４９号）第１条に規定する豊中市児童福祉審議会の意見を聴き，乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し，最低基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市は，最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第５条　乳児等通園支援事業者は，最低基準を超えて，常に，その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて，設備を有し，又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては，最低基準を理由として，その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに，一人一人の人格を尊重して，その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，地域社会との交流及び連携を図り，利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し，その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は，自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は，定期的に外部の者による評価を受けて，その結果を公表し，常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には，法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は，採光，換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害対策）

第７条　乳児等通園支援事業者は，消火器等の消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，少なくとも毎月１回，避難及び

消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の安全の確保を図るため，乳児等通園支援事業所ごとに，当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検，職員，利用乳幼児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，職員に対し，安全計画について周知するとともに，前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは，利用乳幼児の乗車及び降車の際に，点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により，利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見

落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第１１条　乳児等通園支援事業者の職員は，常に自己研鑽（さん）に励み，法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１２条　乳児等通園支援事業所は，他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第６２条第１項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは，その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り，必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１３条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の国籍，信条，社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって，差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１４条　乳児等通園支援事業者の職員は，利用乳幼児に対し，法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１５条　乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には，必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１６条　乳児等通園支援事業者は，食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては，当該施設において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１７条　乳児等通園支援事業者は，次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　その提供する乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種，員数及び職務の内容

（４）　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

（５）　保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及

びその額

（６）　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

（７）　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（10）　虐待の防止のための措置に関する事項

（11）　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１８条　乳児等通園支援事業所には，職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１９条　乳児等通園支援事業者の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第２０条　乳児等通園支援事業者は，その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は，その行った乳児等通園支援に関し，市からの指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業の区分）

第２１条　乳児等通園支援事業は，一般型乳児等通園支援事業

及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2　一般型乳児等通園支援事業とは，乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは，保育所，認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい，保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において，当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって，当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備の基準）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は，次のとおりとする。

（１）　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には，乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（２）　乳児室の面積は，乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。

（３）　ほふく室の面積は，乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

（４）　乳児室又はほふく室には，乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（５）　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には，保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

（６）　保育室又は遊戯室の面積は，前号の幼児１人につき１．

９８平方メートル以上であること。

（７）　保育室又は遊戯室には，乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（８）　乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は，次のア，イ及びカの要件に，保育室等を３階以上に設ける建物は，次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
３階	常用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の

		屋内階段 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
４階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし，同条第１項の場合においては，当該階段の構造は，建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り，屋内と階段室とは，バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし，かつ，同条第３項第３号，第４号及び第１０号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ，かつ，保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる

要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）を設ける場合には，当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において，換気，暖房又は冷房の設備の風道が，当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ，かつ，当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン，敷物，建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業所には，保育士又は国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了し

た者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は，乳児おおむね３人につき１人以上，満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし，そのうち半数以上は保育士とする。ただし，一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

（１）　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所，幼稚園，認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ，かつ，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（２）　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって，保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され，かつ，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定め

る指針に準じ，乳児等通園支援事業の特性に留意して，利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２５条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は，利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，乳児等通園支援の内容等につき，その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（設備及び職員の基準）

第２６条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は，次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

（１）　保育所　豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第５９号）（保育所に係る基準に限る。）

（２）　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件を定める条例（平成３０年豊中市条例第４４号）

（３）　幼保連携型認定こども園　豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４６号）

（４）　家庭的保育事業等を行う事業所　豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４８号）（居宅訪問型保育事業に係る基準を除く。）

（準用）

第２７条　第２４条及び第２５条の規定は，余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において，これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは，「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

（電磁的記録）

第２８条　乳児等通園支援事業者及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３３号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い,所要の規定を改正するため,提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１条　豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年豊中市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（食事） 第８８条　（省　略） ２・３　（省　略） ４　指定生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第８８条　（省　略） ２・３　（省　略） ４　指定生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年豊中市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（食事） 第３８条　（省　略） ２～４　（省　略） ５　指定障害者支援施設は，食事の提供を行う場合であって，指定障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第３８条　（省　略） ２～４　（省　略） ５　指定障害者支援施設は，食事の提供を行う場合であって，指定障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならな

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	い。

（豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（食事） 第４５条　（省　略） ２・３　（省　略） ４　生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，生活介護事業所に栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第４５条　（省　略） ２・３　（省　略） ４　生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（食事） 第３０条　（省　略） ２～４　（省　略） ５　障害者支援施設は，食事の提供を行う場合であって，障害者支援施設に栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第３０条　（省　略） ２～４　（省　略） ５　障害者支援施設は，食事の提供を行う場合であって，障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３４号

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の設定について

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止する条例

豊中市立養護老人ホーム条例（平成２４年豊中市条例第５２号）は，廃止する。

附　則

１　この条例は，市規則で定める日から施行する。

２　この条例の施行の日前の利用に係るこの条例による廃止前の豊中市立養護老人ホーム条例第１６条第１項に規定する利用料金については，なお従前の例による。

３　委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第５８号を削り，第５９号を第５８号とし，第６０号から第８１号までを１号ずつ繰り上げる。

第４条第３項中「同項第８０号及び第８１号」を「同項第７９号及び第８０号」に改める。

第５条第２項中「第７９号」を「第７８号」に，「同項第８０号及び第８１号」を「同項第７９号及び第８０号」に改める。

４　豊中市都市公園条例の一部を改正する条例（令和５年豊中市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第３項を次のように改める。

３　委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第８０号を第８１号とし，第６８号から第７９号までを１号ずつ繰り下げ，第６７号の次に次の１号を加える。

(68)　都市公園指定管理者選定評価委員会

委員　日額　９，７００円

第４条第３項中「同項第７９号及び第８０号」を「同項第８０号及び第８１号」に改める。

第５条第２項中「第７８号」を「第７９号」に，「同項第

７９号及び第８０号」を「同項第８０号及び第８１号」に改める。

市議案第３５号

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会条例の設定について

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

市長の附属機関として，豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会を設置するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　本市に，豊中市立養護老人ホーム条例（平成２４年豊中市条例第５２号）第２条第１号に規定する豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを移譲するに当たり，当該施設を運営する事業者（以下「移譲先事業者」という。）を選定するため，市長の附属機関として，豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は，市長の諮問に応じて，移譲先事業者の選定に関する事項について調査審議する。

（組織）

第３条　委員会は，委員４人以内で組織する。

２　委員は，学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員は，第２条の諮問に係る移譲先事業者の選定に係る調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。

２　市長は，特別の理由があると認める場合は，前項の規定にかかわらず，委員を解嘱することができる。

（会長）

第５条　委員会に会長を置く。

２　会長は，委員の互選によって定める。

３　会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

４　会長に事故があるときは，あらかじめ会長の定めた委員が，その職務を代理する。

（関係者の出席等）

第６条　会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（委員の責務）

第７条　委員会の委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。

（報酬等）

第８条　委員の報酬の額は，日額９，７００円とする。

２　委員に対する報酬は，その都度支給する。

３　委員が公務のため旅行するときは，費用弁償として旅費を支給する。

４　前項の旅費の額及びその支給方法については，豊中市職員旅費支給条例（昭和２３年豊中市条例第２７号）中市長に属する事項を準用する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか，委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，市規則で定める。

附　則

１　この条例は，市規則で定める日から施行する。

２　この条例は，第２条の諮問に係る移譲先事業者の選定に係る調査審議が終了した日限り，その効力を失う。

市議案第３６号

豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員の配置の基準） 第１３条　養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし，特別養護老人ホームに併設する入所定員５０人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ，かつ，入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第６号の<u>栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第７号の調理員を置かないことができる。 （１）～（５）　（省　略） （６）　<u>栄養士</u>　１以上 （７）　（省　略） ２～11　（省　略） 12　第１項第３号，第６号及び第７号の規定にかかわらず，サテライト型養護老人ホームの生活相談員，<u>栄養士</u>又は調理員，事務員その他の職員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。	（職員の配置の基準） 第１３条　養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし，特別養護老人ホームに併設する入所定員５０人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ，かつ，入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第６号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第７号の調理員を置かないことができる。 （１）～（５）　（省　略） （６）　<u>栄養士又は管理栄養士</u>　１以上 （７）　（省　略） ２～11　（省　略） 12　第１項第３号，第６号及び第７号の規定にかかわらず，サテライト型養護老人ホームの生活相談員，<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員，事務員その他の職員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かない

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	ことができる。
（１）　養護老人ホーム　生活相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の職員	（１）　養護老人ホーム　生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士又は調理員，事務員その他の職員
（２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士又は調理員，事務員その他の従業者	（２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士若しくは管理栄養士又は調理員，事務員その他の従業者
（３）　介護医療院　栄養士又は調理員，事務員その他の従業者	（３）　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員，事務員その他の従業者
（４）　病院　栄養士（病床数１００以上の病院に限る。）	（４）　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数１００以上の病院に限る。）
（５）　（省　略）	（５）　（省　略）

（豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年豊中市条例第６９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第１４８条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１３０条第１項に	第１４８条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１３０条第１項に

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第１２９条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１６５条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　栄養士　１以上 （５）・（６）　（省　略） ２～８　（省　略） （従業者の員数） 第１８３条　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第３号の栄養士を置かないことができる。	規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第１２９条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１６５条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　栄養士又は管理栄養士　１以上 （５）・（６）　（省　略） ２～８　（省　略） （従業者の員数） 第１８３条　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第３号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（１）・（２）　（省　略）	（１）・（２）　（省　略）
（３）　栄養士　１以上	（３）　栄養士又は管理栄養士　１以上
（４）・（５）　（省　略）	（４）・（５）　（省　略）
２～５　（省　略）	２～５　（省　略）
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第１９０条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。	第１９０条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。
（１）　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は，それぞれ，利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１７４条第１項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第１７３条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条及び第２０２条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる	（１）　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は，それぞれ，利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１７４条第１項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第１７３条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条及び第２０２条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
数が確保されるために必要な数以上とすること。 （２）　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 （３）　（省　略） （４）　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は，それぞれ，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 ２　（省　略）	必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 （２）　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 （３）　（省　略） （４）　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は，それぞれ，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 ２　（省　略）

（豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員の配置の基準） 第１２条　特別養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当	（職員の配置の基準） 第１２条　特別養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし，入所定員が４０人を超えない特別養護老人ホームにあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第５号の栄養士を置かないことができる。	該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし，入所定員が４０人を超えない特別養護老人ホームにあっては，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第５号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
（１）～（４）　（省　略）	（１）～（４）　（省　略）
（５）　栄養士　１以上	（５）　栄養士又は管理栄養士　１以上
（６）・（７）　（省　略）	（６）・（７）　（省　略）
２～８　（省　略）	２～８　（省　略）
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第４６条　地域密着型特別養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第５号の栄養士を置かないことができる。	第４６条　地域密着型特別養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第５号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
（１）～（４）　（省　略）	（１）～（４）　（省　略）
（５）　栄養士　１以上	（５）　栄養士又は管理栄養士　１以上
（６）・（７）　（省　略）	（６）・（７）　（省　略）
２～８　（省　略）	２～８　（省　略）
９　第１項第３号及び第５号から第７号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区	９　第１項第３号及び第５号から第７号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員については，次に掲げる本体施設の場合には，

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。 （１）　特別養護老人ホーム　生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員 （２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士，理学療法士若しくは作業療法士又は調理員，事務員その他の従業者 （３）　介護医療院　栄養士又は調理員，事務員その他の従業者 （４）　病院　栄養士（病床数１００以上の病院に限る。） （５）　（省　略） 10・11　（省　略） 12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第６２条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。	次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。 （１）　特別養護老人ホーム　生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員 （２）　介護老人保健施設　支援相談員，栄養士若しくは管理栄養士，理学療法士若しくは作業療法士又は調理員，事務員その他の従業者 （３）　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員，事務員その他の従業者 （４）　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数１００以上の病院に限る。） （５）　（省　略） 10・11　（省　略） 12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第６２条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
13～15　（省　略）	13～15　（省　略）

（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第４条　豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年豊中市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（従業者の員数） 第１５３条　（省　略） ２～12　（省　略） 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。），指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。 14～17　（省　略）	（従業者の員数） 第１５３条　（省　略） ２～12　（省　略） 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。），指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。 14～17　（省　略）

（豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

る条例の一部改正）

第５条　豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年豊中市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（従業者の員数） 第１３０条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第１４８条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第１４７条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１４０条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に	（従業者の員数） 第１３０条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第１４８条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第１４７条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１４０条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
支障がないときは，第４号の栄養士を置かないことができる。	利用者の処遇に支障がないときは，第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
（１）～（３）　（省　略）	（１）～（３）　（省　略）
（４）　栄養士　１以上	（４）　栄養士又は管理栄養士　１以上
（５）・（６）　（省　略）	（５）・（６）　（省　略）
２～８　（省　略）	２～８　（省　略）
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第１６７条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第３号の栄養士を置かないことができる。	第１６７条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第３号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
（１）・（２）　（省　略）	（１）・（２）　（省　略）
（３）　栄養士　１以上	（３）　栄養士又は管理栄養士　１以上
（４）・（５）　（省　略）	（４）・（５）　（省　略）
２～５　（省　略）	２～５　（省　略）
第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。	第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（１）　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は，それぞれ，利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第１９０条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第１８９条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第１８０条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	（１）　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は，それぞれ，利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第１９０条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第１８９条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第１８０条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
（２）　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	（２）　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
（３）　（省　略）	（３）　（省　略）
（４）　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療養士及び栄養士の員数は，それぞれ，利	（４）　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては，当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療養士及び栄養士又は管理栄養士の員数

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	は，それぞれ，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
２　（省　略）	２　（省　略）

（豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員配置の基準） 第１２条　軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，入所定員が４０人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第４号の<u>栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第６号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　<u>栄養士</u>　１以上 （５）・（６）　（省　略） ２～９　（省　略） 10　第１項第４号の<u>栄養士</u>及び同項第５号の事務員のそれぞれのうち１人は，常勤でなければならない。 11～13　（省　略）	（職員配置の基準） 第１２条　軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，入所定員が４０人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第６号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）　（省　略） （４）　<u>栄養士又は管理栄養士</u>　１以上 （５）・（６）　（省　略） ２～９　（省　略） 10　第１項第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第５号の事務員のそれぞれのうち１人は，常勤でなければならない。 11～13　（省　略）

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３７号

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の
実施に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の設定について

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

介護保険法施行規則の改正に伴い，地域包括支援センターの職員の配置の基準を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員に係る基準及び員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は，原則として次のとおりとする。	（職員に係る基準及び員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（豊中市介護保険事業運営委員会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは，常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより，当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は，原則として次のとおりとする。
（１）～（３）　（省　略）	（１）～（３）　（省　略） ２　前項の規定にかかわらず，豊中市介護保険事業運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは，複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として，当該区域内の第１号被保険者の数について，おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより，当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において，当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は，同項各号に掲げる者のうちから２人

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	とする。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３８号

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和５年豊中市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（職員配置の基準） 第１０条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，第３号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）・（２）　（省　略） （３）　<u>栄養士</u>又は調理員　１以上 （４）～（６）　（省　略） ２　（省　略）	（職員配置の基準） 第１０条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，第３号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）・（２）　（省　略） （３）　<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員　１以上 （４）～（６）　（省　略） ２　（省　略）

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第３９号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第１条　廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成５年豊中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第７２条　第３４条第１項の規定による命令に違反した者は，１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。 第７３条　第３９条の規定による命令に違反した者は，３月以下の禁錮又は２００，０００円以下の罰金に処する。	第７２条　第３４条第１項の規定による命令に違反した者は，１年以下の拘禁刑又は５００，０００円以下の罰金に処する。 第７３条　第３９条の規定による命令に違反した者は，３月以下の拘禁刑又は２００，０００円以下の罰金に処する。

（豊中市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第２条　豊中市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成２３年豊中市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（罰則） 第１７条　次の各号のいずれかに該当する者は，６月以下の懲役又は２００，０００円以下の罰金に処する。 （１）～（３）　（省　略）	（罰則） 第１７条　次の各号のいずれかに該当する者は，６月以下の拘禁刑又は２００，０００円以下の罰金に処する。 （１）～（３）　（省　略）

（豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正）

第３条　豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成１７年豊中市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第８９条　次の各号のいずれかに該当する者は，３月以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。 （1）・（2）　（省　略）	第８９条　次の各号のいずれかに該当する者は，３月以下の拘禁刑又は１００，０００円以下の罰金に処する。 （1）・（2）　（省　略）

（豊中市屋外広告物条例の一部改正）

第４条　豊中市屋外広告物条例（平成２３年豊中市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（罰則） 第４９条　次の各号のいずれかに該当する者は，１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。 （1）～（3）　（省　略）	（罰則） 第４９条　次の各号のいずれかに該当する者は，１年以下の拘禁刑又は５００，０００円以下の罰金に処する。 （1）～（3）　（省　略）

（豊中市ラブホテル建築規制条例の一部改正）

第５条　豊中市ラブホテル建築規制条例（昭和５７年豊中市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（罰則） 第１２条　第８条の規定による市長の中止命令に違反した者は，６月以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。 ２　（省　略）	（罰則） 第１２条　第８条の規定による市長の中止命令に違反した者は，６月以下の拘禁刑又は１００，０００円以下の罰金に処する。 ２　（省　略）

（豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例の一部改正）

第６条　豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例（昭和２６年豊中市条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第７条　有功者が禁錮以上の刑に処せられたときは，その資格を失うものとする。	第７条　有功者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは，その資格を失うものとする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第７条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和２８年豊中市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（期末手当の支給制限） 第２７条の２　次の各号のいずれかに該当する者には，前条第１項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては，その支給を一時差し止めた期末手当）は，支給しない。 （１）・（２）　（省　略） （３）　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で，その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの （４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第２７条の３　任命権者は，支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	（期末手当の支給制限） 第２７条の２　次の各号のいずれかに該当する者には，前条第１項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては，その支給を一時差し止めた期末手当）は，支給しない。 （１）・（２）　（省　略） （３）　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で，その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの （４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第２７条の３　任命権者は，支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して，その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）をされ，その判決が確定していない場合 （２）　（省　略） ２～４　（省　略） ５　任命権者は，一時差止処分について，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし，第３号に該当する場合において，一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。 （１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３）　（省　略） ６～８　（省　略）	（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して，その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）をされ，その判決が確定していない場合 （２）　（省　略） ２～４　（省　略） ５　任命権者は，一時差止処分について，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし，第３号に該当する場合において，一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。 （１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３）　（省　略） ６～８　（省　略）

（退職手当条例の一部改正）

第８条　退職手当条例（昭和２８年豊中市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（退職手当の支払の差止め）	（退職手当の支払の差止め）

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第１３条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	第１３条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
（１）　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において，その判決の確定前に退職をしたとき。	（１）　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において，その判決の確定前に退職をしたとき。
（２）　（省　略）	（２）　（省　略）
２～４　（省　略）	２～４　（省　略）
５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし，第３号に該当する場合において，当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。	５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし，第３号に該当する場合において，当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。
（１）　（省　略）	（１）　（省　略）
（２）　当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき，判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって，次条第１項の規定による処分を受けることなく，当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合	（２）　当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき，判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって，次条第１項の規定による処分を受けることなく，当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合
（３）　（省　略）	（３）　（省　略）

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
６～10　（省　略）	６～10　（省　略）
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）	（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において，当該退職をした者が死亡したときは，当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し，第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して，当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において，当該退職をした者が死亡したときは，当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し，第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して，当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
（１）　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては，基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。	（１）　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては，基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
（２）・（３）　（省　略）	（２）・（３）　（省　略）
２～６　（省　略）	２～６　（省　略）
（退職をした者の退職手当の返納）	（退職をした者の退職手当の返納）
第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，第１２条第１項に規定する事情のほか，当該退職をした者の生計の状況を勘案して，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第２項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には，これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条	第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，第１２条第１項に規定する事情のほか，当該退職をした者の生計の状況を勘案して，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第２項又は第５項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には，これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （１）　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 （２）・（３）　（省　略） ２～６　（省　略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第１７条　（省　略） ２・３　（省　略） ４　退職手当の受給者が，当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において，当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り，当該退職手当の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ５～８　（省　略）	において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （１）　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 （２）・（３）　（省　略） ２～６　（省　略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第１７条　（省　略） ２・３　（省　略） ４　退職手当の受給者が，当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において，当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り，当該退職手当の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ５～８　（省　略）

（豊中市消防団員の定員，任免，服務，給与等に関する条例の一部改正）

第９条　豊中市消防団員の定員，任免，服務，給与等に関する条例（昭和４１年豊中市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（欠格事項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は，団員となることができない。 （１）　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）・（３）　（省　略）	（欠格事項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は，団員となることができない。 （１）　拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）・（３）　（省　略）

（豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第１０条　豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年豊中市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（退職報償金の支給の制限） 第７条　退職報償金は，次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （１）　禁こ以上の刑に処せられた者 （２）～（４）　（省　略）	（退職報償金の支給の制限） 第７条　退職報償金は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （１）　拘禁刑以上の刑に処せられた者 （２）～（４）　（省　略）

附　則

１　この条例は，令和７年６月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為の処罰については，なお従前の例による。

３　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第７条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第２７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）並びに第８条

の規定による改正後の退職手当条例第１３条第１項及び第５項，第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第３項及び第４項の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

４　前２項に定めるもののほか，刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は，市規則で定める。

市議案第４０号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　長内　繁樹

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い，低所得者の保険料軽減措置の基準を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和３５年豊中市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（低所得者の保険料の減額） 第１６条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第９条の基礎賦課額から，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第１１条の２に規定する基礎賦課限度額を超える場合には，当該基礎賦課限度額）とする。 （１）　（省　略） （２）　合計金額が地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては，同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において，当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に２９５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については，アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　（省　略） （３）　合計金額が地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては，同号に定め	（低所得者の保険料の減額） 第１６条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第９条の基礎賦課額から，それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第１１条の２に規定する基礎賦課限度額を超える場合には，当該基礎賦課限度額）とする。 （１）　（省　略） （２）　合計金額が地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては，同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において，当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に３０５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については，アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　（省　略） （３）　合計金額が地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては，同号に定め

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
る金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において，当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に５４５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者については，アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　（省　略） ２～４　（省　略）	る金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において，当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に５６０，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者については，アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　（省　略） ２～４　（省　略）

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例第１６条第１項の規定は，令和７年度以後の年度分の保険料について適用し，令和６年度分までの保険料については，なお従前の例による。

市議案第４１号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　長内繁樹

（提案理由）

保護樹等に係る罰則の規定を削除するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例

豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成１７年豊中市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
目次 第１章～第８章　（省　略） 第９章　罰則（第８９条―第９３条） 附則 第８９条　次の各号のいずれかに該当する者は，３月以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。 （１）　第３５条の規定による命令に違反した者 （２）・（３）　（省　略） 第９２条　第３２条第２項又は第３項の規定に違反した者は，３０，０００円以下の罰金に処する。 第９３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，第８９条から前条までの違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	目次 第１章～第８章　（省　略） 第９章　罰則（第８９条―第９２条） 附則 第８９条　次の各号のいずれかに該当する者は，３月以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。 （１）・（２）　（省　略） 第９２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前３条の違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

市議案第４２号

市営住宅条例の一部を改正する条例の設定について

市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

市営住宅の入居に際し，連帯保証人の確保を不要とするため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例（昭和３６年豊中市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（入居手続） 第８条　入居決定者は，市長の指定する期日までに連帯保証人の連署した市営住宅使用証書（市規則で定める特別の事情がある者については，当該連署を除く。）に敷金を添えて市長に提出しなければならない。 ２　前項に規定する連帯保証人の資格その他については，市規則で定める。	（入居手続） 第８条　入居決定者は，市長の指定する期日までに市営住宅使用証書に敷金を添えて市長に提出しなければならない。

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の市営住宅条例第８条の規定は，この条例の施行の日以後になされた入居の申込みに係る入居手続について適用し，同日前になされた入居の申込みに係る入居手続については，なお従前の例による。

市議案第４３号

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

水道法施行令の改正に伴い，水道の布設工事監督者の資格その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成２４年豊中市条例第８９号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
（布設工事監督者の資格） 第４条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は，次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後，２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （２）　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後，３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （３）　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後），５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（布設工事監督者の資格） 第４条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は，次のとおりとする。 （１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，３年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （２）　学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （３）　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後。次号において同じ。），５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	（４）　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
（４）　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（５）　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
	（６）　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
（５）　１０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（７）　１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
（６）　（省　略）	（８）　（省　略）
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）
第５条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。	第５条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。
（１）　前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者	（１）　前条第１号，第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後），同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上，同条第３号に規定する学校

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
	を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）については５年以上，同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（２）　前条第１号，第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学，理学，農学，医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後），同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上，同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）については６年以上，同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（２）　前条第１号，第３号又は第５号に規定する学校において工学，理学，農学，医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後），同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上，同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）については６年以上，同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（３）　（省　略）	（３）　（省　略）
（４）　前２号に掲げる者と同等以上の技能を有する者として管理規程で定める者	（４）　前３号に掲げる者と同等以上の技能を有する者として管理規程で定める者

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

市議案第４４号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

基金の額を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和４３年豊中市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（　現　　行　）	（　改　正　後　）
第２条　基金の額は，３４６，８７２，５０３円とする。	第２条　基金の額は，３６２，２１９，４０３円とする。

附　則

この条例は，令和７年３月３１日から施行する。

市議案第４５号

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い，退職報償金の勤務年数区分を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第　　号

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年豊中市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

<table>
<tr><th>（　現　　行　）</th><th>（　改　正　後　）</th></tr>
<tr><td>
別表
退職報償金支給額表
<table>
<tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="6">勤務年数</th></tr>
<tr><th>５年以上１０年未満</th><th>１０年以上１５年未満</th><th>１５年以上２０年未満</th><th>２０年以上２５年未満</th><th>２５年以上３０年未満</th><th>３０年以上</th></tr>
<tr><td>団長</td><td colspan="6">（省　略）</td></tr>
<tr><td>副団長</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>分団長</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>副分団長</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>部長及び班長</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>団員</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>
</td><td>
別表
退職報償金支給額表
<table>
<tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="7">勤務年数</th></tr>
<tr><th>５年以上１０年未満</th><th>１０年以上１５年未満</th><th>１５年以上２０年未満</th><th>２０年以上２５年未満</th><th>２５年以上３０年未満</th><th>３０年以上３５年未満</th><th>３５年以上</th></tr>
<tr><td>団長</td><td colspan="6">（省　略）</td><td>円
１，０７９，０００</td></tr>
<tr><td>副団長</td><td colspan="6"></td><td>１，００９，０００</td></tr>
<tr><td>分団長</td><td colspan="6"></td><td>９４９，０００</td></tr>
<tr><td>副分団長</td><td colspan="6"></td><td>９０９，０００</td></tr>
<tr><td>部長及び班長</td><td colspan="6"></td><td>８３４，０００</td></tr>
<tr><td>団員</td><td colspan="6"></td><td>７８９，０００</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

1　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は，この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し，同日前に退職した非常勤消防団員については，なお従前の例による。

市議案第４６号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

記

件　　名	契約金額	契　　約　　先
防災行政無線（同報系）システム更新工事その２	414,593,300 円	日本コムシス株式会社関　西　支　店

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第２条の規定により提案するものである。

入　札　結　果　表

件名（電子入札対象案件）	場所
防災行政無線（同報系）システム更新工事その２	豊中市岡町北３丁目４番１号外６２か所
	担当部（局）課（室）
	財務部 施設課

仮契約日	令和 7 年 1 月 30 日						
契約業者名	日本コムシス（株）　関西支店	履行期間	本契約締結日から 令和 8 年 3 月 30 日まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別	電気通信工事
契約金額	414,593,300	契約業者所在地	大阪府大阪市住之江区南港北２－１－１０			電送	令和 6 年 11 月 28 日 午後 1 時 00 分
（内消費税額）	37,690,300					入札期間	令和 6 年 12 月 13 日 午前 9 時 00 分 から 令和 6 年 12 月 16 日 午後 5 時 00 分 まで
予定価格（税込）	467,337,200	低入札調査価格（税込）	429,949,300	落札金額	414,593,300		
予定価格（税抜）	424,852,000	低入札調査価格（税抜）	390,863,000	落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。		開札日時	令和 6 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分

合算又は按分状況

工事概要

災害発生時に、的確な救済処置を迅速に指示伝達し、住民の生命・財産の安全を図り、防災、応急、救助、災害復旧に関する業務を遂行するため、また平常時には一般行政事務における連絡、案内等、生活情報の提供により住民サービス、福祉向上を図るため防災行政無線設備の更新を行うもの。

備考

失格基準価格（税抜）

直接工事費	323,700,613円
共通仮設費	8,402,364円
現場管理費	19,365,373円
一般管理費等	25,411,415円

No.	業者名及び入札経過	第１回（円）	第２回（円）	第３回（円）	第４回（円）	落札比率
1	1912-1 日本コムシス（株）　関西支店	落札 376,903,000				88.71%
2	970-0 協和テクノロジィズ（株）	失格 376,200,000				
3	1842-0 日本電通（株）	失格 376,786,000				
4	1261-1 電気興業（株）　大阪営業所	失格 376,862,000				
5	1969-1 日本無線（株）　関西支社	失格 376,870,000				
6	8271-1 （株）日立国際電気　西日本支社	失格 376,876,000				
7	8318-1 パナソニックコネクト（株）　現場ソ	失格 376,879,400				
8	641-1 沖電気工業（株）　関西支社	無効				
9	7257-1 ＮＥＣネッツエスアイ（株）　関西パ	失格 376,882,000				
10	10312-1 三信電気（株）　大阪支店	失格 376,885,074				
11	5233-1 （株）富士通ゼネラル　近畿情報通信	失格 377,288,401				

業者経歴表

件　　名	防災行政無線（同報系）システム更新工事その２

業　　者　　名	資　本　金	技　術 職員数	主な工事経歴	請負金額	発注者	備考
1912-1 日本コムシス（株）　関西支店	千円 10,000,000	人 1,668	大矢野原演習場周辺無線放送施設設置工事	千円 576,294	熊本県 上益城郡山都町	

■ 防災行政無線（同報系）システム更新工事その２

【子局設置場所一覧表】

（１）小学校

	No.	学校名	所在地
小学校	1	克明小学校	豊中市岡町北3-4-1
	2	桜塚小学校	豊中市北桜塚2-6-1
	3	大池小学校	豊中市本町1-7-12
	4	螢池小学校	豊中市螢池中町1-15-1
	5	桜井谷小学校	豊中市柴原町3-11-1
	6	熊野田小学校	豊中市赤坂1-5-1
	7	中豊島小学校	豊中市曽根東町6-13-1
	8	豊島小学校	豊中市服部西町3-6-5
	9	原田小学校	豊中市原田元町1-17-1
	10	小曽根小学校	豊中市小曽根1-2-1
	11	豊南小学校	豊中市豊南町西2-19-1
	12	上野小学校	豊中市上野東2-8-8
	13	南桜塚小学校	豊中市南桜塚2-2-1
	14	新田小学校	豊中市上新田2-19-1
	15	庄内西小学校	豊中市庄本町4-1-10
	16	(旧)千成小学校＊工事中	豊中市千成町2-2-1，2-2-65
	17	北丘小学校	豊中市新千里北町2-19-1
	18	東丘小学校	豊中市新千里東町3-1-1
	19	東豊中小学校	豊中市東豊中町5-1-1
	20	豊島西小学校	豊中市上津島3-4-1
	21	西丘小学校(千里西町公園)	豊中市新千里西町2-23
	22	高川小学校	豊中市豊南町東1-1-1
	23	刀根山小学校	豊中市刀根山5-2-1
	24	南丘小学校	豊中市新千里南町2-13-1
	25	豊島北小学校	豊中市曽根南町2-19-1
	26	泉丘小学校	豊中市西泉丘1-10-1
	27	少路小学校	豊中市西緑丘2-10-1
	28	野畑小学校	豊中市向丘3-1-1
	29	東豊台小学校	豊中市東豊中町6-2-1
	30	箕輪小学校	豊中市箕輪1-1-1
	31	北条小学校	豊中市北条町2-16-1
	32	寺内小学校	豊中市寺内2-15-1
	33	緑地小学校	豊中市城山町4-1-1
	34	桜井谷東小学校	豊中市桜の町7-5-1
	35	東泉丘小学校	豊中市東泉丘3-2-1
	36	北緑丘小学校(北緑丘緑道内)	豊中市北緑丘2-1-23
	37	新田南小学校	豊中市上新田4-9-1
	38	旧島田小学校	豊中市庄内栄町2-20-1

（２）中学校

	No.	学校名	所在地
中学校	1	第一中学校	豊中市曽根西町1-6-1
	2	第五中学校	豊中市立花町1-10-1
	3	第七中学校	豊中市庄内栄町5-10-1
	4	第八中学校	豊中市新千里東町3-2-1
	5	第九中学校	豊中市新千里南町1-4-1
	6	第十二中学校	豊中市浜2-14-1
	7	第十三中学校	豊中市柴原町2-14-1
	8	第十五中学校	豊中市熊野町3-8-1
	9	第十七中学校	豊中市西泉丘2-2432-2
	10	第十八中学校	豊中市螢池中町4-7-1

（３）義務教育学校

	No.	学校名	所在地
義務教育学校	1	庄内さくら学園	豊中市庄内幸町4-29-2

（４）その他

	No.	学校名	所在地
その他	1	服部緑地公園	レストハウス南
	2	大阪大学豊中地区	豊中市待兼山町38
	3	寺内配水場	豊中市東寺内町15
	4	千里文化センター	豊中市新千里東町1-2-2
	5	勝部センター	豊中市勝部1-5-8
	6	利倉橋付近	豊中市利倉西
	7	ふれあい緑地広場	豊中市服部寿町3-11
	8	神崎川公園	豊中市大島町3-9
	9	豊中市役所	豊中市中桜塚3-1-1
	10	豊中市文化芸術センター	豊中市曽根東町3-7-2
	11	野田中央公園	豊中市野田町9

【廃局場所一覧表】

（５）廃局

	No.	学校名	所在地
廃局	1	庄内南小学校	豊中市大黒町1-2-15
	2	(旧)野田小学校	豊中市野田町1-1
	3	(旧)さくら学園中学校	豊中市野田町8-1

全６０局の改修と３局の廃止

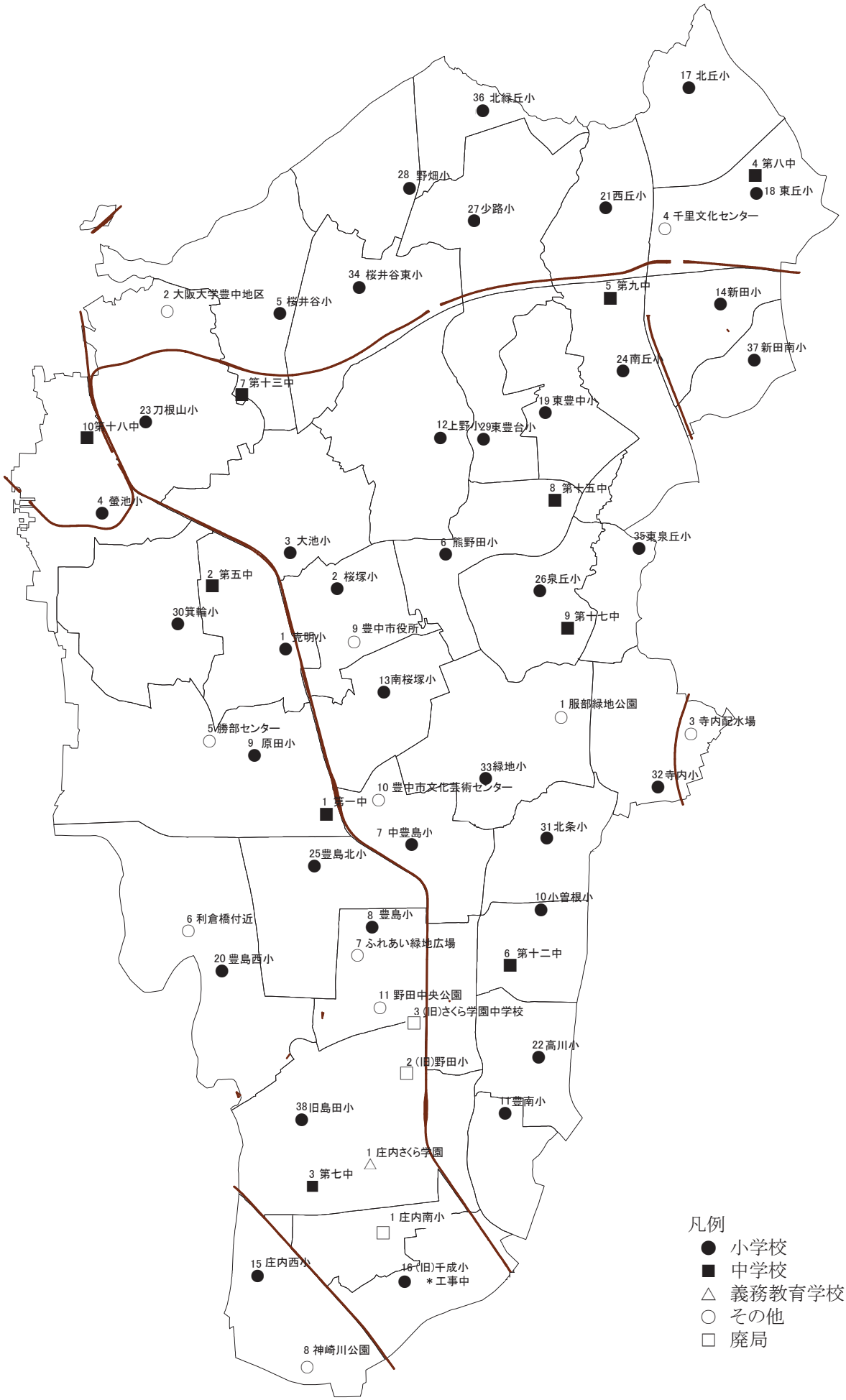
17 北丘小
36 北緑丘小
4 第八中
18 東丘小
28 野畑小
21西丘小
27少路小
4 千里文化センター
34 桜井谷東小
2 大阪大学豊中地区
5 桜井谷小
5 第九中
14新田小
37 新田南小
24南丘小
7 第十三中
19 東豊中小
23刀根山小
10第十八中
12上野小
29東豊台小
8 第十五中
4 螢池小
3 大池小
6 熊野田小
35東泉丘小
2 第五中
2 桜塚小
26泉丘小
30箕輪小
9 第十七中
9 豊中市役所
1 克明小
13南桜塚小
1 服部緑地公園
3 寺内配水場
5 勝部センター
9 原田小
33緑地小
32寺内小
10 豊中市文化芸術センター
1 第一中
7 中豊島小
31北条小
25豊島北小
10小曽根小
6 利倉橋付近
8 豊島小
7 ふれあい緑地広場
20 豊島西小
6 第十二中
11 野田中央公園
3 (旧)さくら学園中学校
22高川小
2 (旧)野田小
38旧島田小
11豊南小
1 庄内さくら学園
3 第七中
1 庄内南小
15 庄内西小
16 (旧)千成小
＊工事中
8 神崎川公園
凡例
小学校
中学校
義務教育学校
その他
廃局

市議案第４８号

指定金融機関の指定について

令和７年（２０２５年）８月１日から令和８年（２０２６年）７月３１日まで株式会社りそな銀行を豊中市指定金融機関に指定する。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

地方自治法施行令第１６８条第２項の規定により指定金融機関を指定するため、提案するものである。

市議案第４９号

市道路線の認定及び変更について

別紙調書のとおり、市道路線の認定及び変更をするものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

市道路線の認定及び変更したいので、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により提案するものである。

市道路線認定調書

図面対照番号	理由番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	1	宮山町第９９号線	宮山町２丁目２４７番４地先から 宮山町２丁目２４７番６地先まで	
2	2	柴原町第７３号線	柴原町５丁目１４１番８地先から 柴原町５丁目１４１番５地先まで	
3	3	東豊中町第１７３号線	東豊中町６丁目６９３番９地先から 東豊中町６丁目６９３番１２地先まで	
4	4	東豊中町第１７４号線	東豊中町６丁目６９３番４地先から 東豊中町６丁目１６２３番１０地先まで	
5	5	東豊中町第１７５号線	東豊中町６丁目６９３番５地先から 東豊中町６丁目６９３番１６地先まで	
6	6	千里園第４３号線	千里園１丁目１６０番１地先から 千里園１丁目１６０番５地先まで	
7	7	熊野町第６３号線	熊野町１丁目５１番１０地先から 熊野町１丁目５１番３地先まで	
8	8	西泉丘第２７号線	西泉丘１丁目７６４番２５地先から 西泉丘１丁目７６４番２３地先まで	
9	9	西泉丘第２８号線	西泉丘２丁目２４４５番１３地先から 西泉丘２丁目２４３９番４０地先まで	
10	10	長興寺北第３８号線	長興寺北１丁目２７９番２１地先から 長興寺北１丁目２７９番１９地先まで	
11	11	原田中第６号線	原田中１丁目１６８番１地先から 原田中１丁目１５９番１地先まで	
12	12	小曽根第７２号線	小曽根１丁目１７６９番１地先から 小曽根１丁目１７７２番１地先まで	
13	13	小曽根第７３号線	小曽根２丁目１８０３番４地先から 小曽根２丁目１８０３番４地先まで	

市道路線認定理由説明書

１．認定理由番号第１号から第９号、第１３号の路線は、都市計画法の開発行為に基づき当市に帰属されたものです。

（図面対照番号　１号・２号・３号・４号・５号・６号・７号・８号・９号・１３号）

２．認定理由番号第１０号から第１２号の路線は、私有道路敷の寄附を受けたものです。

（図面対照番号　１０号・１１号・１２号）

豊中市全図

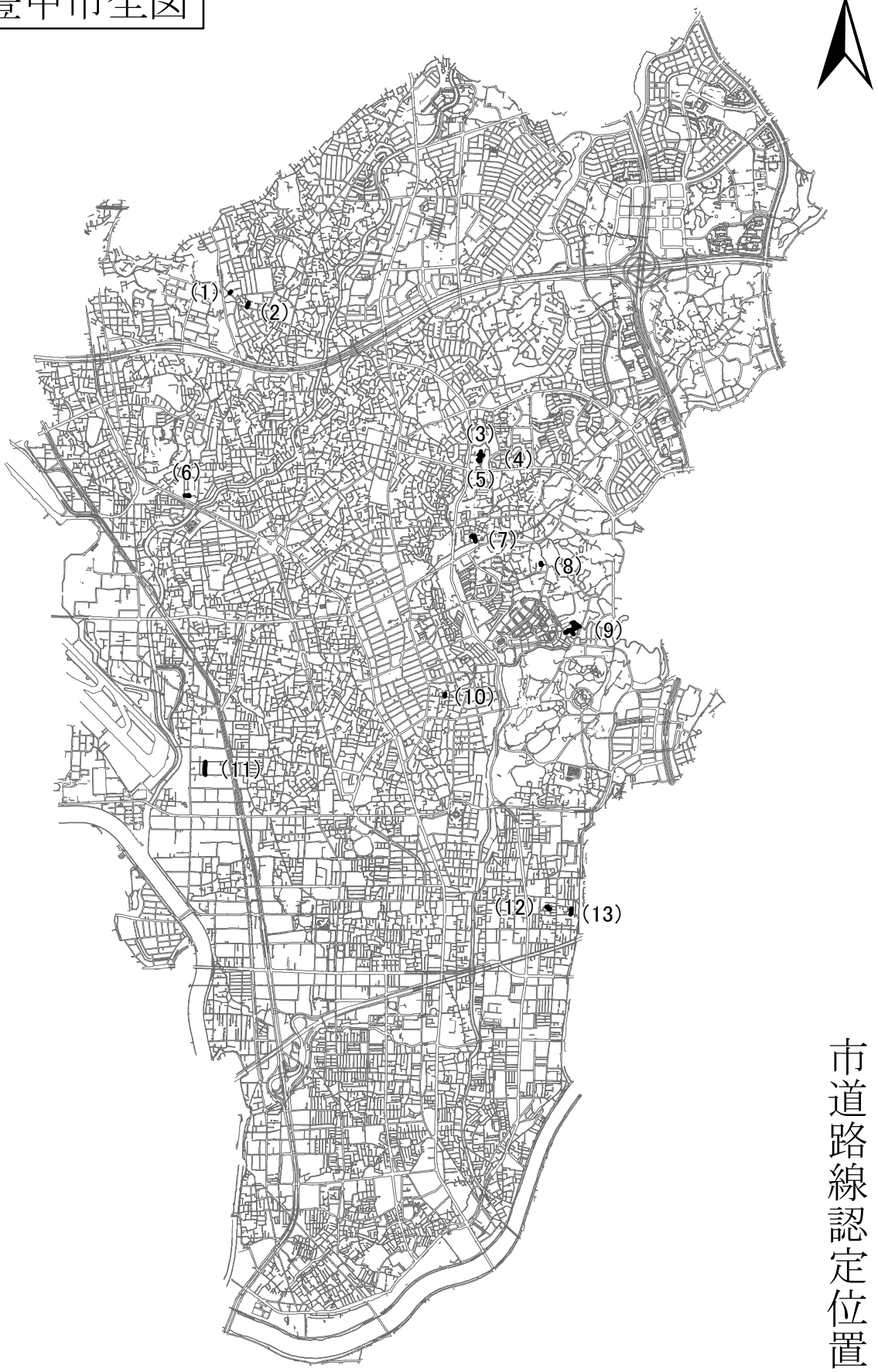

市道路線認定位置図

（1）　宮山町第９９号線　　路線認定図

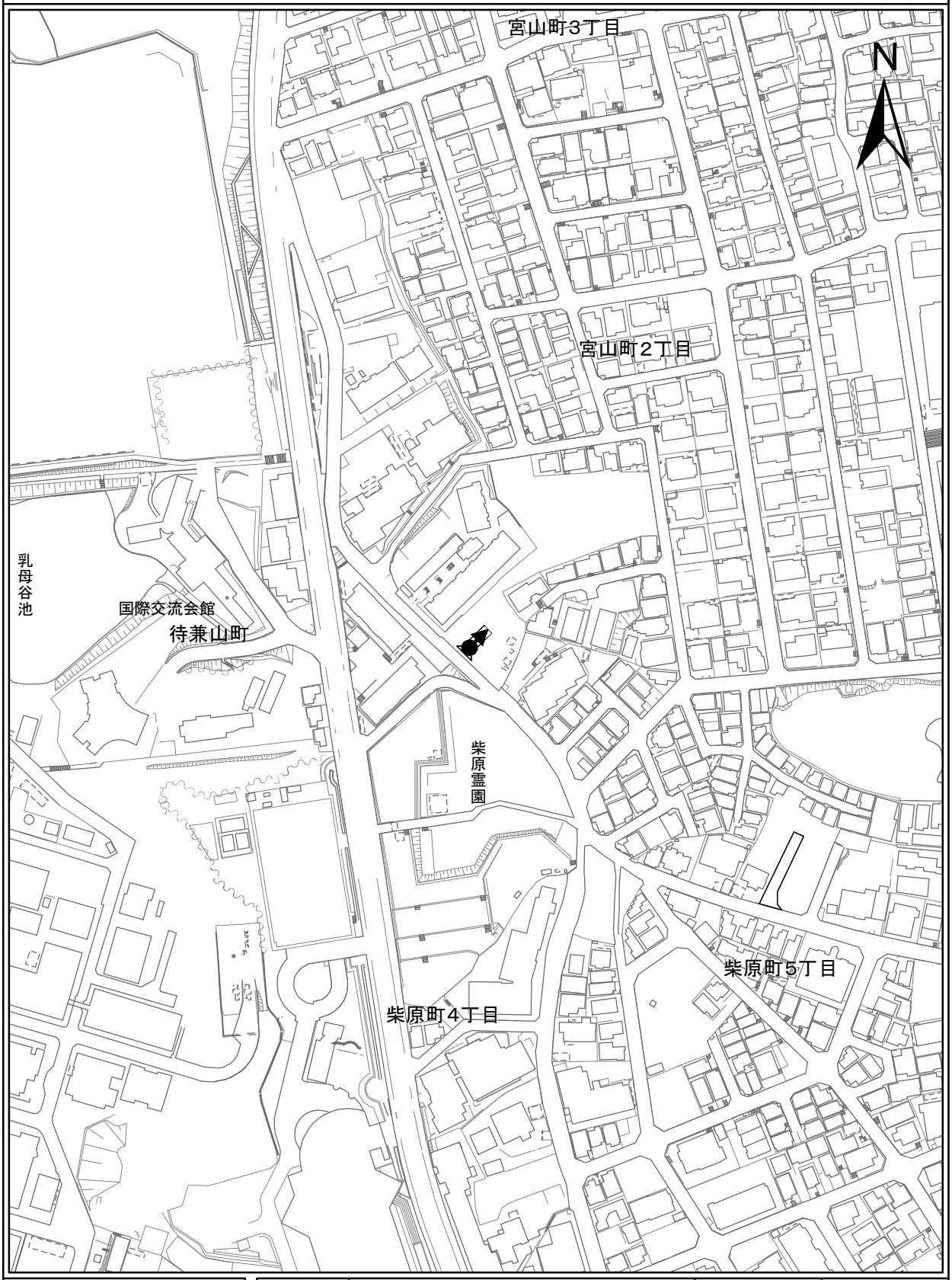

凡　例		起　点	宮山町２丁目２４７番４地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	宮山町２丁目２４７番６地先	14.55	最小 4.70 最大 4.70

（２）　柴原町第７３号線　　路線認定図

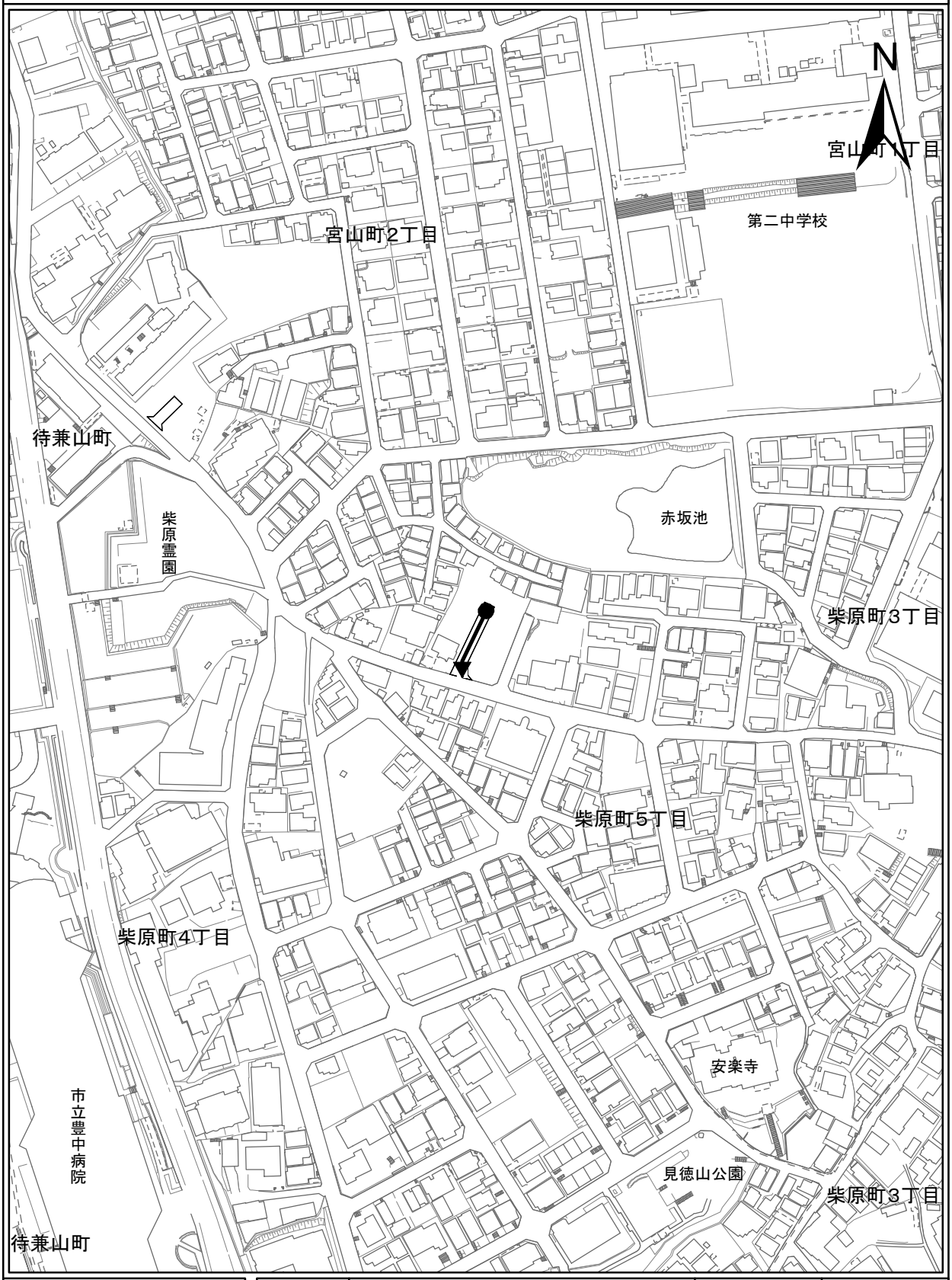

凡　例		起　点	柴原町５丁目１４１番８地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	柴原町５丁目１４１番５地先	34.40	最小 4.70 最大 7.72

（３）　東豊中町第１７３号線　　路線認定図

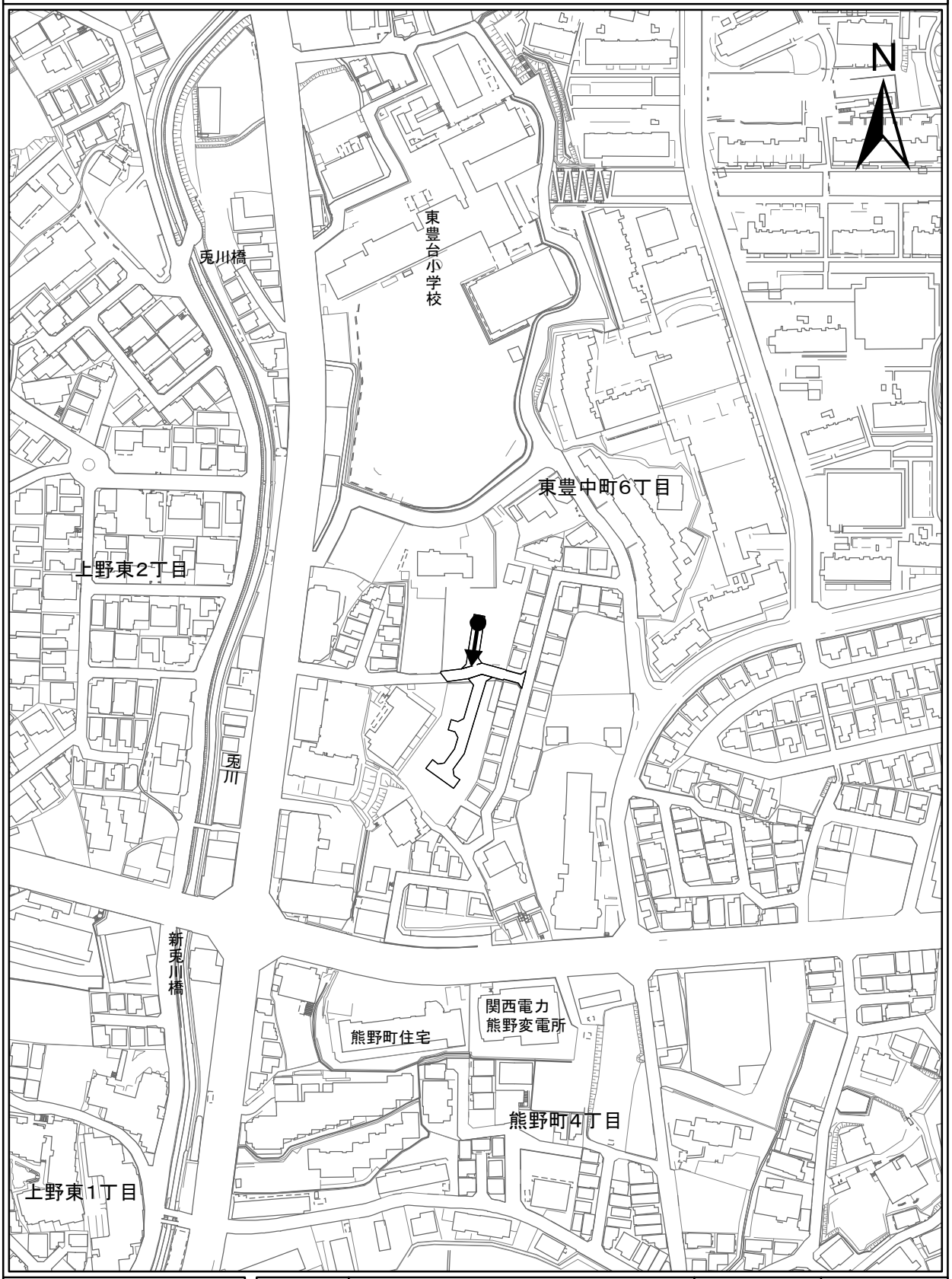

凡　例		起　点	東豊中町６丁目６９３番９地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	東豊中町６丁目６９３番１２地先	22.33	最小 4.70 最大 4.70

（４）　東豊中町第１７４号線　　路線認定図

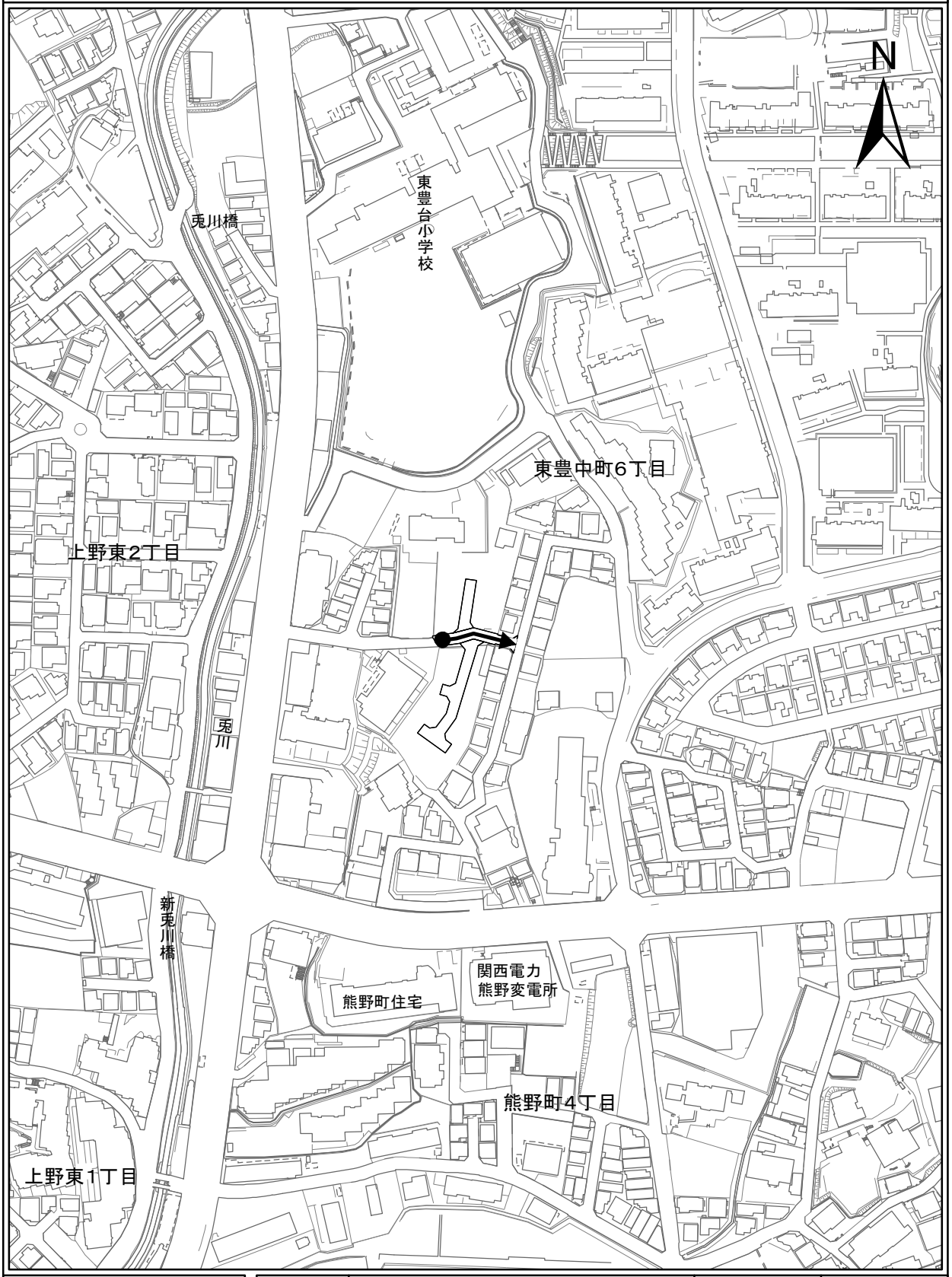

凡　例		起　点	東豊中町６丁目６９３番４地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	東豊中町６丁目１６２３番１０地先	35.94	最小 4.00 最大 4.70

（５）　東豊中町第１７５号線　　路線認定図

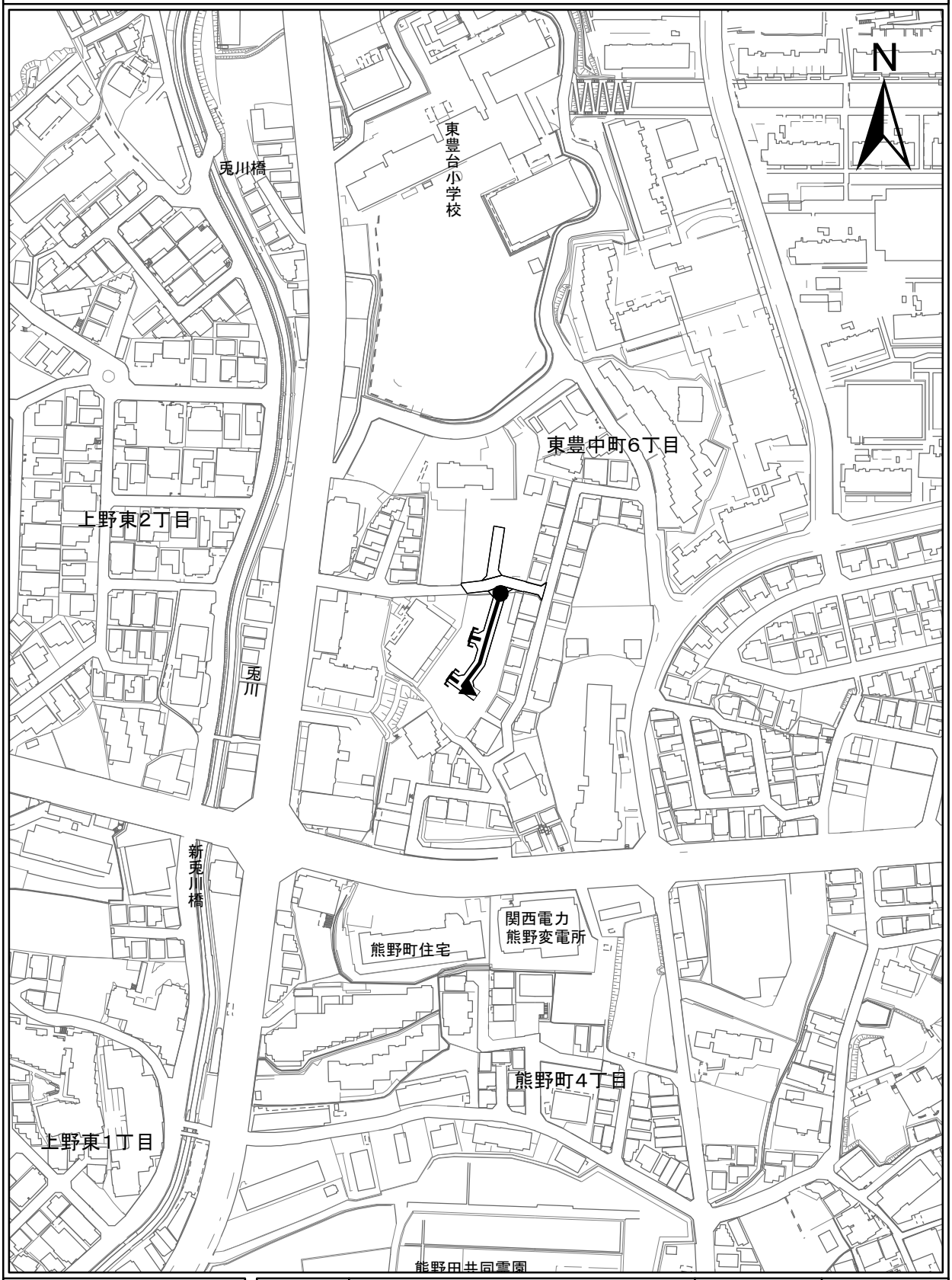

凡　例		起　点	東豊中町６丁目６９３番５地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	東豊中町６丁目６９３番１６地先	64.32	最小 4.70 最大 4.70

（６）　千里園第４３号線　　路線認定図

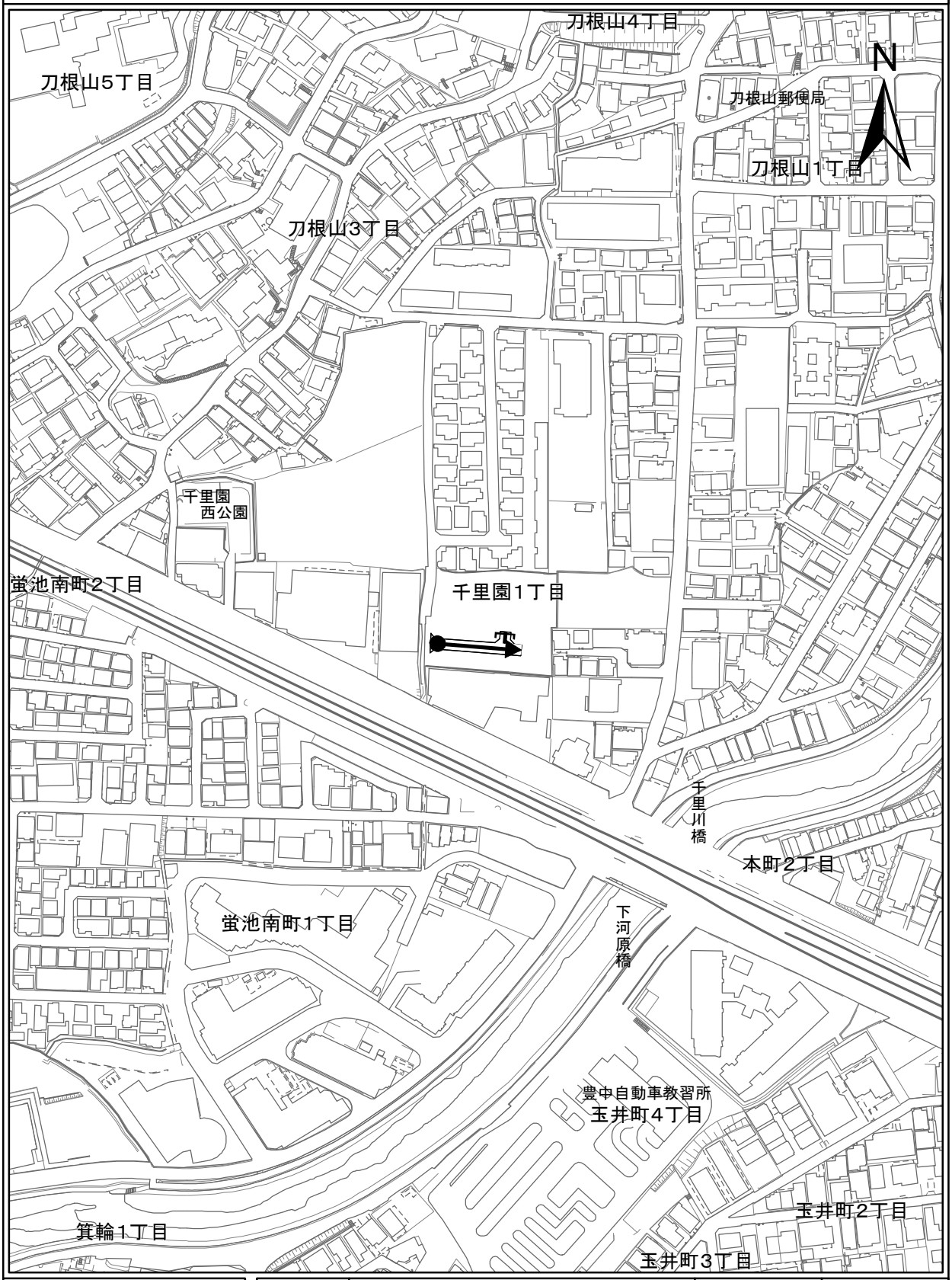

凡　例		起　点	千里園１丁目１６０番１地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	千里園１丁目１６０番５地先	44.52	最小 4.70 最大 4.70

（７）　熊野町第６３号線　　路線認定図

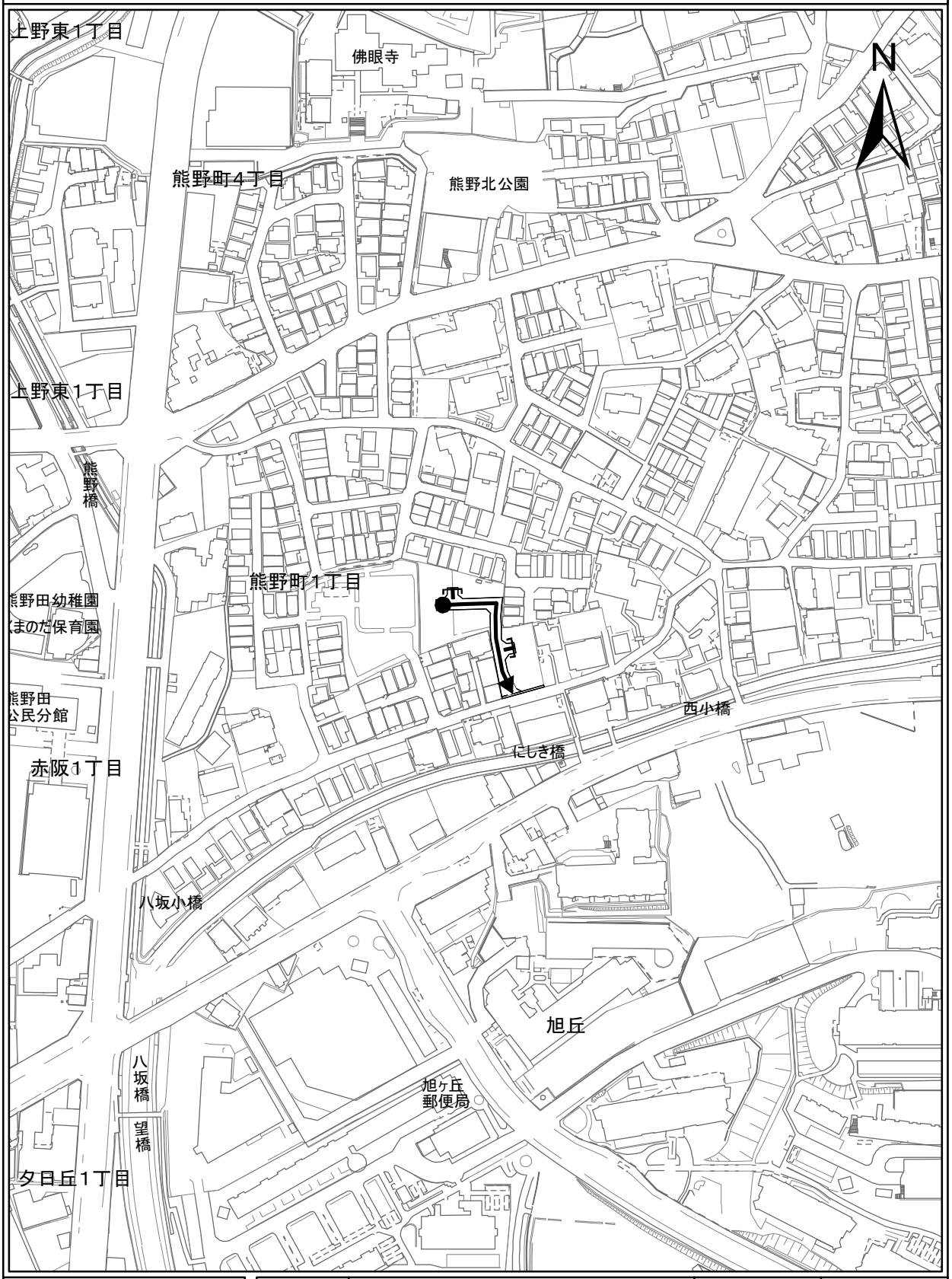

凡　例		起　点	熊野町１丁目５１番１０地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	熊野町１丁目５１番３地先	76.78	最小 4.70 最大 7.15

（８）　西泉丘第２７号線　　路線認定図

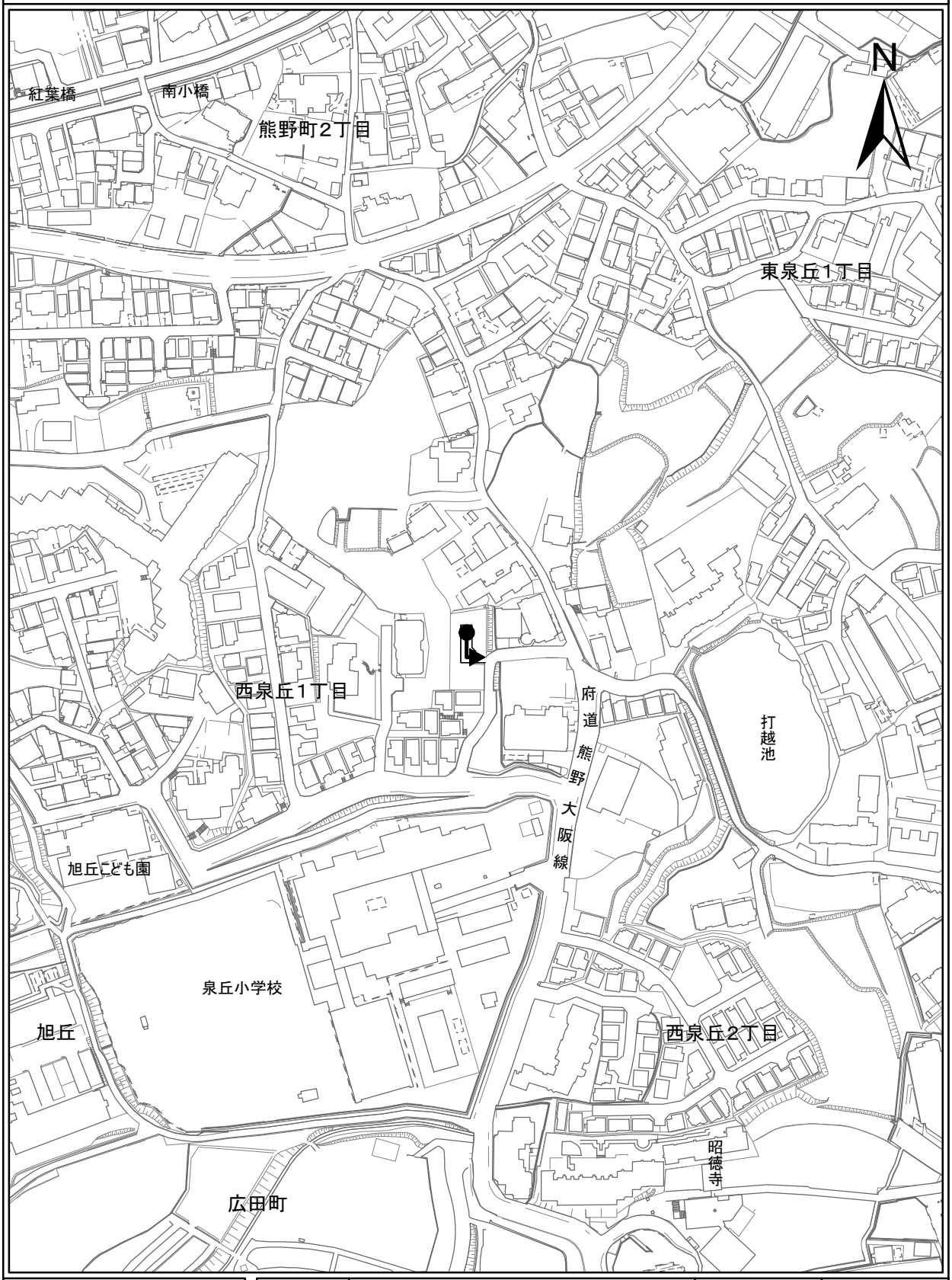

凡　例		起　点	西泉丘１丁目７６４番２５地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	西泉丘１丁目７６４番２３地先	22.11	最小 4.70 最大 4.70

（９）　西泉丘第２８号線　　路線認定図

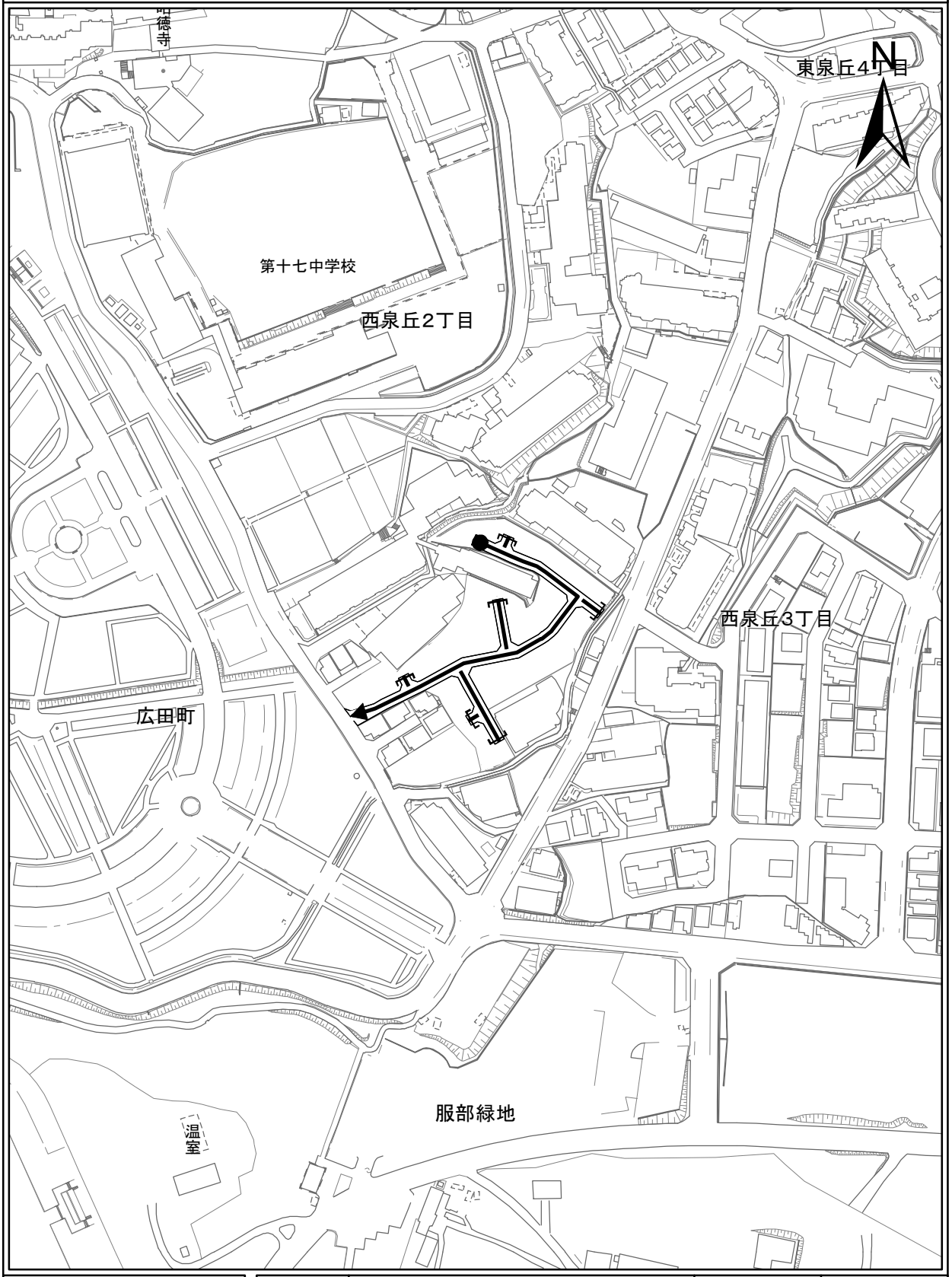

凡　例		起　点	西泉丘２丁目２４４５番１３地先	延　長 m	幅　員 m
●―――▶	認定路線	終　点	西泉丘２丁目２４３９番４０地先	248.34	最小 4.70 最大 6.99

（１０）　長興寺北第３８号線　　路線認定図

凡　例		起　点	長興寺北１丁目２７９番２１地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	長興寺北１丁目２７９番１９地先	20.99	最小 4.70 最大 4.70

（１１）　原田中第６号線　　路線認定図

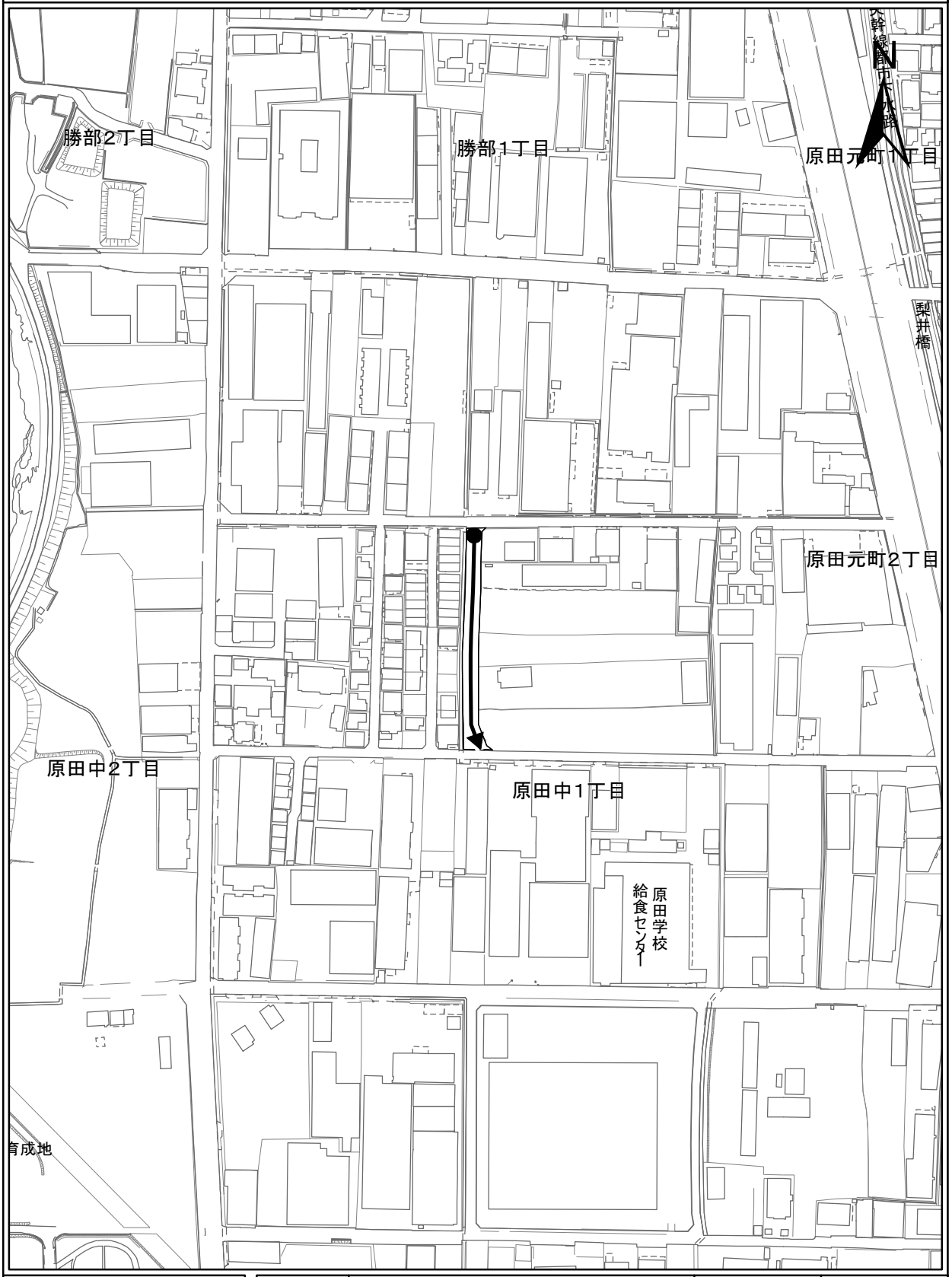

凡　例		起　点	原田中１丁目１６８番１地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	原田中１丁目１５９番１地先	96.97	最小 6.70 最大 9.87

（１２）　小曽根第７２号線　　路線認定図

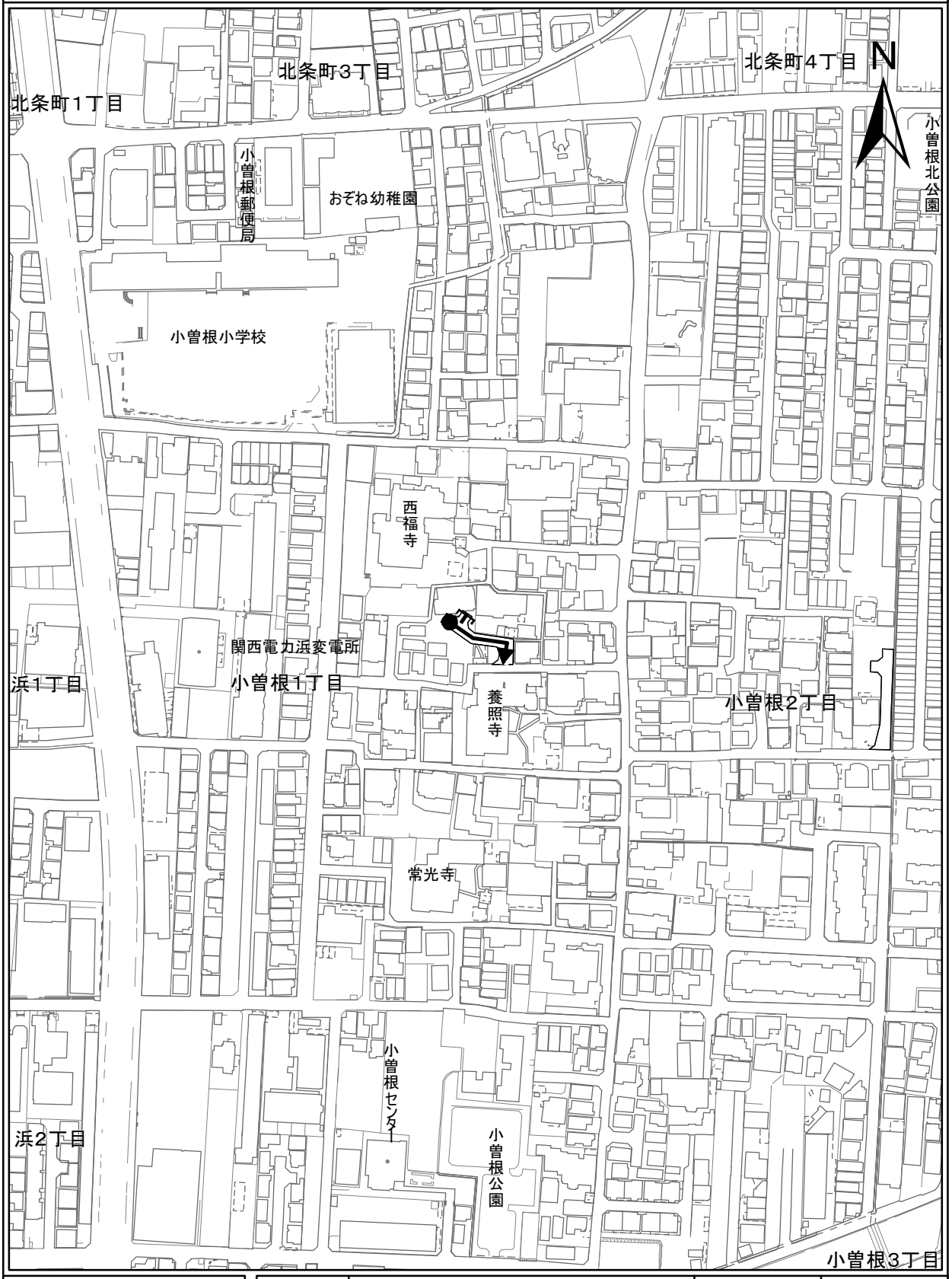

凡　例		起　点	小曽根１丁目１７６９番１地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	小曽根１丁目１７７２番１地先	45.07	最小 4.70 最大 6.76

（１３）　小曽根第７３号線　　路線認定図

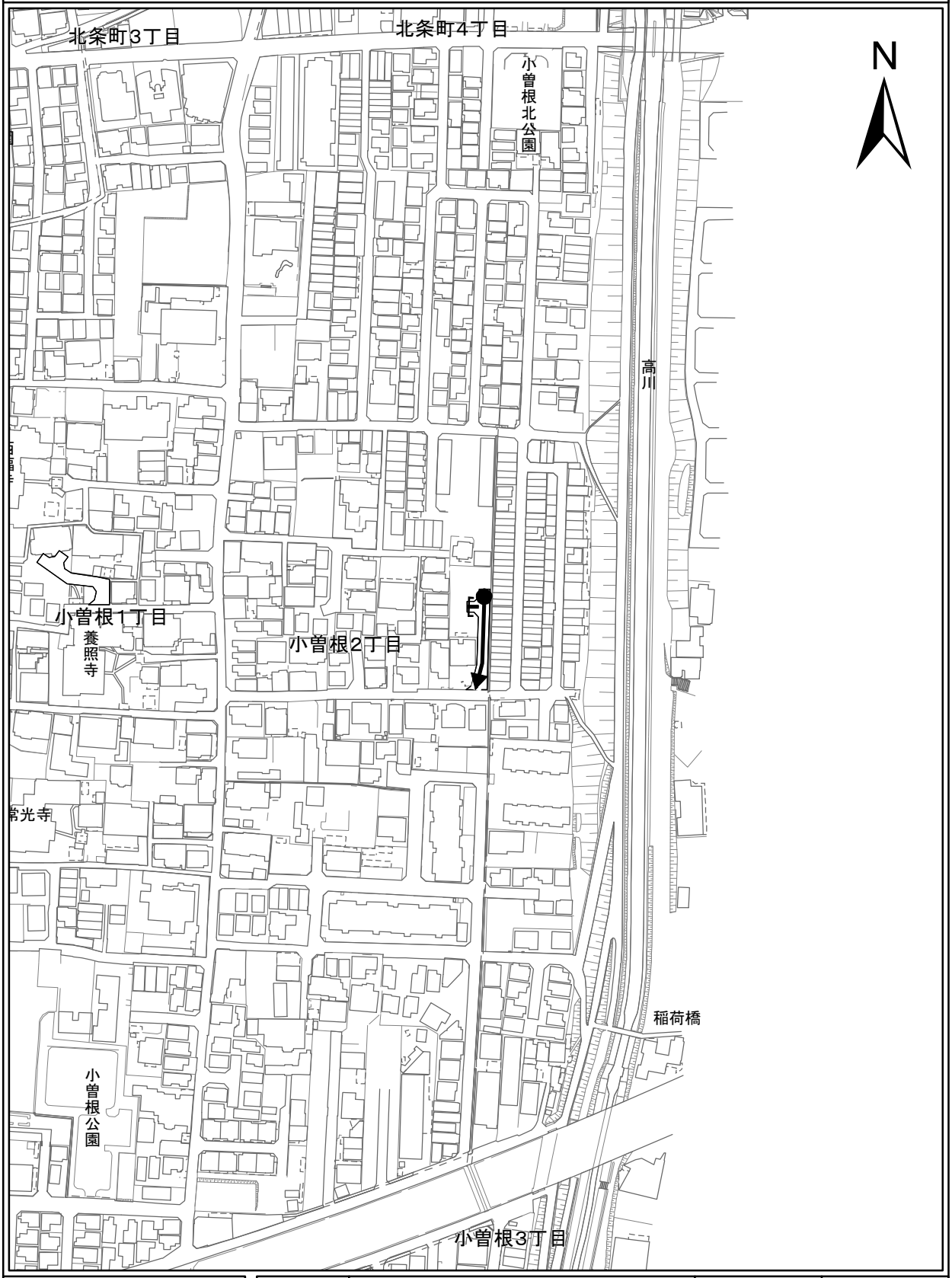

凡　例		起　点	小曽根２丁目１８０３番４地先	延　長 m	幅　員 m
●―――→	認定路線	終　点	小曽根２丁目１８０３番４地先	49.04	最小 4.70 最大 6.83

市道路線変更調書

図面対照番号	理由番号	路　線　名	前 後	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	1	庄本町歩第１号線	前	庄本町２丁目６７６番地先から 庄本町２丁目６７７番１地先まで	
			後	庄本町２丁目６７６番地先から 庄本町２丁目６８３番２地先まで	
2	2	庄本町第２５号線	前	庄本町２丁目６７４番地先から 庄本町２丁目６８４番１地先まで	
			後	庄本町２丁目６７４番１地先から 庄本町２丁目６７９番３地先まで	

市道路線変更理由説明書

１．変更理由番号第１号・２号の路線は、通り池水路整備事業により変更するものです。
（図面対照番号　１号・２号）

豊中市全図

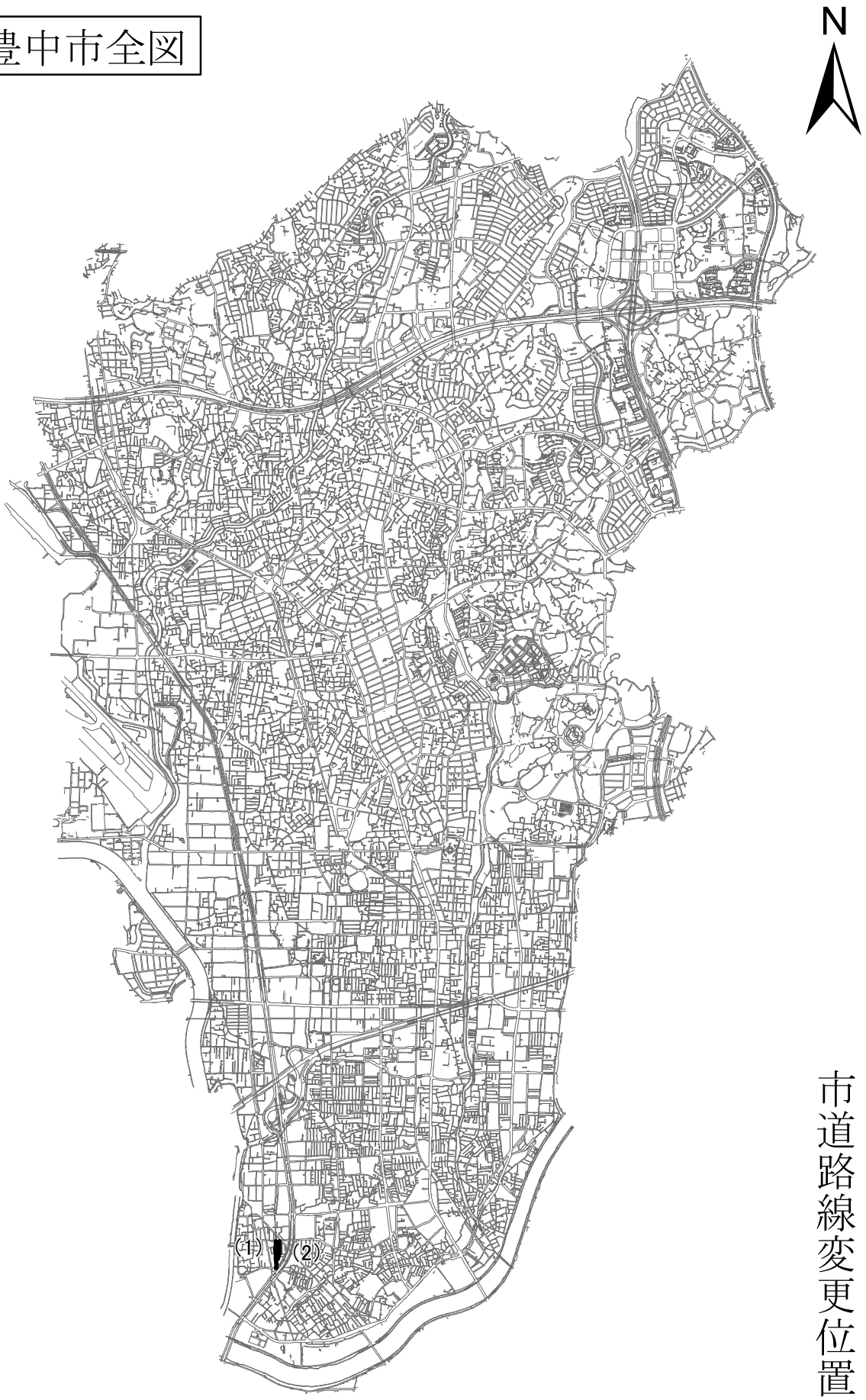

市道路線変更位置図

（1）　庄本町歩第１号線　　路線変更図

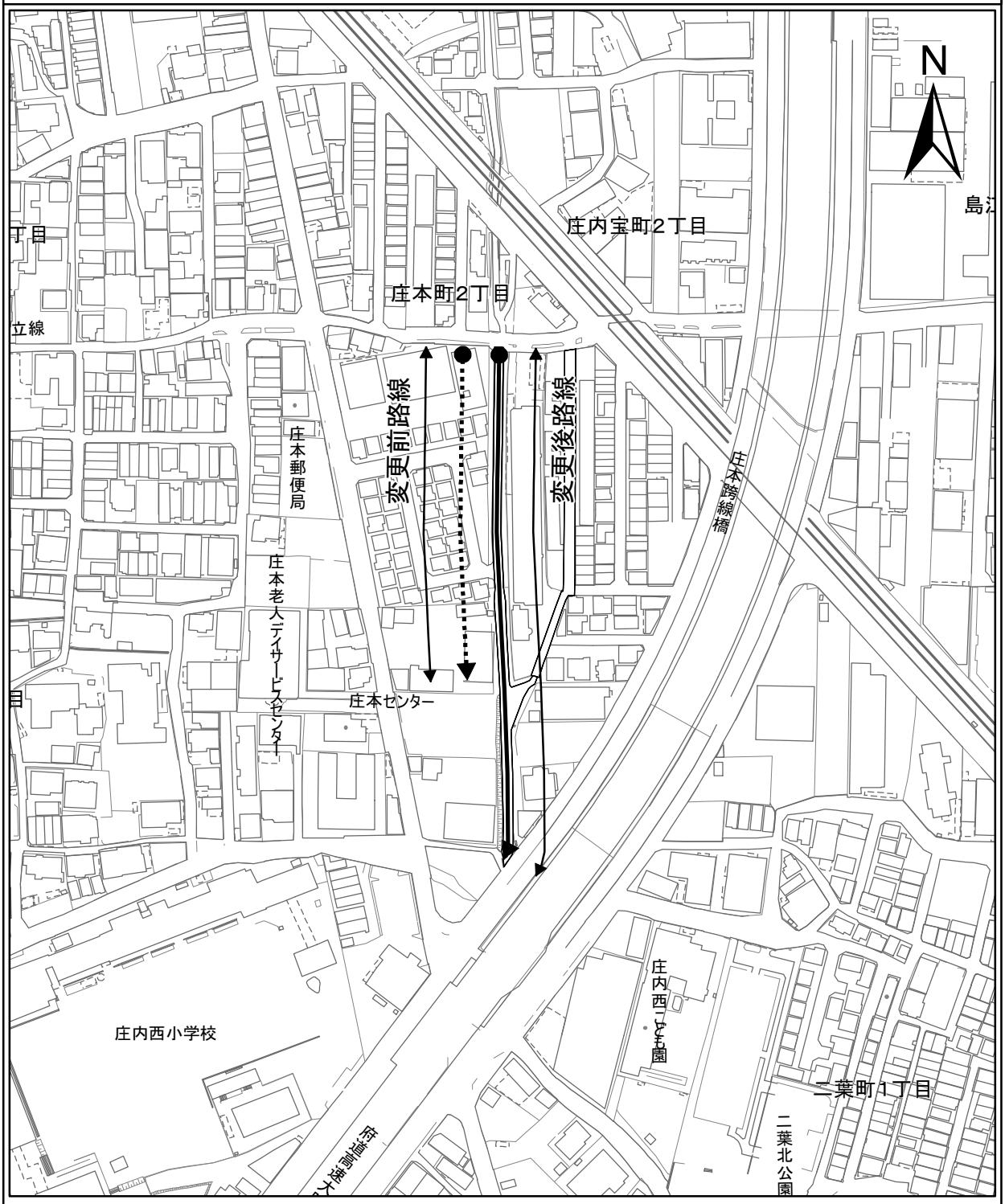

凡　例	
●--------→	変更前路線
●———→	変更後路線

変更前路線

起　点	庄本町２丁目６７６番地先	延　長 m	幅　員 m
終　点	庄本町２丁目６７７番１地先	136.18	最小 3.50 最大 3.50

変更後路線

起　点	庄本町２丁目６７６番地先	延　長 m	幅　員 m
終　点	庄本町２丁目６８３番２地先	210.92	最小 3.50 最大 4.00

（２）　庄本町第２５号線　　路線変更図

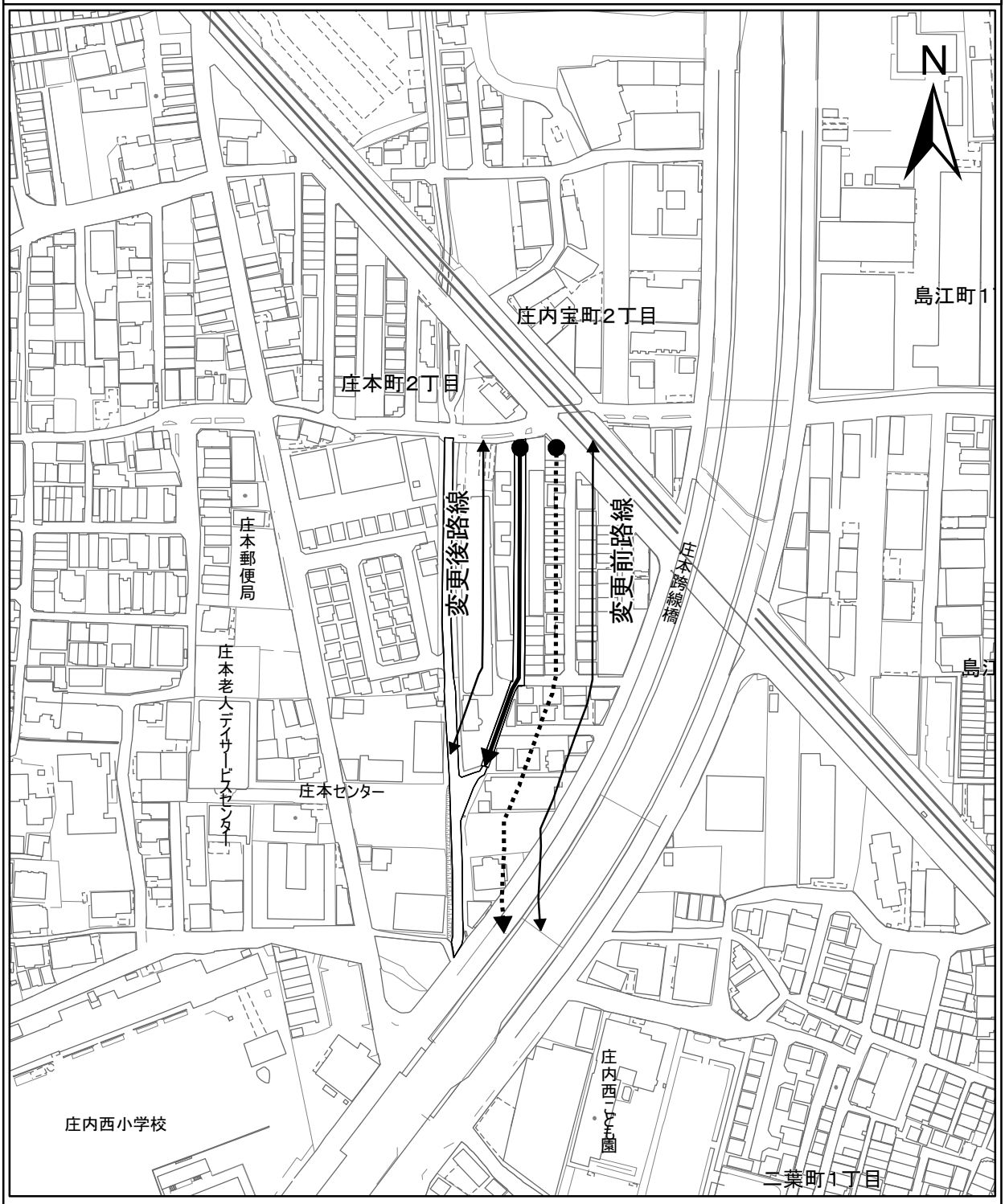

凡　例	
●----------→	変更前路線
●————→	変更後路線

変更前路線

起　点	庄本町２丁目６７４番地先	延　長 m	幅　員 m
終　点	庄本町２丁目６８４番１地先	223.80	最小 1.21 最大 7.02

変更後路線

起　点	庄本町２丁目６７４番１地先	延　長 m	幅　員 m
終　点	庄本町２丁目６７９番３地先	136.84	最小 2.95 最大 4.00

市議案第５０号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

記

１　契約の目的

地方自治法の定めるところにより、特定の事件について監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けること

２　契約期間

令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで

３　契約金額

１１，８８０，０００円を上限とする額

４　費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出の後に一括払い

５　契約先

住所　大阪市淀川区西宮原

資格　公認会計士

名前　小室　将雄

（提案理由）

上記の者と包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第２５２条の３６第１項の規定により提案するものである。

包括外部監査人の経歴

住　　所　　大阪市淀川区西宮原

名　　前　　小室（こむろ）　将雄（まさお）

５０歳

最終学歴　　流通科学大学 情報学部 経営情報学科

資格取得年月日　　平成１６年(2004 年)４月２１日　公認会計士名簿に登録

主たる経歴

就任年月	所　　属
平成 10 年 10 月 (1998 年)	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社
平成 26 年 7 月 (2014 年)	有限責任監査法人トーマツ　パートナーに就任

包括外部監査に関わる主たる経歴

実施年度	団体名	役割	監査・研修テーマ
平成 26 年度 (2014 年度)	八尾市	補助者	生活保護事業に関する事務の執行について
平成 27 年度 (2015 年度)			市単費事業に関する事務の執行について
平成 28 年度 (2016 年度)			外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について
平成 29 年度 (2017 年度)	和歌山市	監査人	窓口業務に関する財務事務について
平成 30 年度 (2018 年度)			公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について
令和元年度 (2019 年度)			水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事情の執行及び経営に係る事業の管理について
令和 2 年度 (2020 年度)	吹田市	監査人	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事務の管理について
令和 3 年度 (2021 年度)			補助金等に係る財務に関する事務の執行について
令和 4 年度 (2022 年度)			指定管理者制度の運用に関する事務の執行について
令和 5 年度 (2023 年度)	豊中市	監査人	行財政改革の推進と地方公会計の活用について
令和 6 年度 (2024 年度)			会計課が所管する財務に係る事務の執行について

市議案第５３号

大阪府と豊中市との児童自立支援施設に関する事務の委託
に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定による、大阪府と豊中市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託について、次の規約案をもって、大阪府と協議する。

令和７年（２０２５年）２月２１日提出

豊中市長　　長　内　繁　樹

（提案理由）

地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため、提案するものである。

大阪府と豊中市との児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　豊中市は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により大阪府に委託する。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務は、大阪府立修徳学院及び大阪府立子どもライフサポートセンターにおいて行う。

２　前項に規定するもののほか、委託事務の管理及び執行の方法については、大阪府知事と豊中市長が協議の上、別に定めるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は豊中市の負担とし、その細目については大阪府知事と豊中市長が協議の上、別に定めるものとする。

第４条　大阪府知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪府一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第５条　大阪府知事は、地方自治法第 233 条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を豊中市長に通知するものとする。

（疑義等の決定）

第６条　この規約に定めのない事項又はこの規約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、大阪府知事と豊中市長が協議の上、決定するものとする。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。